

第2期那須塩原市

環境基本計画

人と自然が調和し みんなでつくる
持続可能なまち 那須塩原



那須塩原市
平成29年3月

はじめに

那須塩原市は、栃木県北部の広大な那須野が原扇状地の北西一帯を占め、先人のたゆまぬ努力と市民の郷土愛に支えられながら、県北の中核都市としての礎を築いてきました。

北西部の山岳地帯、平野部の豊かな田園地帯や美しい平地林、那珂川・箒川を中心とした清らかな水辺環境などの豊かな自然環境は、私たちに潤いと安らぎを与え、快適な生活を営んでいく上での基盤となっており、誇るべき宝でもあります。



先人から引き継いだこの豊かな自然環境の恵みを享受するだけでなく、次の世代に引き継いでいくことが私たちの大きな責務であります。

そこで本市では、平成20年3月に「那須塩原市環境基本計画」を策定し、様々な環境施策を推進してきたところですが、平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故は、計画停電や広範囲にわたる放射能汚染など本市にも甚大な被害をもたらし、エネルギーシステムや地域資源を見直す大きな要因となりました。このような状況を踏まえ、平成24年3月には、内容の一部改訂を行い、総合的かつ計画的に環境の保全及び創造に取り組んできたところです。

本市における環境課題については、進行する地球温暖化への対応や安全・安心な市民生活の実現、人口減少社会における取組など、ますます多様化・高度化しております。

こうした状況に対応するためには、市民の皆様や事業者の皆様と連携、協働しながら、取組を推進していく必要があるため、環境に係る最上位計画となる「第2期那須塩原市環境基本計画」を策定いたしました。

今後も、本計画における市の将来像「人と自然が調和し みんなでつくる 持続可能なまち 那須塩原」の実現のため、より一層の御理解と御協力、そして積極的な参画を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました環境審議会、市民懇談会の各委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

那須塩原市長 君島 寛

目 次

第 1 部 基本構想

第 1 章 計画の基本的事項.....	2
第 1 節 計画策定の趣旨.....	2
第 2 節 計画の役割.....	3
第 3 節 計画の位置付け.....	3
第 4 節 計画における各主体の役割と責務.....	4
第 5 節 計画の構成.....	5
第 6 節 計画の対象範囲.....	6
第 7 節 計画の期間.....	6
第 2 章 市の姿.....	7
第 1 節 位置、地勢.....	7
第 2 節 気候.....	8
第 3 節 人口、世帯数.....	8
第 4 節 産業別就業者数.....	9
第 5 節 土地利用状況.....	9
第 3 章 市の環境の現状と課題.....	10
第 1 節 第 1 期環境基本計画における指標ごとの達成状況.....	10
第 2 節 環境の主な現状と課題.....	14
第 4 章 計画の方向性.....	31
第 1 節 市の将来像.....	31
第 2 節 望ましい環境像.....	32
第 3 節 計画の推進方針.....	34

第 2 部 基本計画

第 1 章 計画の展開.....	36
第 1 節 主要施策・環境配慮施策.....	37
第 2 節 重点施策.....	50
第 3 節 計画の推進及び進行管理.....	53

第 3 部 環境配慮行動指針

第 1 章 環境配慮行動指針.....	56
第 1 節 環境配慮行動指針の目的.....	56
第 2 節 市民の行動指針.....	56
第 3 節 事業者の行動指針.....	58
第 4 節 市の行動指針.....	60

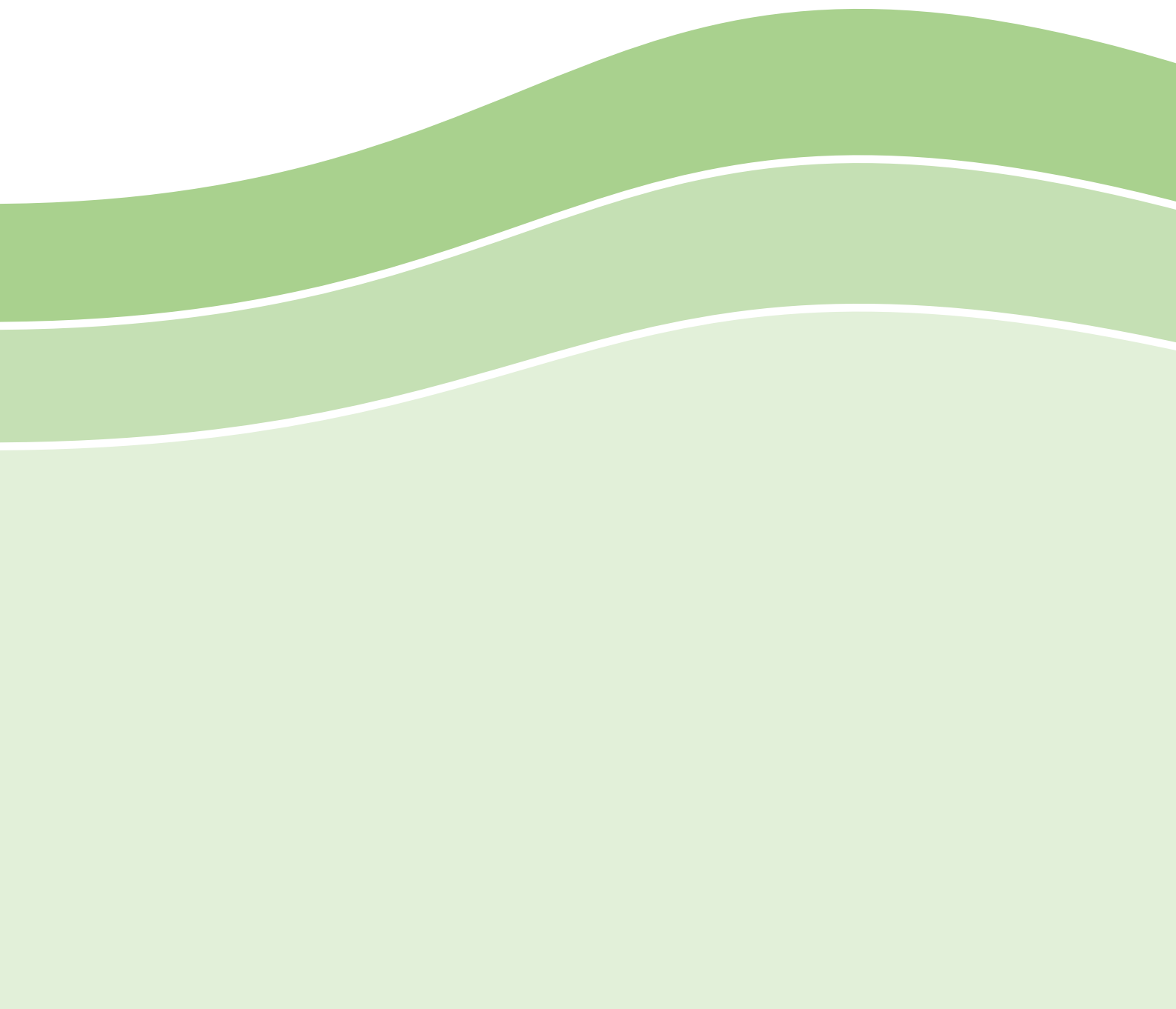
第4部 地域別環境配慮指針

第1章 地域別環境配慮指針	63
第1節 エリア設定	63
第2節 エリア別環境配慮指針	64

資料編

◆那須塩原市環境基本計画策定経過	68
◆諮問書	69
◆答申書	69
◆那須塩原市環境審議会委員名簿	70
◆那須塩原市環境基本計画市民懇談会委員名簿	71
◆那須塩原市環境基本条例	73
◆市民アンケート結果	76
◆事業者アンケート結果	84
◆中高生アンケート結果	88
◆用語解説	90

第 1 部 基本構想



第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本市は、那須連山の一部を占める山々の広大な森林と那須野が原に育まれた緑、那珂川、箒川や沼ッ原湿原といった優れた水辺環境など、多くの動植物を育む豊かな自然環境に恵まれています。

一方で、開発による生物多様性の喪失や生活習慣の変化に伴う騒音・振動等の問題、廃棄物の排出量の増加、不法投棄といった環境に関連する課題は広範囲かつ多岐にわたっています。加えて、温暖化の進行による異常気象の増加や熱帯性の病気に対するリスクの上昇などの地球規模の問題も生じており、安全・安心かつ快適な環境づくりが求められています。

本市は、平成20年3月に那須塩原市環境基本条例に基づき、市民（市民団体を含む）、事業者及び市が連携、協働し、多様化する環境問題の解決に取り組むことにより、豊かな環境を次の世代に継承していくことを目的とした「第1期那須塩原市環境基本計画」を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進してきました。

平成28年度をもって第1期那須塩原市環境基本計画の計画期間が満了となることから、現在本市が抱える環境面における課題の解決を図り、那須塩原市環境基本条例に定める基本理念の実現を目的として「第2期那須塩原市環境基本計画」を策定するものです。

【那須塩原市環境基本条例（抜粋）】

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（自然環境の保全や公害の防止にとどまらず、潤いと安らぎのある快適な生活空間を創出することをいう。以下同じ。）について基本理念を定め、並びにすべての者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代に継承されるように、適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生できるような多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の復元力に限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

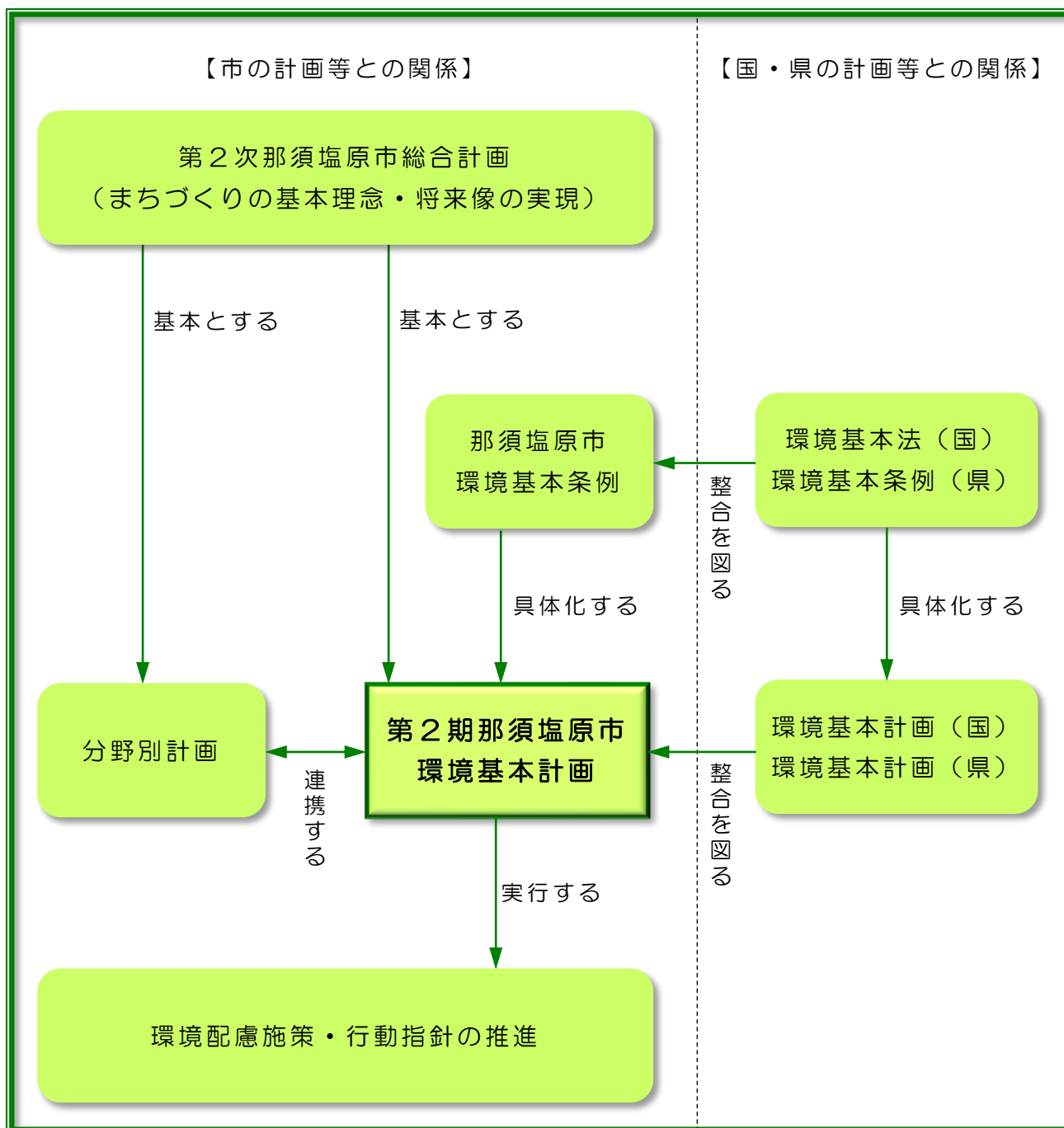
第2節 計画の役割

本計画では、環境に関連する諸問題を解決するため、地域的・広域的視点に立った環境の現状・課題の分析を通じて、環境面における市の将来像を定め、その実現のための施策や環境配慮のための行動指針、地域別の環境配慮指針を明らかにします。

第3節 計画の位置付け

本計画は、那須塩原市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための最も基本となる計画です。第2次那須塩原市総合計画を基本としつつ、国や県の環境基本計画とも整合を図ります。

また、環境に係る分野別計画や各種施策・事業を推進するための方針を示し、第2次那須塩原市総合計画に掲げる基本政策を環境面から推進するものです。



第4節 計画における各主体の役割と責務

那須塩原市環境基本条例に定める基本理念の実現のためには、市民、事業者及び市が適切な役割分担の下、相互に連携・協働しながら取り組む必要があります。

各主体の役割や責務は、次のようになります。

● 市民として

環境問題が日常生活に伴う環境への負荷の積み重ねにより発生していることを認識し、一人ひとりが環境負荷の低減に取り組みます。

また、市や事業者などが行う環境の保全及び創造に関する取組に積極的に協力及び参画します。

● 事業者として

事業活動を行うに当たっては、これに伴い生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理するとともに、その事業活動に係る製品その他の物の使用及び廃棄による環境への負荷の低減のため、環境に配慮した原材料等を使用するよう努めます。

また、環境の保全及び創造に自ら積極的に努め、事業所内や周辺地域の環境の質を高める活動に取り組むとともに、市民や市が実施する環境の保全及び創造に関する取組に積極的に協力します。

● 市として

環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を実施するとともに、市民、事業者及びその他の自治体などと連携・協働し、環境の保全などに関する取組を推進していきます。

また、自治体としての役割のみでなく、自らを市内の一事業者と認識し、率先して施策に基づいた計画的な取組を実施します。

第5節 計画の構成

本計画は、次のとおり4つの部で構成しています。

● 第1部 基本構想

➡ **基本理念を具体的に明らかにします。**

環境の現状と課題を踏まえ、本計画における「市の将来像」を定めるとともに、環境項目ごとに「望ましい環境像」として具体化し、その実現に向けた「計画の方針」を明らかにします。

● 第2部 基本計画

➡ **「望ましい環境像」を実現するための施策を明らかにします。**

「望ましい環境像」ごとに、市が取り組む「施策」を掲げます。また、特に重要で緊急性を要し、計画期間中に特に先導的な役割を果たす施策を「重点施策」として明らかにします。

● 第3部 環境配慮行動指針

➡ **市民、事業者及び市の行動指針を明らかにします。**

私たちが将来にわたって、より良い環境の中で生活ができるよう、環境に配慮したまちづくりを進めるため、市民、事業者及び市がそれぞれの立場において環境保全に努め、行動を展開していくための「環境配慮行動指針」を明らかにします。

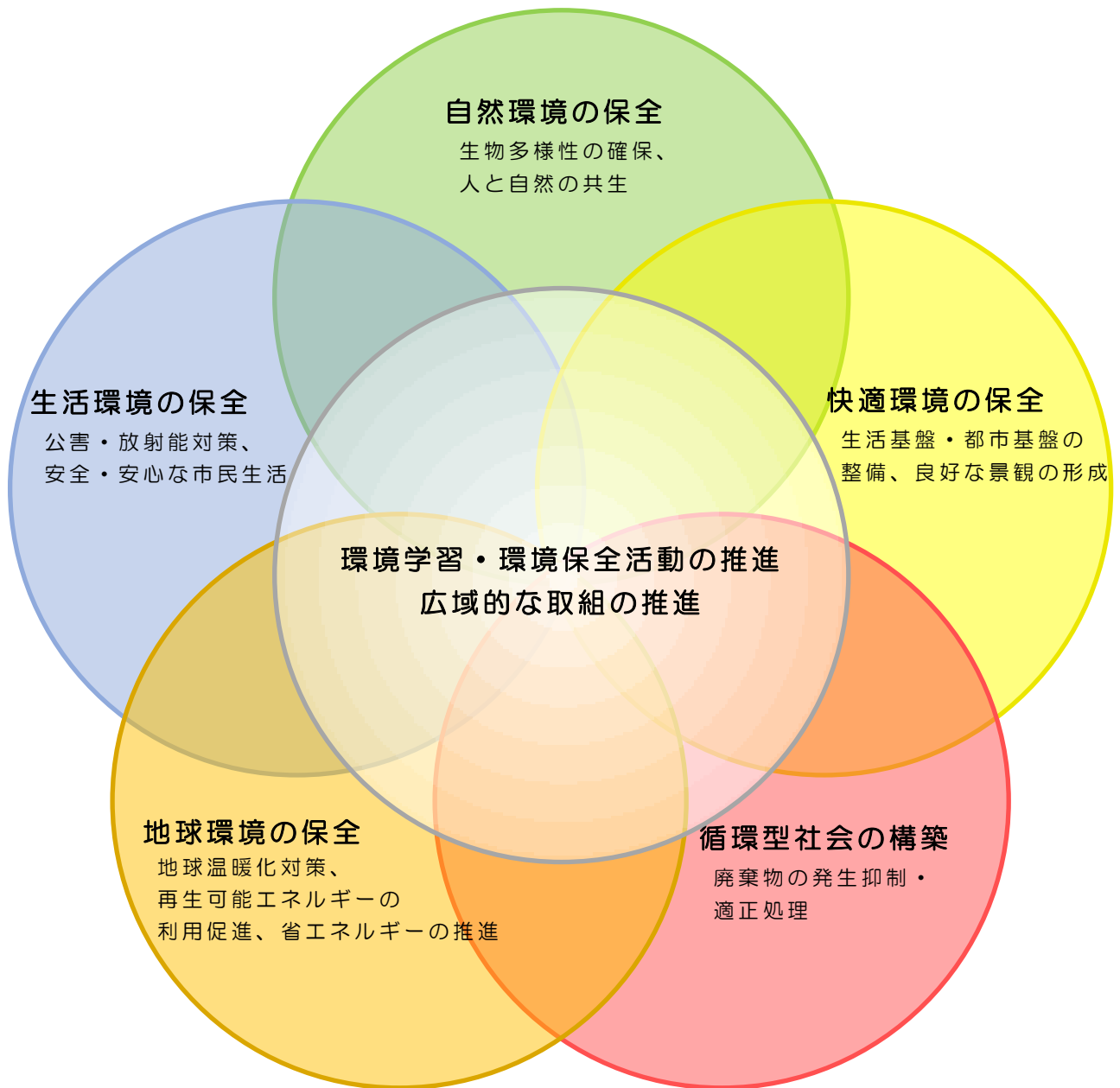
● 第4部 地域別環境配慮指針

➡ **地域特性を考慮した地域別の環境配慮指針を明らかにします。**

自然・景観等の環境資源の現況や都市部と農村部の在り方など、地域の特性を考慮しながら、地域の環境づくりの方向とそれを実現するために、市民、事業者及び市が一体となって配慮すべき「地域別環境配慮指針」を明らかにします。

第6節 計画の対象範囲

本計画では、那須塩原市環境基本条例第7条に基づき、自然環境の保全、生活環境の保全、快適環境の保全、循環型社会の構築、地球環境の保全に加え、市民、事業者及び市が協働して取り組んでいくための環境保全活動や環境学習、近隣の市町等と連携した広域的な取組を対象とします。



第7節 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

なお、計画の進行過程において施策などの達成状況を検証するとともに、社会情勢の変化、科学技術の進展など必要に応じて、見直しを行うこととします。

第2章 市の姿

第1節 位置、地勢

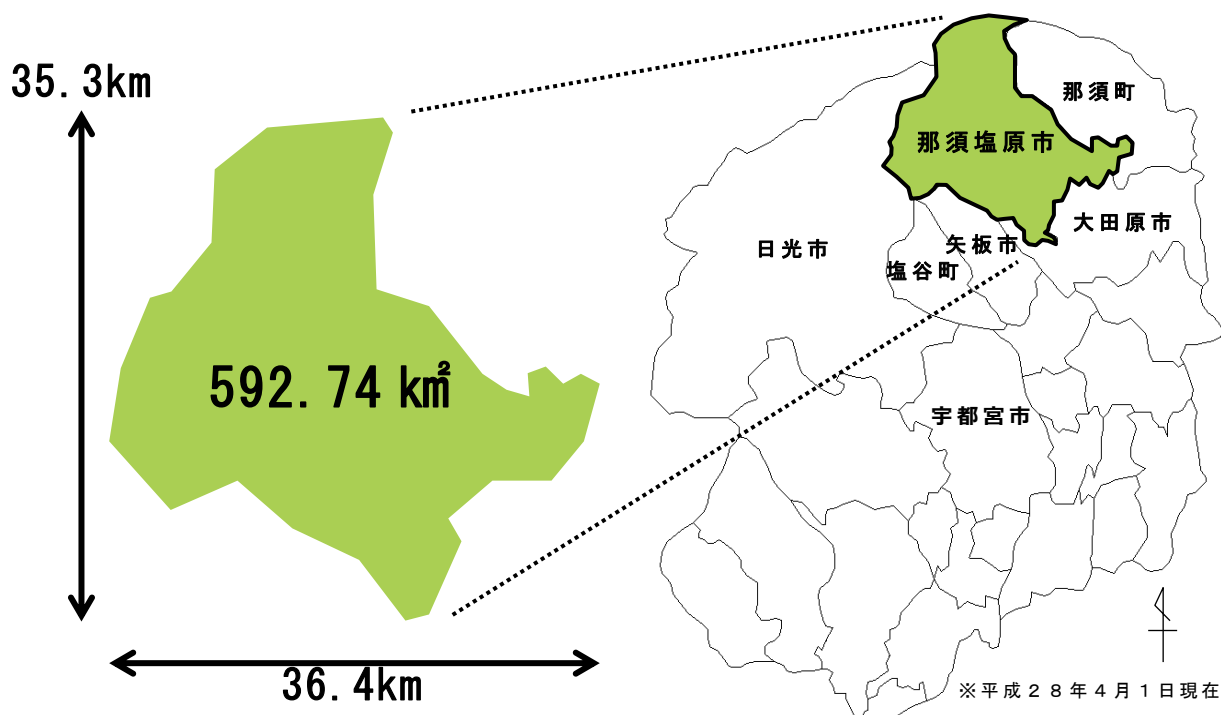
本市は、栃木県の北部に位置し、東京都から150km圏、宇都宮市からは約50kmの距離にあり、広大な那須野が原の北西一帯を占めています。

市の面積は592.74km²で、西部に高原山、北部に大佐飛山や那須連山の最高峰三本槍岳などの山岳部があります。面積の約半分を占める山岳部は、日光国立公園を形成し、塩原温泉郷と板室温泉、三斗小屋温泉などの温泉地を有し、初夏の新緑、秋の紅葉など四季折々の多彩な表情を持っています。

市域の南東部は、那珂川や箒川などにより形成された、緩やかな傾斜の平地が広がる複合扇状地であり、扇中央部には本州有数の酪農地帯、扇端部には田園地帯が広がっています。

標高は、最低部で約210m、最高部に位置する三本槍岳山頂で1,917mであり、約1,700mの標高差があります。

また、市域を南西から北東にかけてJR東北新幹線、JR宇都宮線、東北縦貫自動車道及び国道4号の幹線道が縦貫しており、JR西那須野駅、JR那須塩原駅、JR黒磯駅を中心に市街地が広がっています。

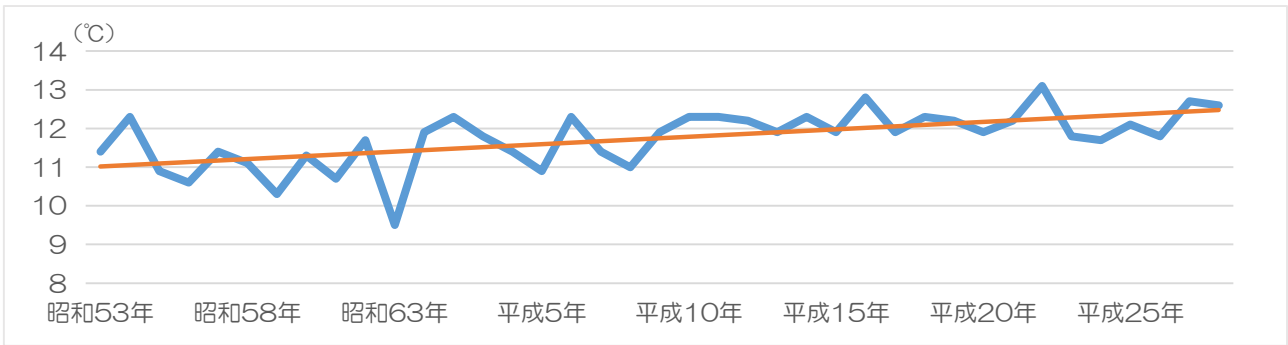


出典：第2次那須塩原市総合計画

第2節 気候

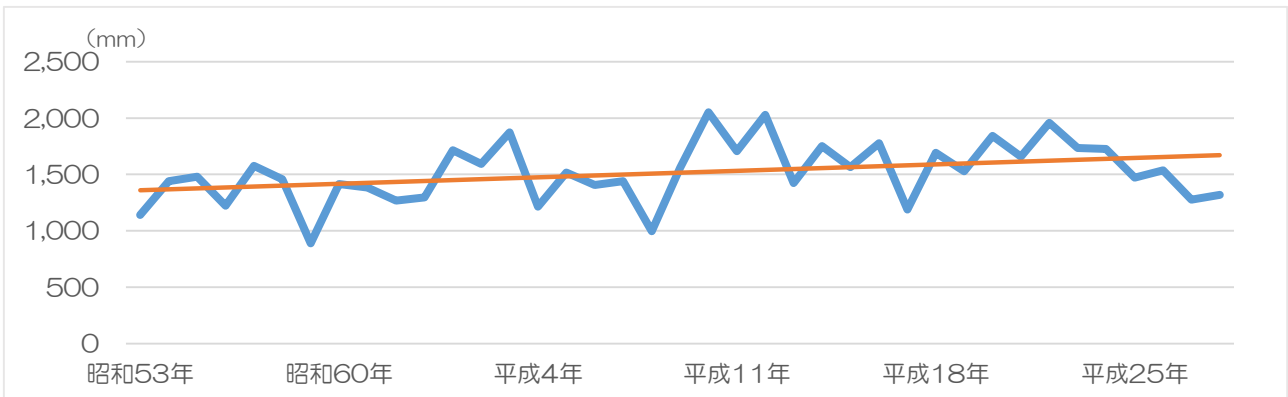
本市の年間平均気温及び年間降水量は、僅かに上昇傾向で推移しています。

【 年間平均気温の経年変化 】



出典：気象庁（黒磯地域気象観測所）

【 年間降水量の経年変化 】

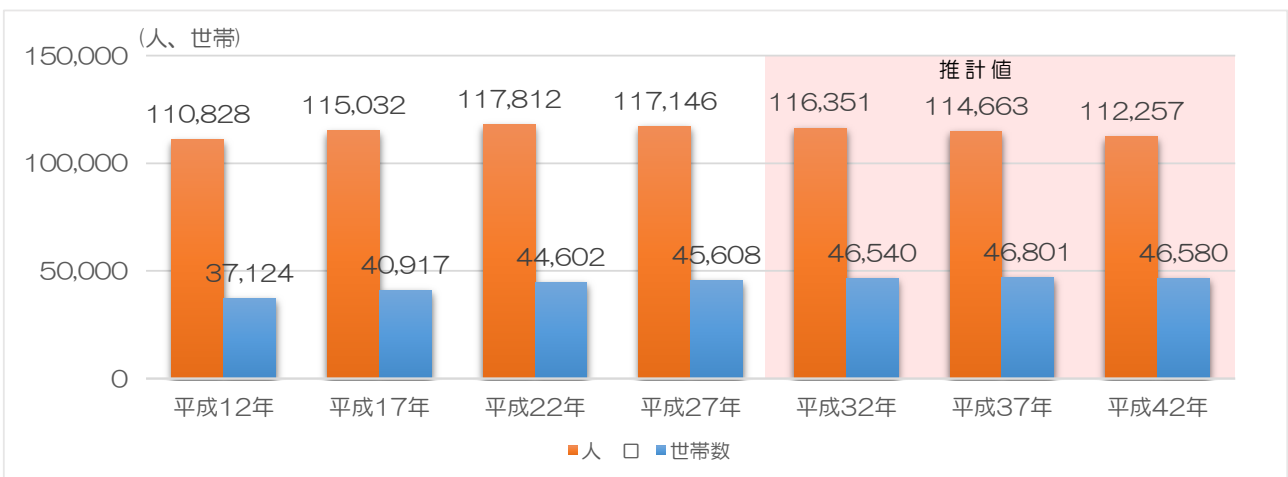


出典：気象庁（黒磯地域気象観測所）

第3節 人口、世帯数

平成27年の国勢調査による本市の総人口は117,146人、世帯数は45,608世帯で、県北地域では最多となっています。

【 人口、世帯数の推移 】

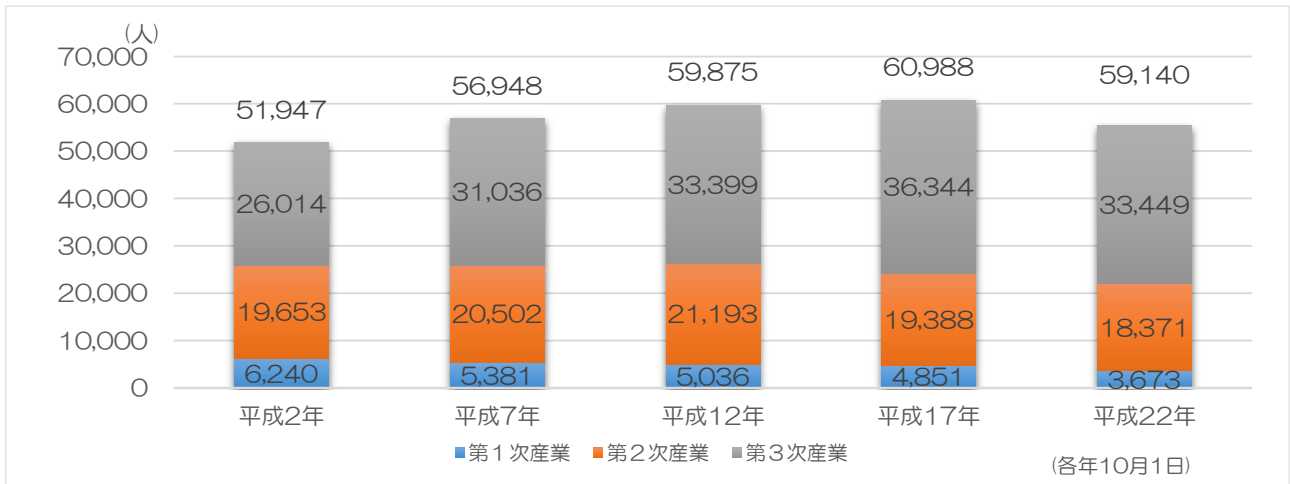


出典：平成12～27年は国勢調査 平成32～42年の人口はコーホート要因法を基に市独自推計、世帯数は国立社会保障・人口問題研究所（社人研）「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」を基に市独自推計

第4節 産業別就業者数

本市の産業別就業者数は、平成17年までは増加で推移していましたが、平成22年は、減少しています。

【 産業別就業者数の推移 】



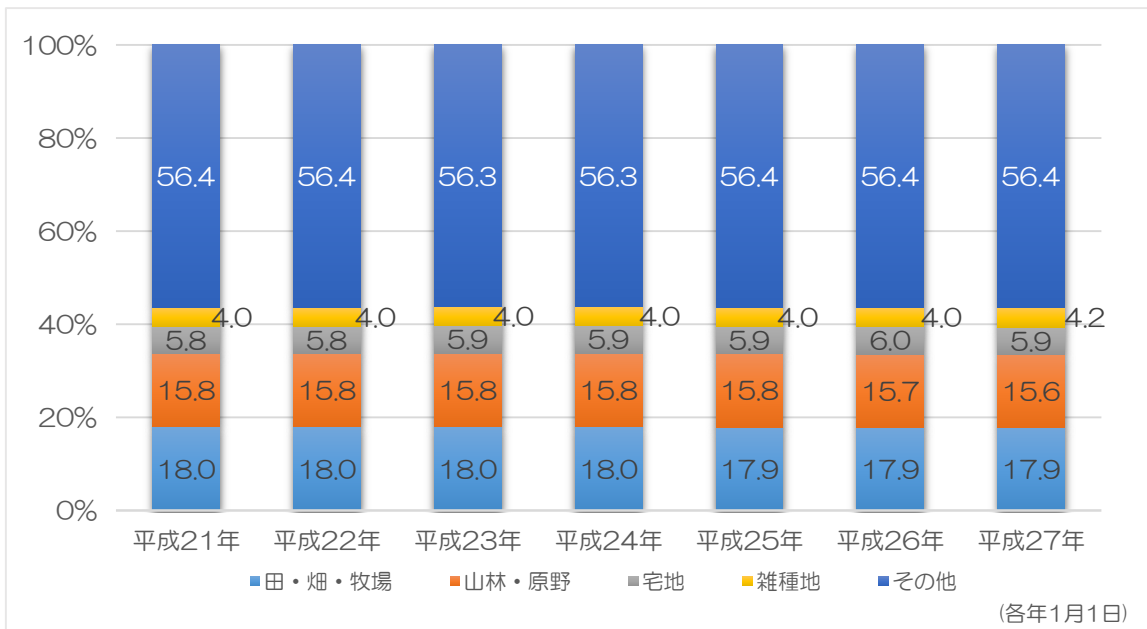
(注) 総数には分類不能の人数も含む。

出典：那須塩原市統計書

第5節 土地利用状況

本市の地目別面積の割合は、大きな変動はありませんが、田・畑・牧場、山林・原野に減少する傾向が見られます。

【 地目別面積の推移 】



出典：那須塩原市統計書

第3章 市の環境の現状と課題

第1節 第1期環境基本計画における指標ごとの達成状況

第1期環境基本計画では、以下の6つ環境項目を設定し、その項目ごとの施策の進捗状況を検証するために指標を設けました。

指標ごとの達成状況を以下に示します。

環境項目1 自然環境の保全

施策項目		基準 (年度)	方向性	目標 (平成28年度)	現況 (平成27年度)
指標項目					
1 自然環境の保全、動植物の保護					
自然公園等指定面積		23,338 ha (平17)	維持	23,338 ha	23,338 ha
生息地等保全協定区数		13 か所 (平17)	増加	25 か所	15 か所
2 森林の保全					
森林面積		38,901 ha (平16)	維持	38,320 ha	38,424 ha
保安林指定面積(民有林)		4,391 ha (平18)	維持	—	4,413ha
3 水辺環境の保全					
市の水生生物調査地点に係る総合評価結果における〇sの達成率(那珂川)		100 % (平18)	維持	100 %	100 %
市の水生生物調査地点に係る総合評価結果における〇sの達成率(常川)		100 % (平18)	維持	100 %	100 %
水辺のレクリエーション施設の面積		32.1 ha (平19)	維持	32.1 ha	32.1 ha
水辺の観察会・イベントの開催回数		3 回/年 (平18)	増加	5 回/年	4 回/年
4 農地の保全、自然環境に配慮した農村づくり					
農用地面積		10,090 ha (平16)	維持	7,611 ha	8,581 ha
遊休農地面積		22.32 ha (平17)	減少	10.50 ha	34.6 ha
堆肥センター処理量		5,319 t/年 (平18)	増加	19,470 t/年	9,890 t/年

環境項目2 公害の防止

施策項目	基準	方向性	目標	現況
指標項目	(年度)		(平成28年度)	(平成27年度)
1 産業型公害の防止				
環境基準（健康項目）達成率 （那珂川4か所）	100 % （平17）	維持	100 %	100 %
環境基準（健康項目）達成率 （箒川2か所）	100 % （平17）	維持	100 %	100 %
苦情件数（産業型公害）	57 件/年 （平18）	減少	30 件/年	22 件/年
2 都市型・生活型公害の防止				
一般大気環境基準超過日数	0 日/年 （平17）	維持	0 日/年	0 日/年
光化学スモッグ注意報発令数 （県北東部）	1 回/年 （平18）	減少	0 回/年	0 回/年
光化学スモッグによる健康被害者数 （県北東部）	0 人/年 （平18）	維持	0 人/年	0 人/年
公用車におけるハイブリッド自動車の台数	9 台 （平18）	増加	—	21 台
環境基準（BOD）達成率 （那珂川4か所）	100 % （平17）	維持	100 %	93.8 %
環境基準（BOD）達成率 （箒川2か所）	92 % （平17）	増加	100 %	91.7 %
異常水質発生件数	7 件/年 （平18）	減少	0 件/年	1 件/年
苦情件数（都市型・生活型公害）	178 件/年 （平18）	減少	158 件/年	72件/年
騒音（昼間）に係る環境基準達成率 （道路に面する地域、市内6か所）	67 % （平18）	増加	100 %	100 %
騒音（夜間）に係る環境基準達成率 （道路に面する地域、市内6か所）	67 % （平18）	増加	100 %	67 %

環境項目3 資源の循環的利用

施策項目		基準 (年度)	方向性	目標 (平成28年度)	現況 (平成27年度)
指標項目					
1 廃棄物の減量・再利用・再資源化の推進					
生活系廃棄物の排出量		33,652 t/年 (平17)	減少	30,955 t/年 ※平成31年度	28,708 t/年
事業系廃棄物の排出量		14,740 t/年 (平17)	減少	13,608 t/年 ※平成31年度	15,838 t/年
一般廃棄物の再生利用率		17.0 % (平17)	増加	30.0 % ※平成31年度	13.4 %
廃棄物の削減に取り組む事業所の顕彰件数		0 件 (平17)	増加	20 件	1 件
2 廃棄物の適正処理					
一般廃棄物の最終処分率		10.4 % (平17)	減少	4.0 % ※平成31年度	10.4 %
不法投棄などに関する苦情・相談処理件数		183 件/年 (平17)	減少	171 件/年	223 件/年

環境項目4 快適な生活空間の創出

施策項目		基準 (年度)	方向性	目標 (平成28年度)	現況 (平成27年度)
指標項目					
1 生活基盤・都市基盤の充実					
都市公園面積		96.9 ha (平18)	増加	100.2 ha	105 ha
都市計画道路の整備率		37.7 % (平17)	増加	44.4 %	44.6 %
道路改良率		58.8 % (平17)	増加	64.4 %	78.3 %
舗装整備率		70.4 % (平17)	増加	73.5 %	89.0 %
公共下水道の普及率		51.2 % (平17)	増加	53.0 %	54.8 %
合併処理浄化槽の普及率		9.9 % (平17)	増加	15.3 %	16.9 %
水道管耐震化率		0.9 % (平17)	増加	26.0 %	20.8 %
石綿セメント管の残存延長		240 km (平18)	減少	0 km	80 km
2 文化財の保護・活用					
指定文化財の件数		157 件 (平17)	増加	180 件	173 件

環境項目5 地球環境の保全

施策項目		基準 (年度)	方向性	目標 (平成28年度)	現況 (平成27年度)
指標項目					
1 地球環境の保全					
市内のエコアクション21 取得件数		3件 (平18)	増加	—	3件
市内のISO14001取得 件数		18件 (平18)	増加	—	55件
地域バス(ゆ〜バス)の 利用者数		61,152人 (平17)	増加	119,600人	148,248人
2 新エネルギー導入の推進					
公共施設へ設置する太陽光発 電施設の総出力数 【設置箇所数】		50kw 【3か所】 (平19)	増加	185kw 【11か所】	185kw 【12か所】

環境項目6 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進

施策項目		基準 (年度)	方向性	目標 (平成28年度)	現況 (平成27年度)
指標項目					
1 環境保全活動の促進					
こどもエコクラブ会員団体数		3団体 (平18)	増加	15団体	4団体
2 環境学習・情報提供の推進					
環境企画展や環境展などへの 来場者数		1,500人/年 (平17)	増加	12,000人/年	45,300人/年

第1部第1章

第1部第2章

第1部第3章

第1部第4章

第2部第1章

第3部第1章

第4部第1章

市の環境の現状と課題

第2節 環境の主な現状と課題

本節では、第1期那須塩原市環境基本計画の達成状況、市民・事業者等の意識調査結果及び現状から、「自然環境」「生活環境」「快適環境」「地球環境」「循環型社会の構築」「環境保全活動と環境学習」「広域連携」の7つの項目ごとに本市が抱える課題の抽出を行います。

なお、本計画策定のために実施した意識調査（市民アンケート、事業者アンケート及び中高生アンケート）の概要及び結果については、資料編に掲載します。

1 自然環境

（1）野生動植物

現状

本市の豊かな森林や広大な農地の周辺、河川や水路等の水辺には、多くの野生動植物が生息・生育し、それぞれの環境に適応した豊かな生物多様性を維持しています。

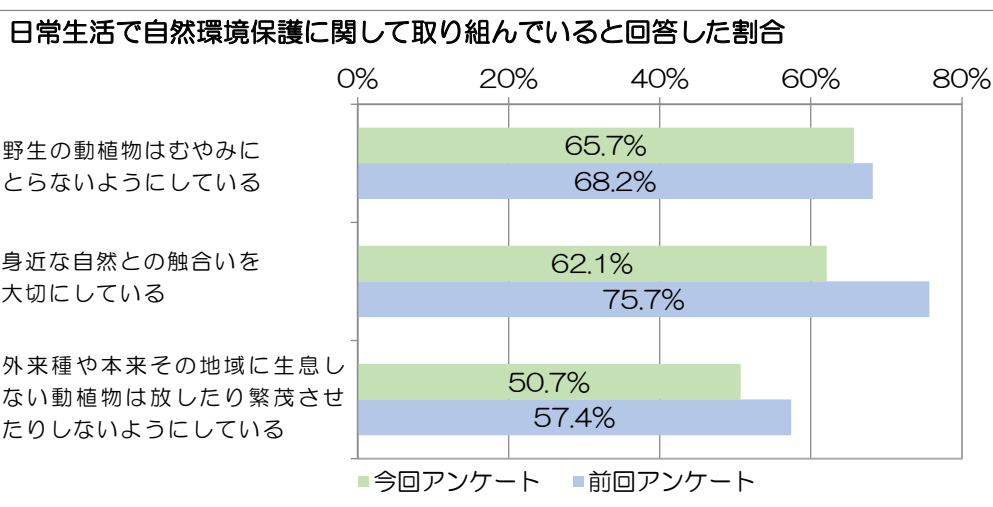
市全域を対象に行った野生動植物調査を基に、平成28年度には『那須塩原市レッドデータブック 2017』を作成しました。

その一方で、クマ、サル、イノシシ、シカ等による農作物への被害が発生しています。また、農地や平地林の土地利用の転換や特定外来生物による地域固有の生態系への影響が懸念されています。

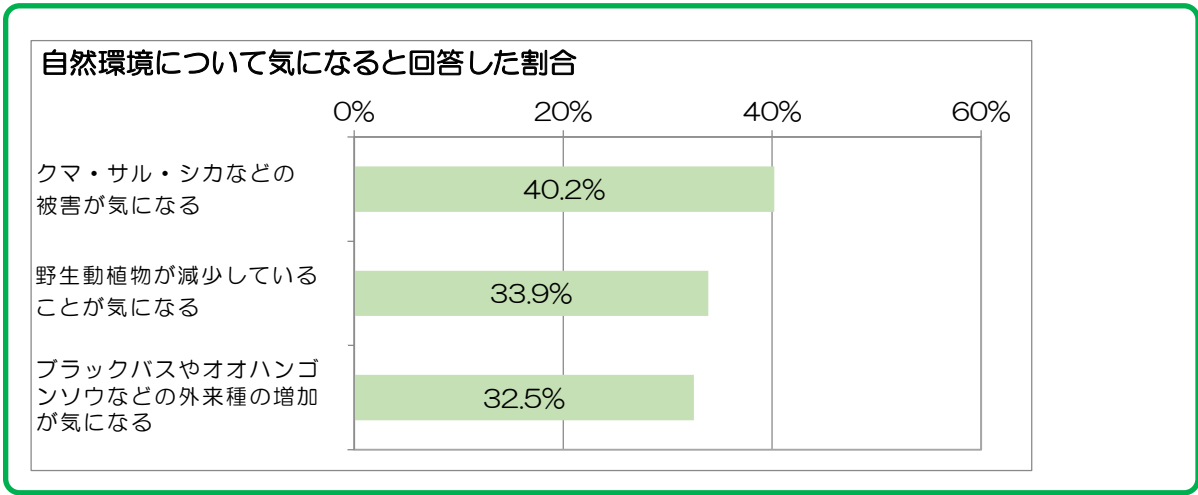
市民・事業者等の意識調査

多くの市民が身近な自然との触合いを大切にし、環境を守ろうとする姿勢がうかがえますが、引き続き自然保護意識を高めていくことが重要です。

その一方で、開発などによる自然や野生動植物の減少及び外来種による生態系への影響が危惧され、クマ、サル、シカ等による被害についても広く認知されている結果となっています。



※「前回アンケート」は、平成18年度に第1期那須塩原市環境基本計画策定のために実施したアンケート調査を指しています。



- ### 課題
- 自然環境に配慮した計画的な土地利用の推進
 - 有害鳥獣などの適切な個体数管理
 - 特定外来生物の防除
 - 地域における希少野生動植物種の保護
 - 野生動植物保護意識の高揚



大沼



沼ッ原湿原

(2) 森林

現状

本市の北西部には那須連山の一部を占める山々が連なり、多くが日光国立公園に指定されています。

また、平野部では、アカマツ林やコナラ、クヌギを主とした平地林が広がり、自然との触れ合いや憩いの場となっています。

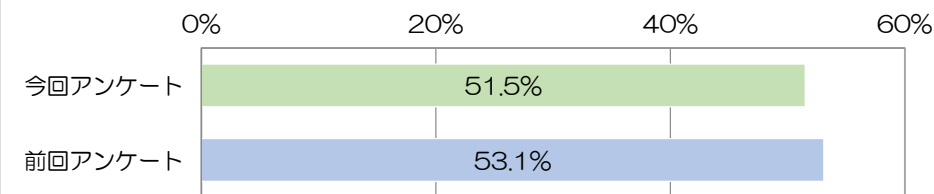
一方で、各種開発による伐採や手入れ不足による荒廃も進んでいます。

市民・事業者等の意識調査

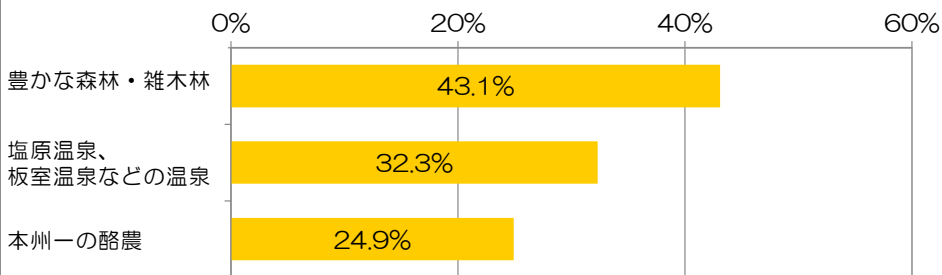
多くの市民が、森林の減少や荒廃が進んでいると感じています。

一方、中高生アンケートでは市の良いところとして「豊かな森林・雑木林」が1位となっていることや、市の将来像として、市民・中高生アンケートのどちらでも3人に1人は「緑が多いまち」「自然が豊かなまち」を挙げていることから、本市が持つ豊かな森林環境を、今後も継続して維持していく必要があります。

森林の減少や荒廃が進んでいることが気になると回答した割合



中高生に聞いた那須塩原市の良いところ、自慢や誇りに思うところ（上位3位）



課題

- 森林の保全
- 林産物の活用
- 森林保全意識の高揚

(3) 水辺

現状

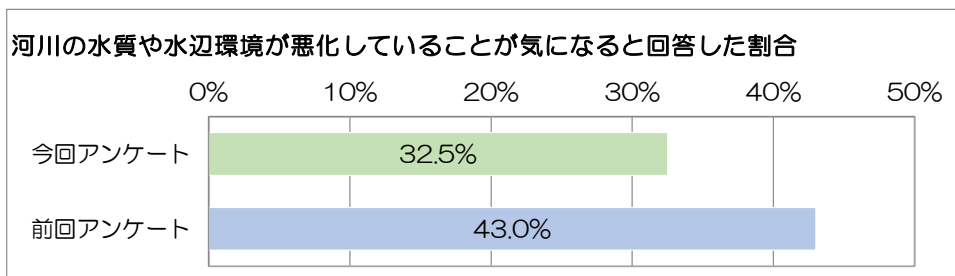
本市には、沼ッ原湿原や大沼などの湿原、那珂川や箒川を始めとした河川が存在しています。また、市の南東部を占める那須野が原では、那須疏水などが主な水源として利用されてきました。このような水辺には多くの野生動植物が生息・生育し、豊かな水辺環境を活用した水辺の観察会なども開催されています。

水辺環境は、治水・利水のための整備が必要な場合もありますが、その場合でも、自然環境との調和が求められます。

市民・事業者等の意識調査

多くの市民が、河川の水質や水辺環境が悪化していると感じています。

第1期那須塩原市環境基本計画の指標等では、大きな河川の水質悪化の傾向は見られませんが、市民に身近な小さな河川や水路なども含め、水辺環境の保全を継続していく必要があります。



課題

- 水辺環境の保全
- 親しみのある水辺空間の創出・活用
- 河川等整備と自然環境保全との調和
- 水辺環境保全意識の高揚

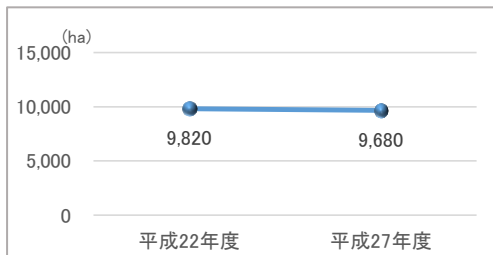
(4) 農地

現状

本市では、中央部から東部の平坦な地形を活用した酪農や稲作、西部の山岳地帯の冷涼な気候を活用した高原野菜の生産が行われています。

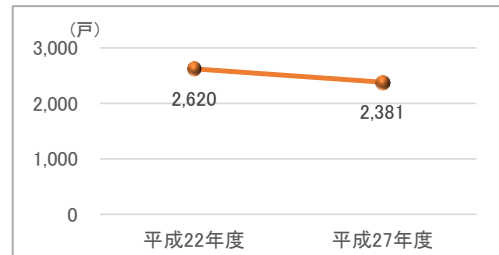
農地面積は平成22年度から平成27年度にかけて、140ha減少し、9,680haとなっています。また、農家数は、平成22年度から平成27年度にかけて239戸減少し、2,381戸となっています。

【農地面積】



(出典：県統計)

【農家数】



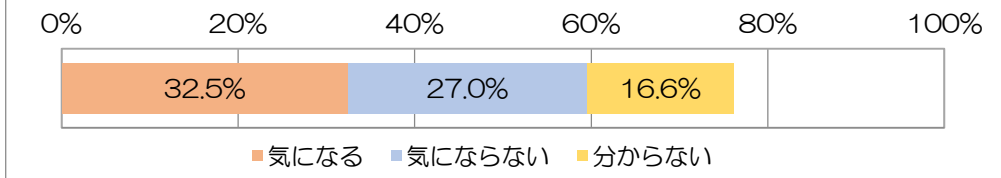
(出典：農業センサス)

農地は、農作物生産の場であると同時に、野生動植物の生息・生育地となることや、保水機能、気候緩和などの様々な機能を有しています。特に中山間地域は、人間が生産活動に利用することで里地里山の豊かな生物多様性が維持されてきた場所であり、人が自然と身近に触れ合える大切な場所となっています。

市民・事業者等の意識調査

農地の荒廃については、市民の3人に1人が関心を持っています。農地は、農業生産の基盤であるとともに、野生動植物の生息・生育地でもあることから、農地の保全に向け、今後も継続した対策が必要です。

耕作放棄地など農地の荒廃について



課題

- 農地の保全
- 農地における多面的機能保全意識の高揚

2 生活環境

(1) 公害

現状

広域的な環境問題である光化学スモッグの注意報発令日数は減少傾向にあります。その一方で、近隣国の影響が大きいといわれるPM2.5（微小粒子状物質）の問題が懸念されています。光化学スモッグ、PM2.5は広域的な問題であり、その対策には国を超えたグローバルな大気汚染への対応が必要となっています。

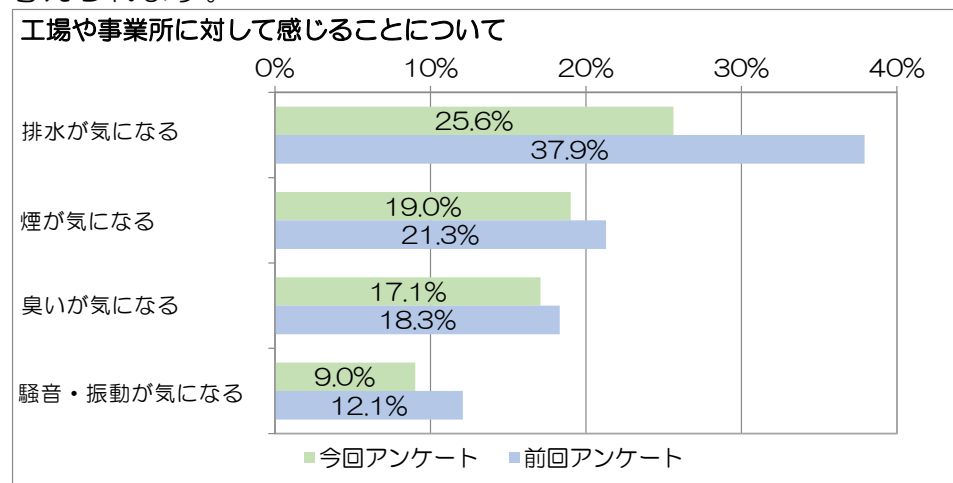
市内でも見られる野外での焼却は、臭いやダイオキシン類などの有害物質を発生させる原因となっており、農業生産等に関連する場合などの例外を除き、原則、法律により禁止されています。

工場などからの排水に加え、日常生活から発生する生活排水も河川や地下水の水質汚濁の原因となっています。なお、平成27年度末における下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽による生活排水処理人口普及率は72.9%となっています。

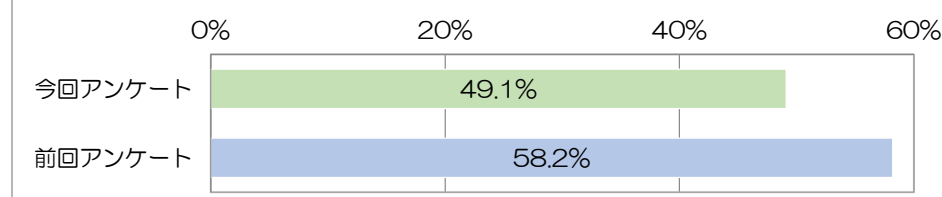
市民・事業者等の意識調査

市内の工場や事業所からの大気汚染や水質汚濁、騒音・振動についての関心は、前回調査よりも低くなっています。

また、企業や事業所に公害対策を期待するとの回答は、前回の調査よりも低くなっています。これらは、工場や事業所による公害対策の取組の成果と考えられます。



企業や事業所に対し、大気、水質、騒音などの公害対策を期待すると回答した割合



課題

- 国や県による大気汚染物質の常時監視及び市民への情報提供
- 野外焼却原則禁止の周知と効果的な指導
- 河川、湖沼及び地下水の水質の経年変化観察
- 公共下水道等への接続の促進及び浄化槽の適正な維持管理

(2) 放射能

現状

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が広範囲に放出されました。放射性物質は原子力発電所から100km余り離れた本市にも到達し、今なおその影響が残っています。

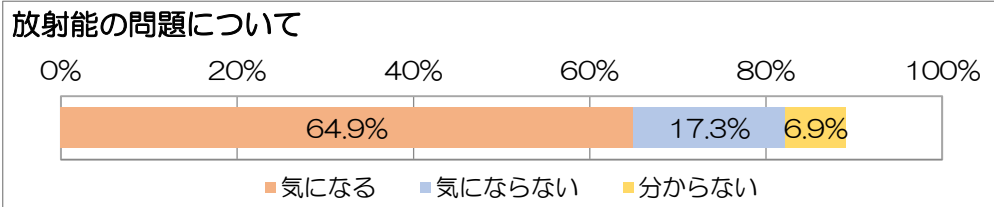
本市は、子供の生活環境における放射線量の低減を最優先として、小中学校や保育園等の除染に着手し、平成24年3月に策定した那須塩原市除染実施計画に基づき除染対策を計画的かつ重点的に進めてきました。現在、生活空間における放射線量は事故直後に比べ3分の1程度まで低減しています。

健康対策として、ホールボディカウンタによる内部被ばく検査や母乳及び尿の放射性物質検査にも取り組み、健康面での市民の不安軽減に努めています。

また、原発事故に起因して、那須塩原クリーンセンターの焼却灰、浄水場の発生土、水処理センターの汚泥、農業系廃棄物などの指定廃棄物の保管が長期化しています。

市民・事業者等の意識調査

東日本大震災から5年が経過しても、6割を超える市民が放射能の問題に関心を持っています。市民の不安の軽減に向けた取組は、今後も継続していく必要があります。



課題

- 放射能問題に対する市民の不安の軽減
- 指定廃棄物保管の長期化

(3) 市民生活

現状

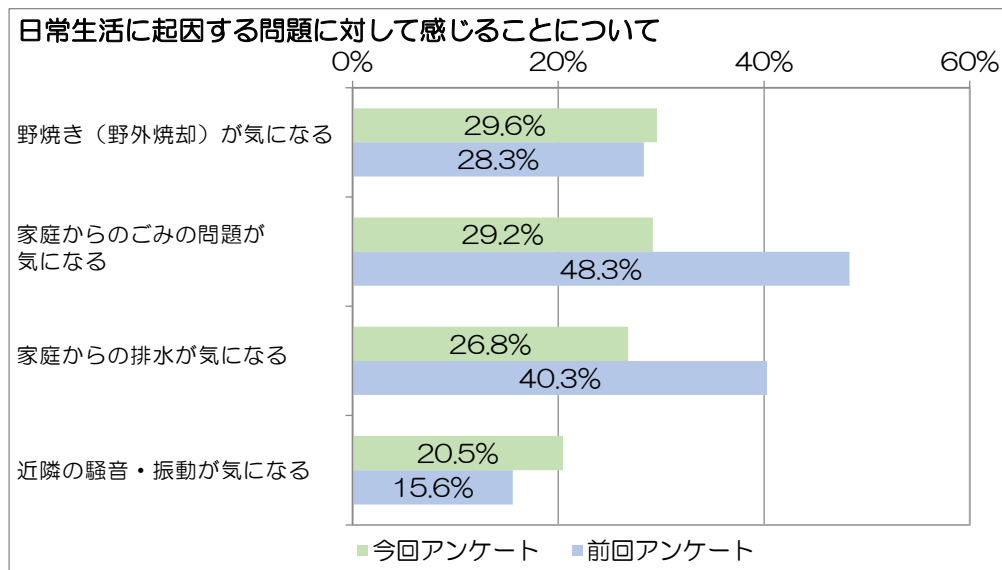
日常生活に起因する苦情について、野外焼却に対するものは減ってきていますが、生活騒音や私たちが日常利用する施設などからの騒音に対する苦情は多くなっています。

また、家畜排せつ物を肥料として使用する際、一部の不適切な方法による散布を原因とする悪臭問題の発生も見られます。

本市には、これまで120か所以上の産業廃棄物最終処分場が設置されており、多量の廃棄物が首都圏から持ち込まれ処理されています。これらの廃棄物は、一つの自治体が引き受けるには余りにも多い量であり、水資源の汚染や将来にわたる市民の生活環境への悪影響が懸念されます。

市民・事業者等の意識調査

家庭からの排水やごみの問題など、日常生活に起因すると思われるものは減少傾向にありますが、近隣の騒音・振動は増加しており、継続した対策が必要となっています。



課題

- 野外焼却への迅速かつ効率的な指導の継続
- 日常生活から発生する騒音などの防止対策
- 家畜排せつ物の適切な使用の指導
- 産業廃棄物処理施設の立地規制等に関する国、県への要望の継続

3 快適環境

(1) 生活基盤・都市基盤

現状

少子高齢化、人口減少時代を迎え、福祉施設、商業施設や住宅などがまとまって立地し、高齢者を始めとする住民が、公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできるなど、都市全体の構造を『多極ネットワーク型コンパクトシティ』の考えで見直した、低炭素社会の構築が求められています。また、市街地では通行しやすい歩道の整備も求められています。

近年、適正に管理されていない空き家や空き地が増え、雑草の繁茂や樹木の成長による近隣への影響、老朽化した家屋の倒壊に対する懸念などの問題が発生しています。

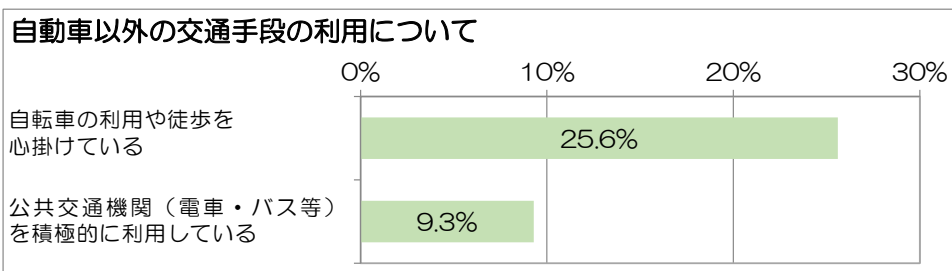
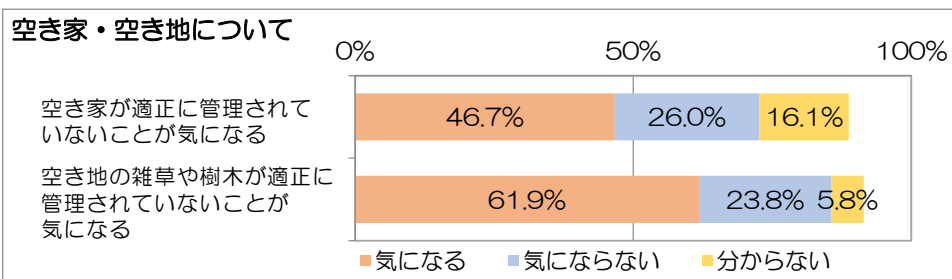
公共下水道や合併処理浄化槽など、地域の実情に合わせた汚水処理方法の導入が求められています。

市民の憩いの場である都市公園では、施設の老朽化に対応した計画的な修繕や更新が必要となっています。また、住宅地内の公園や雨水浸透槽などは、草刈り等の自主的な維持管理を促進することが必要です。

市民・事業者等の意識調査

空き家や空き地の適正な管理は、全国的に問題になっており、多くの市民が関心を持っていることから、今後も継続した対策が必要です。

また、環境負荷の低減のために自転車や徒歩、公共交通機関での移動を心掛ける市民の割合は低く、取組を更に促進するためにも、コンパクトなまちづくりや公共交通機関の充実に、今後も継続して取り組む必要があります。



課題

- 集約型都市構造への転換
- 安全・安心な歩道の整備促進
- 空き家、空き地の適正管理
- 生活排水処理施設未整備地域の解消
- 住宅分譲地内の公園や雨水浸透槽などの自主的な維持管理の促進
- 憩いの空間づくり

(2) 景観

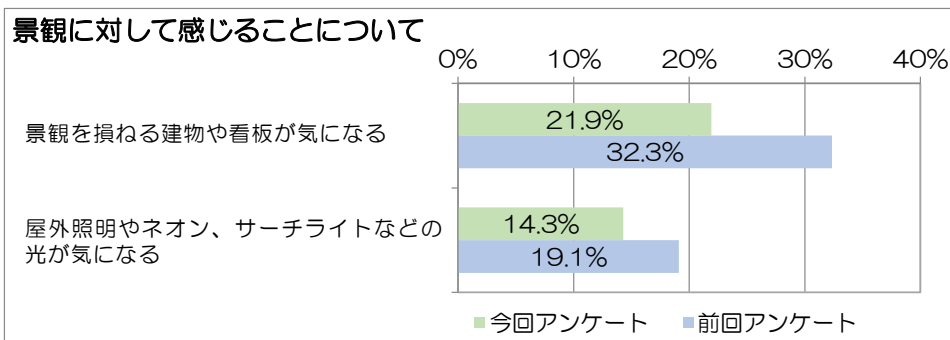
現状

本市は、栃木県北部の観光の玄関口にふさわしい景観を保全するため、設置される看板に色彩基準を設け、周辺の景観と調和したものとなるよう指導を行っています。

市民・事業者等の意識調査

景観を損ねる建物や看板について、気になるとの回答が減少しており、適正な指導の結果と思われます。

また、市の将来像について、3人に1人が「風景や景観の美しいまち」と答えていることから、景観に対する継続した取組が必要です。



課題

- 那須塩原市屋外広告物条例の適正運用

4 地球環境

(1) 地球環境の保全

現状

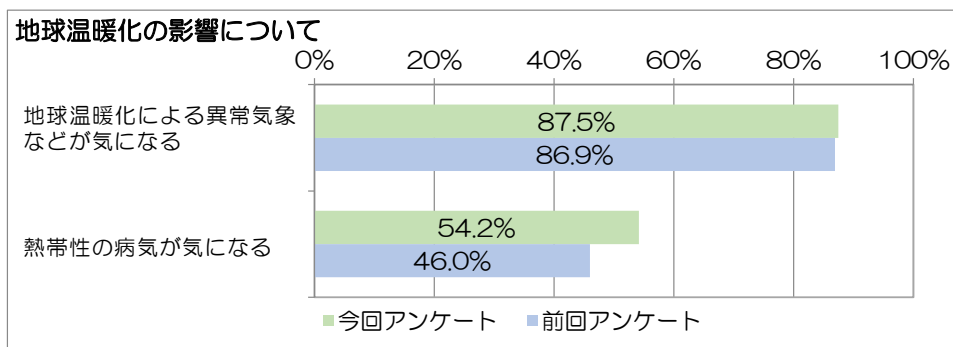
平成27年12月のCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、地球温暖化対策への新たな法的枠組みとして『パリ協定』が採択され、世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて2℃未満に抑える（更に1.5℃未満とするよう努める）ことが全体目標として掲げられました。

地球温暖化は世界共通の最も憂慮すべき問題の一つで、国内においても記録的な猛暑や集中豪雨など、その影響によると考えられる事態が顕在化しています。また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次報告書では、気候変動は取り返しのつかない危険な影響を及ぼすおそれがある一方で、その影響を抑える選択肢も存在するとされています。

本市は、平成25年6月に『地球温暖化対策実行計画【区域施策編】』を策定し、地球温暖化の主な原因とされる温室効果ガスについて、市域における排出量を、平成32年度までに平成21年度比で15%削減することを目標に取り組んでいますが、国が新たに設定した平成42年度における温室効果ガス排出量を、平成25年度比で26%削減するという目標を念頭に、更なる取組が必要です。

市民・事業者等の意識調査

市民の地球温暖化問題に対する関心は高く、特に熱帯性の病気についての関心は、前回よりも高くなっており、地球温暖化がより身近な脅威となりつつあることがうかがえます。



課題

- 『地球温暖化対策実行計画【区域施策編】』に掲げる取組による温室効果ガス排出量削減の着実な推進
- 地球温暖化の影響に対する適応策の研究及び普及啓発

(2) 再生可能エネルギー

現状

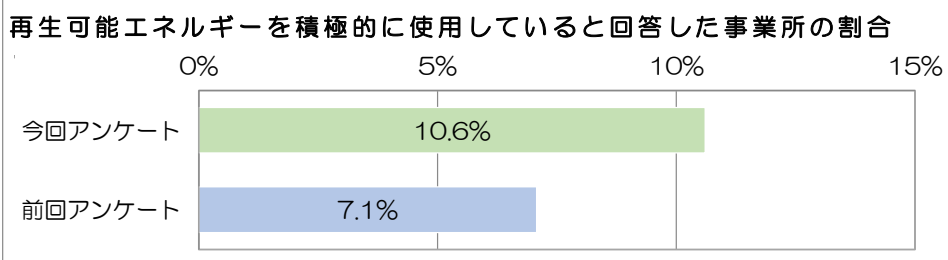
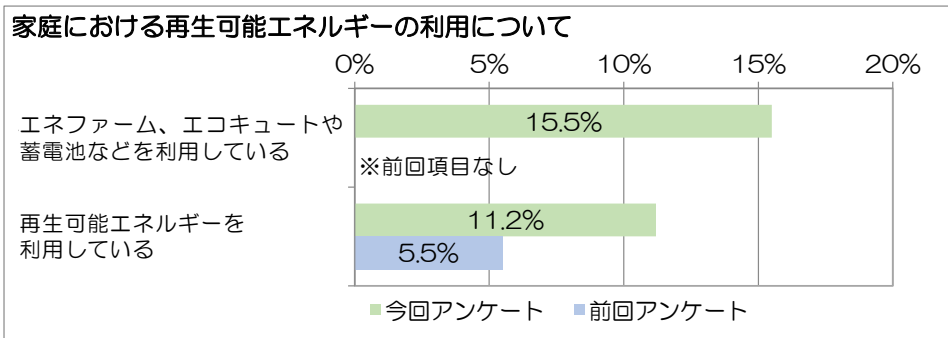
東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、これまでの原子力発電を始めとする大規模発電を中心とした広域的なエネルギーシステムから、持続可能で環境負荷の少ない再生可能エネルギーを中心とした自立・分散型のエネルギーシステムへの転換が求められています。

本市においては、住宅用太陽光発電設備の設置支援や公共施設屋根貸し事業等により再生可能エネルギーの利用促進を図ってきました。

国では、『長期エネルギー需給見通し』の中で、平成42年度の1次エネルギー供給構造のうち13%程度を再生可能エネルギーで賄うとしており、再生可能エネルギーの導入について、更なる促進が求められています。

市民・事業者等の意識調査

家庭・事業所のどちらにおいても、再生可能エネルギーの利用状況は増加してきていますが、温室効果ガス排出量削減、エネルギー自給率の向上のため、更なる促進が必要です。



課題

- 再生可能エネルギーの利用促進

(3) 省エネルギー

現状

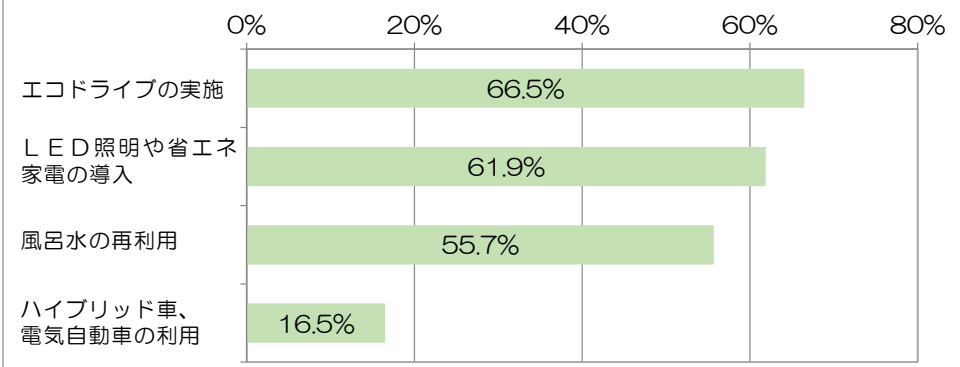
近年、省エネルギーに関する技術の進展、意識の向上などにより、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量ともに減少傾向となっていますが、地球温暖化の影響を抑えるためには、更に多くの努力が必要となっています。

市民・事業者等の意識調査

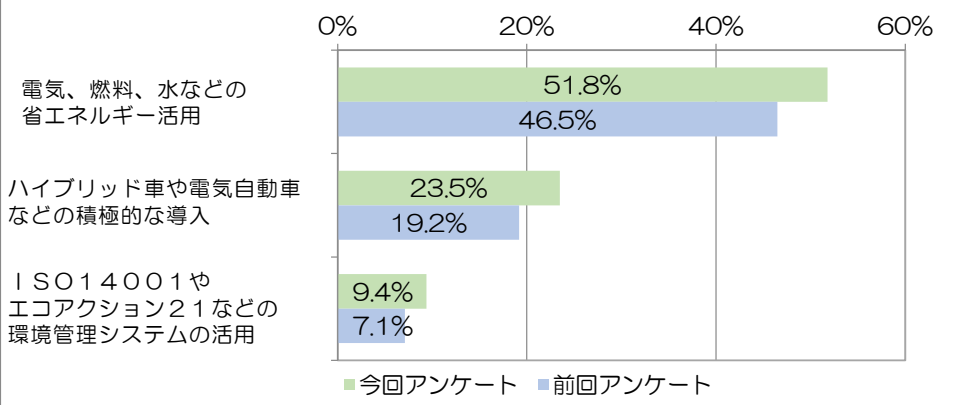
省エネルギー型家電の購入やエコドライブの実施等により、約半数の市民が省エネルギーに取り組んでいると答えています。

また、事業所においても、省エネルギー活動の取組が増加しています。今後も更なる省エネルギーの取組の促進を図っていく必要があります。

家庭で取り組まれている主な省エネルギー活動について



事業所で取り組まれている省エネルギー活動について



課題

○省エネルギーの取組の促進

5 循環型社会の構築

(1) 廃棄物

現状

本市の一般廃棄物の排出量は、平成21年のごみ分別方法の見直し、ごみ処理手数料の有料化の実施により、大幅に減少しましたが、その後は増加傾向にあります。特にオフィスや飲食店などから排出される事業系のごみは毎年増加しています。平成27年度の1人1日当たりのごみ排出量は991g、再生利用率は13.4%、最終処分率は10.4%となっています。

一般廃棄物の約8割は可燃物が占め、これらの焼却処理により二酸化炭素が発生し地球温暖化の原因となるとともに、焼却灰の埋立処分により、最終処分場の残余年数が逼迫しています。そのため、市民や事業者への一般廃棄物の分別区分や排出ルールの周知、情報提供の充実を図り、リサイクルを強化することで、資源の有効活用を促進しています。

本市のごみ処理を行う那須塩原クリーンセンターは、発生した焼却灰を溶融しスラグとメタルに分離して資源化する「灰溶融炉」やごみの焼却熱を利用して発電する「サーマルリサイクル施設（発電規模1,990kW）」を有する、環境に配慮した施設となっています。

また、山間部や人目に付かない場所への廃棄物の不法投棄など、不適切な処理は後を絶ちません。廃棄物の不法投棄は、景観を損なうばかりでなく、悪臭及び害虫の発生並びに土壌の汚染などの原因となり、周辺環境へ悪影響を及ぼします。



那須塩原クリーンセンター



不法投棄の様子

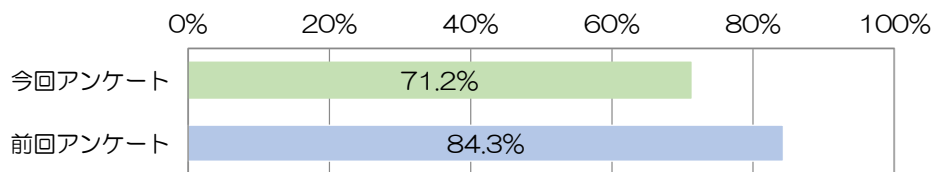
市民・事業者等の意識調査

ポイ捨てや不法投棄について、多くの市民が自ら行わないよう心掛けていると同時に高い関心を持っています。不法投棄に関する苦情件数は減少傾向にあります。今後も不法投棄の撲滅に向けた取組が求められています。

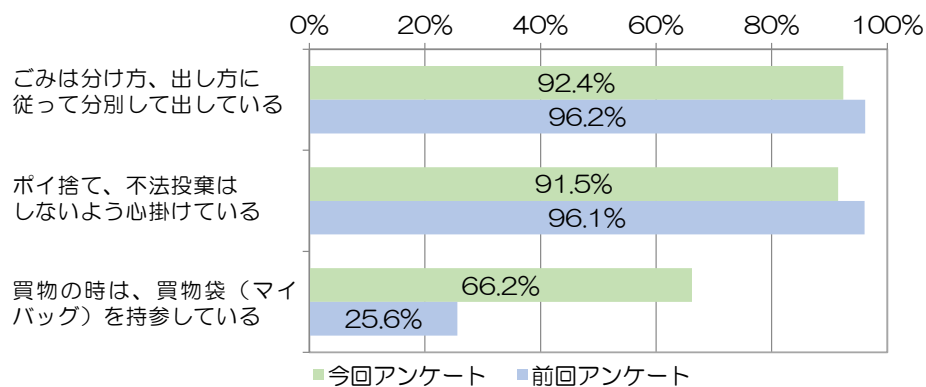
家庭においては、ごみの分別はほぼ定着し、買物の際のマイバッグ持参も定着しつつあります。

事業活動では、過剰包装の抑制についての取組が進展していますが、廃棄物の適正な処理やリサイクルの推進については減少傾向となっており、事業系廃棄物の排出量抑制のために更なる取組が必要です。

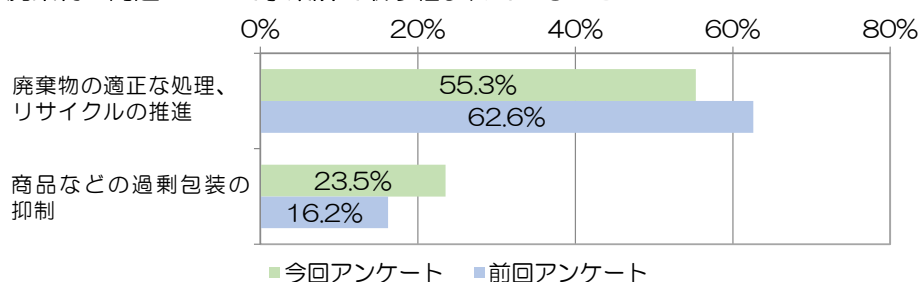
不法投棄やポイ捨てが気になると回答した割合



ごみの問題について、家庭で取り組まれていること



廃棄物の問題について事業所で取り組まれていること



課題

- 市民、事業者へのごみの発生抑制、分別及び減量化の周知徹底
- 産業廃棄物対策に関する県との連携の強化
- 不法投棄への迅速かつ効果的な指導の継続
- 土地の所有者や自治会等の地域住民との連携による「不法投棄されにくい地域づくり」の推進

6 環境保全活動と環境学習

(1) 環境保全活動・環境学習

現状

本市では、自然環境保護や地球温暖化防止などの環境に対する意識の高揚を目指し、環境企画展や自然観察会、那須塩原クリーンセンターの見学会などを実施しており、約4万5千人（平成27年度）が参加しています。

また、市民一斉美化運動などの環境保全活動では、約3万5千人により28tのごみが回収（平成27年度）されました。

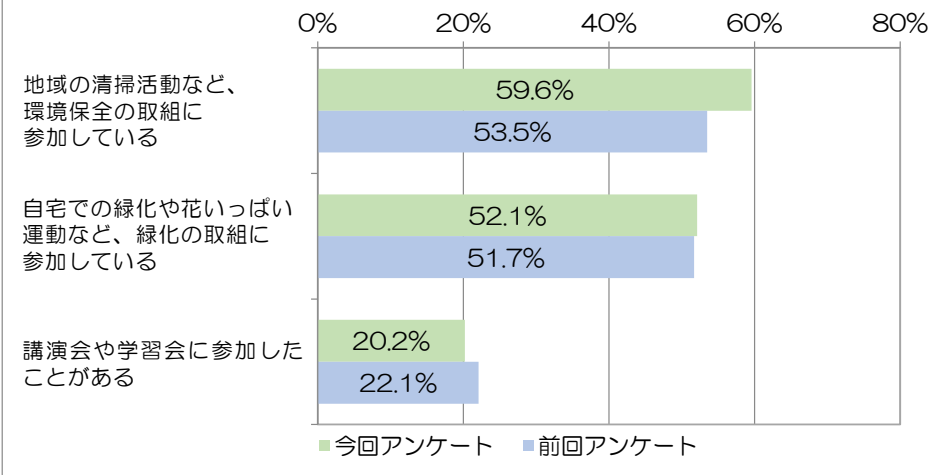
環境保全に資する活動に取り組んでいる各種団体の連携を図るために設立した環境連絡会では、様々な分野の関係者が一体的に環境問題に対して活動できる仕組みづくりを進めています。

市民・事業者等の意識調査

清掃活動や緑化の取組に参加する市民の割合が5割を超えている一方、環境に関する講演会などへの参加は、2割にとどまっています。

また、環境学習の推進方法については、学校教育の中での環境学習・環境教育が重視されており、市の役割として期待される結果となっています。

環境保全活動などへの参加について



課題

- 環境学習の推進
- 環境学習の指導者の育成
- 環境保全活動の推進
- 環境情報の効果的な発信と提供方法

7 広域連携

(1) 広域連携

現状

人口減少や少子高齢化により、一つの自治体で生活機能の整備をすることは困難になることが想定されています。

大都市圏への人口流出を食い止め、地方への人の流れを創出するため、本市は、平成25年度に八溝山周辺地域定住自立圏の形成に関する協定を、平成26年度に那須地域定住自立圏形成協定を締結しました。

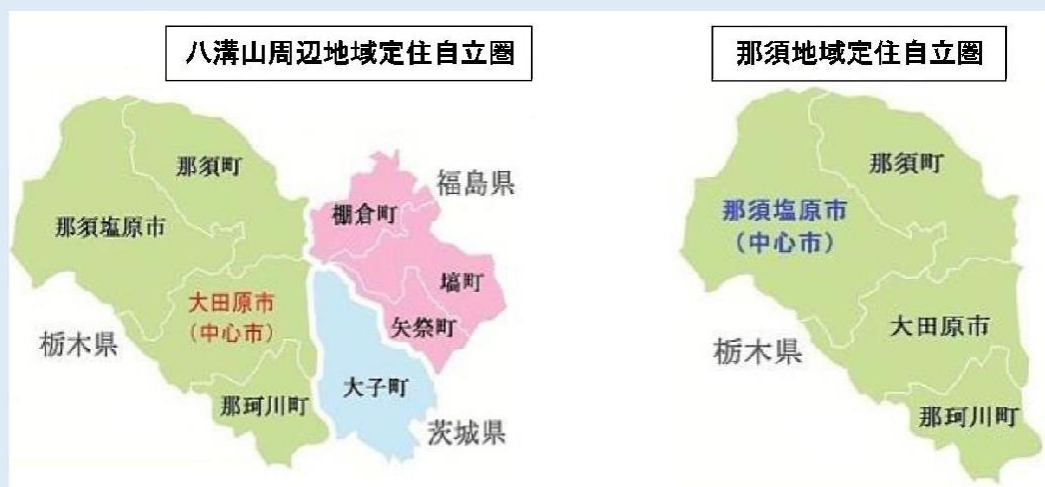
その中で、広域的な連携の下に圏域の豊かな自然環境を保全育成し、低炭素社会の構築や地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進のための調査・研究に取り組むとしています。

課題

- 各定住自立圏域内の低炭素社会の構築に向けた調査・研究
- 地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進のための調査・研究

【定住自立圏とは】

定住自立圏とは、地方の人口流出を食い止め、安心して暮らせる地域をつくるための総務省の施策です。本市は、大田原市を中心市とする「八溝山周辺地域定住自立圏構想」と、本市を中心市とする「那須地域定住自立圏構想」を進めています。



第4章 計画の方向性

第1節 市の将来像

本計画は、第2次那須塩原市総合計画に基づき、総合計画に掲げる基本政策を環境面から推進するものです。

そのため、第2次那須塩原市総合計画における「まちづくりの基本理念」及び「市の将来像」を踏まえた上で、本市の環境の課題を解決し、基本理念を実現するために、第2期那須塩原市環境基本計画において目指すべき市の将来像を次のとおり定めます。

第2期那須塩原市環境基本計画における「市の将来像」



人と自然が調和し みんなでつくる
持続可能なまち 那須塩原

<参考>

○第2次那須塩原市総合計画における「まちづくりの基本理念」

- ・自然を守り、共生するまちづくり
- ・歴史に学び、開拓精神が息づくまちづくり
- ・人を中心に、ともに支え合うまちづくり

○第2次那須塩原市総合計画における「市の将来像」

人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原

第2節 望ましい環境像

本計画において目指すべき市の将来像「人と自然が調和し みんなでつくる 持続可能なまち 那須塩原」を実現するため、7つの環境項目を設定し、環境項目ごとに望ましい環境像を定めます。

環境項目1 自然環境の保全

豊かな生物多様性を守り育むまち

本市の豊かな森林、清らかな水辺、広大な農地の周辺には、多くの野生動植物が生息・生育し、希少な種も数多く見られます。

本市の自然環境を保全し、そこにある生物多様性を守り活用していくまちを目指します。

環境項目2 生活環境の保全

清らかな環境のもと安心して暮らせるまち

全ての市民・事業者が環境や周囲に配慮した活動をすることで、空気、水、土壌の汚染や騒音、振動、悪臭の発生をできる限り抑え、全ての人々が安心して暮らせるまちを目指します。

環境項目3 快適環境の保全

心やすらぎ快適に暮らせるまち

美しい景観や環境にやさしいコンパクトなまちづくりにより、心やすらぐ暮らしが営めるまちを目指します。

環境項目4 地球環境の保全

地球と共に暮らすまち

日常生活や事業活動を見直し、省エネルギーに取り組むことに加え、再生可能エネルギーの導入を進めることで温室効果ガスの排出量を削減するとともに、地球温暖化の影響に適應できるまちを目指します。

環境項目5 循環型社会の構築

環境への負荷を減らし資源を大切にすまち

ごみの発生抑制、再利用の促進、適正処理を徹底することにより、資源を循環させ、限りある資源を大切にすまちを目指します。

環境項目6 環境保全活動と環境学習の推進

地域に学び環境への思いやりを育むまち

情報の効果的な発信や、環境学習の充実を図ることで、環境への関心や理解を深め、全ての市民が地域環境を思いやり行動するまちを目指します。

環境項目7 広域連携の推進

近隣市町とつながって環境を守るまち

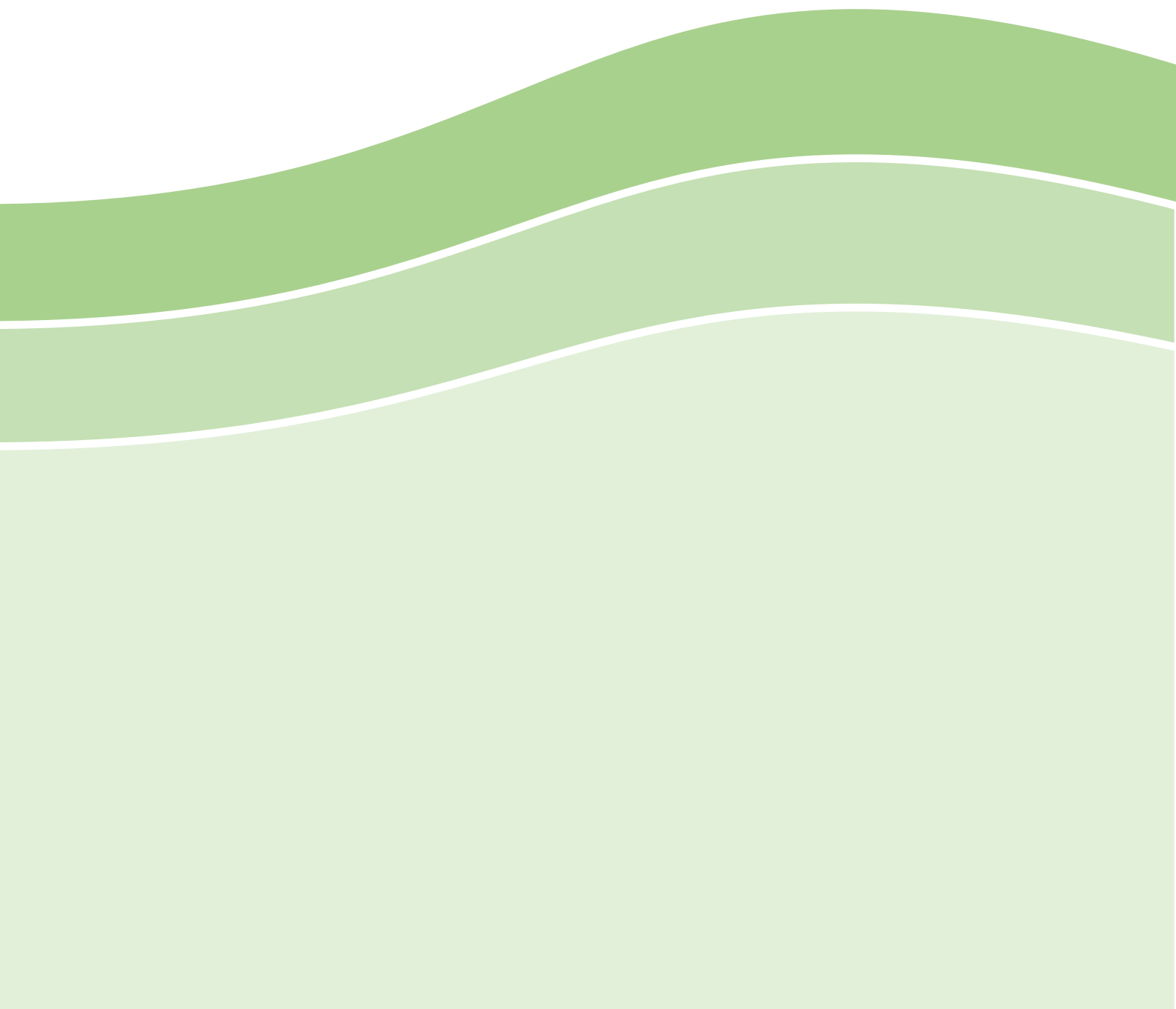
近隣市町との連携を深め、地域の特性を生かした取組により、環境面においても魅力ある地域として、市民が誇れるまちを目指します。

第3節 計画の推進方針

望ましい環境像を実現していくためには、効率的かつ効果的に計画を実行していく必要があります。そのための計画の推進方針を以下に示します。

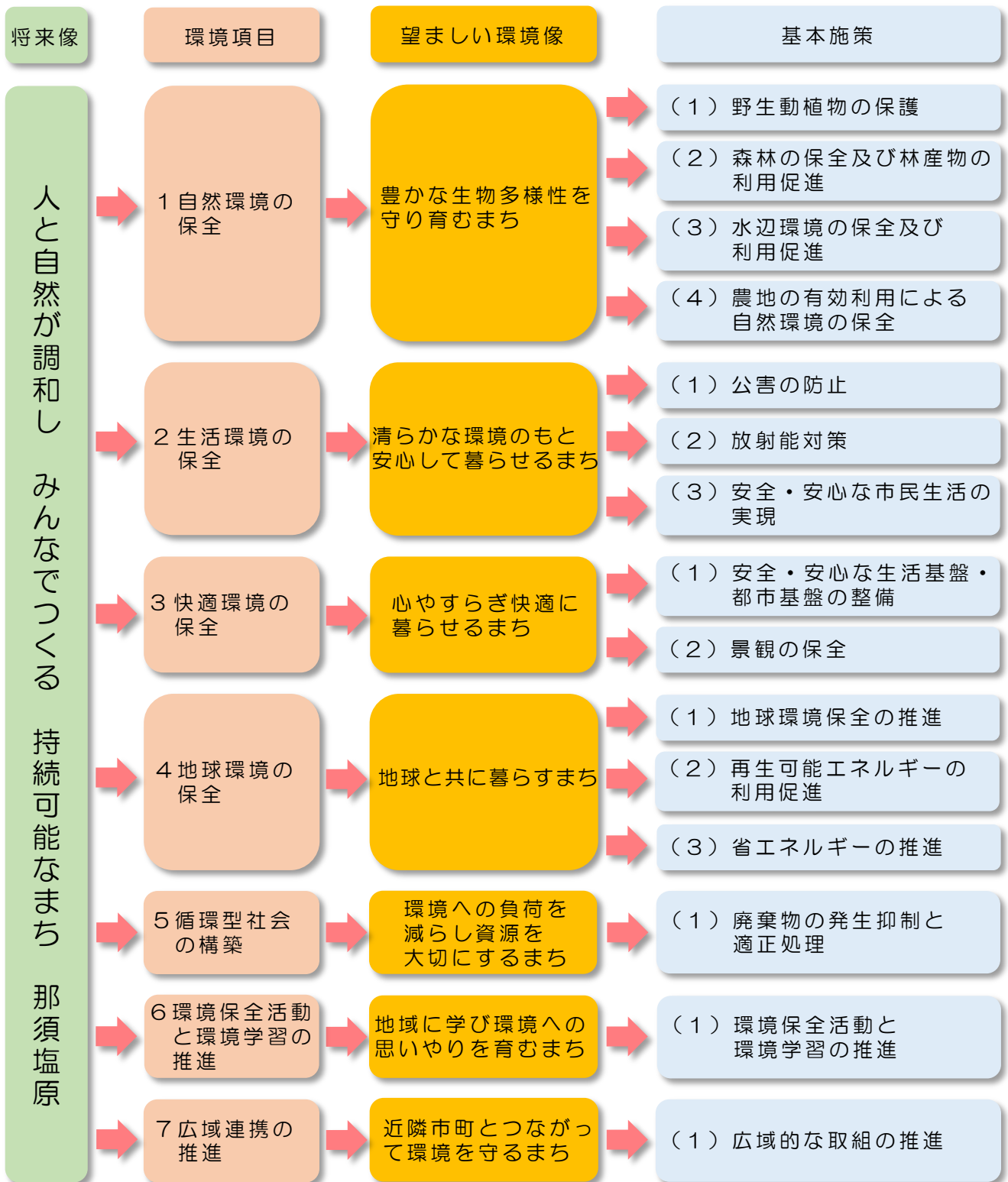
- 施策の実施に当たっては、規制手法、発生防止、経済的手法等の効果的・総合的な組合せを考慮します。
- 可能な限り環境への負荷を低減するとともに、持続的な発展を目指します。
- 私たち一人ひとりが環境破壊の加害者になり得ることを認識し、環境面での「負の遺産」を次の世代に残さないことを目指します。

第2部 基本計画



第1章 計画の展開

第1部で定めた7つの望ましい環境像を実現するために、環境項目ごとに基本政策を定め、基本施策から主要施策、環境配慮施策へと具体的施策を展開します。



第1節 主要施策・環境配慮施策

「望ましい環境像」を実現するため、基本施策ごとに主要施策を設定しました。主要施策を達成するための具体的な施策となるのが環境配慮施策です。環境配慮施策のうち、重要性、緊急性を要し、特に先導的役割を果たす施策を重点施策として定めます。

また、計画の進捗状況をより客観的に把握するため、基本施策ごとに指標を設定しています。

※記載例 **主要施策** ● 環境配慮施策（● 重点施策）

1 自然環境の保全

望ましい環境像：豊かな生物多様性を守り育むまち

(1) 野生動植物の保護

生物多様性に配慮した計画的な土地利用の推進

- 国土利用計画那須塩原市計画や那須塩原市土地利用調整基本計画等の計画に基づいた土地利用の推進

有害鳥獣の適切な個体数管理の推進

- 那須塩原市鳥獣被害防止計画による有害鳥獣対策の推進

特定外来生物の防除

- 特定外来生物に関する情報の提供
- 特定外来生物の駆除の実施

希少野生動植物種の保護の推進

- 那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく保護の推進
- 動植物実態調査の継続的な実施
- 野生動植物保護団体との協働による保護の推進

野生動植物保護の意識啓発の促進

- 那須塩原市レッドデータブックの活用による意識啓発の促進

指標

項目	基準値（H27）	目標値（H38）	方向性
生息地等保全協定区数	15 か所	25 か所	増加

(2) 森林の保全及び林産物の利用促進

多様な森林の計画的な保全・育成

- 那須塩原市森林整備計画に基づく計画的な森林整備の推進
- 森林整備地域活動支援事業、森林の生育状況調査等の実施
- 無秩序な森林伐採の防止の推進
- 森林環境の保全を図るための森林管理事業の実施
- 倒木被害等の防止を図るための病害虫防除事業の実施
- 憩いの場、レクリエーションの場としての活用の推進
- 県と連携した「企業の森づくり事業」による森林の保全及び森林保全意識啓発の促進

林産物の利用促進

- 公共事業や公共施設等における国産木材の積極的な使用

森林保全の意識啓発の促進

- 国立公園の美化活動の実施
- 自然体験や自然とのふれあい活動の推進
- 苗木の植栽による緑化の推進

指標

項目	基準値 (H27)	目標値 (H38)	方向性
森林面積	38,424ha	38,000ha	維持
保安林指定面積 (民有林)	4,413ha	4,413ha	維持

(3) 水辺環境の保全及び利用促進

優れた水辺環境の保全の推進

- 湿原や湧水地等の湿地の保全の推進
- 水辺環境の維持・保全を図るためのごみ拾い等美化運動の実施

恵まれた水辺空間を生かした利用の促進

- 憩いの場、レクリエーションの場としての親水空間の整備

生物多様性に配慮した河川整備の推進

- 生態系に配慮した多自然型水辺づくりの推進

水辺環境保全の意識啓発の促進

- 自然観察教室、自然観察講座、水生生物調査等の開催

指標

項目	基準値 (H27)	目標値 (H38)	方向性
水辺のレクリエーション施設面積	32.1 ha	32.1 ha	維持
水辺の環境調査・観察会等	4回/年	8回/年	増加

(4) 農地の有効利用による自然環境の保全

農地を含めた里地里山の保全

- 農村環境の向上を図るための農道、水路等の保全活動の実施
- 環境との調和（環境への負荷や影響の回避・低減等）や生物多様性の保全に配慮した土地改良事業の実施
- 遊休農地の把握と有効活用の実施

農業振興地域整備計画に基づく計画的な土地利用の推進

- 那須塩原市農業振興地域整備計画に基づく計画的な土地利用の推進

環境に配慮した農業の推進

- 那須塩原市環境保全型農業推進方針に基づく有機農業等の施策の展開
- 農薬や化学肥料の適正な使用の促進

指標

項目	基準値（H27）	目標値（H38）	方向性
農振農用地面積	8,581ha	8,522ha	維持
遊休農地面積	34.6ha	2.0ha	減少
塩原堆肥センター処理量	9,890 t /年	16,258 t /年	増加

【塩原堆肥センター】

塩原堆肥センターは、市内の未利用有機質資源である牛ふん尿及び生ごみを堆肥化し、有機肥料として有効利用することにより、畜産環境保全や、土づくりを基本とした有機農業を始めとする環境保全型農業及び資源循環型社会の形成を目指しています。



処理能力

1日当たり 94.8 t

内訳

・生ごみ

1日当たり 2.2 t

・畜ふん

1日当たり 92.6 t

望ましい環境像：清らかな環境のもと安心して暮らせるまち

(1) 公害の防止

大気環境の保全の推進

- 光化学スモッグ注意報等発令時における関係機関等への迅速な連絡調整及び被害状況把握の推進
- ダイオキシン類を発生する施設に対する規制基準の遵守及び排出対策の徹底等の推進
- ばい煙や揮発性有機化合物、粉じんを排出する施設に対する規制基準の遵守及び排出対策の徹底等の推進
- 県と連携した定期的な大気調査の実施
- 野外焼却防止対策の推進

水環境の保全の推進

- 河川や地下水の定期的な水質調査の実施
- 事業場等の排水の定期的な調査の実施
- 汚水を排出する施設に対する規制基準の遵守及び排出対策の徹底等の推進
- 異常水質発生時における被害拡大の防止や原因究明等の迅速な対応

土壌環境の保全の推進

- 県や市の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（土砂条例）の徹底

騒音、振動被害の防止

- 騒音、振動を発生する施設や建設作業に対する規制基準の遵守及び発生防止の徹底等の推進
- 道路や新幹線の騒音、振動の定期的な調査の実施
- 拡声機の使用や深夜営業に伴う騒音に対する規制基準の遵守及び発生防止の徹底等の推進

悪臭被害の防止

- 悪臭を発生する施設に対する規制基準の遵守及び発生防止の徹底等の推進

企業等への公害に関する指導、助言

- 地域と事業場が締結する公害防止協定の策定等の支援
- 事業活動に起因する公害苦情への迅速かつ適切な対応

指標

項目	基準値（H27）	目標値（H38）	方向性
一般大気環境基準超過日数	0日/年	0日/年	維持
光化学スモッグ注意報発令数 【県北東部】	0回/年	0回/年	維持
光化学スモッグによる健康被害者数 【県北東部】	0人/年	0人/年	維持
環境基準（BOD）達成数 【那珂川4か所】	93.8%	100%	増加
環境基準（BOD）達成数 【常川2か所】	91.7%	100%	増加
異常水質発生件数	1件/年	0件/年	減少
騒音（昼間）に係る環境基準達成率 【道路に面する地域、市内7か所】	100%	100%	維持
騒音（夜間）に係る環境基準達成率 【道路に面する地域、市内7か所】	71.4%	100%	増加
下水道の効果測定14か所の環境基準（BOD）達成率	100%	100%	維持

（2）放射能対策

放射線量測定等の実施

- 市内全域及び公共施設における空間放射線量測定の実施
- 食品の放射性物質簡易検査の実施
- 保育園及び小中学校、義務教育学校の給食食材の放射性物質測定の実施
- ホールボディカウンタによる内部被ばく検査の実施
- 母乳及び尿の放射性物質検査の実施
- 那須塩原クリーンセンターの焼却灰及び排ガスの放射能濃度測定の実施
- 那須塩原市一般廃棄物最終処分場の処理水の放射能濃度測定の実施
- 水道水の放射能濃度測定の実施
- 浄水場の浄水発生土の放射能濃度測定の実施
- 水処理センター及び浄化センターの発生活泥の放射能濃度測定の実施
- 市民への放射線量測定器貸出しの実施
- 小中学校、義務教育学校における空間放射線量測定の実施

放射能問題に関する情報提供の充実

- 専門的アドバイザーによる放射能対策の助言、指導
- 市民の不安を軽減するための情報の提供

指定廃棄物の適正な保管の継続

- 那須塩原クリーンセンターの焼却灰の適正な保管の継続
- 浄水場の浄水発生土の適正な保管の継続
- 水処理センターの発生活泥の適正な保管の継続
- 農業系廃棄物の適正な保管の継続

(3) 安全・安心な市民生活の実現

市民生活や事業活動による苦情への迅速かつ効率的な対応

- 市民活動に起因する野外焼却の苦情への迅速かつ適切な対応
- 事業活動に起因する公害苦情への迅速かつ適切な対応
- 家畜排せつ物等の堆肥化及び適正な散布や土壌還元等の促進

日常生活から発生する騒音等の防止対策の推進

- 市民生活等に起因する苦情への迅速かつ適切な対応

産業廃棄物処理施設の立地規制に向けた取組の推進

- 産業廃棄物処理施設立地規制方策の検討と廃棄物処理制度の改正要望の提出

指標

項目	基準値（H27）	目標値（H38）	方向性
苦情件数【都市型・生活型公害】	72件/年	70件/年	減少
苦情件数【産業型公害】	22件/年	20件/年	減少
新規産廃施設設置件数 ※施設の拡張含む	2件/年	0件/年	減少

望ましい環境像：心やすらぎ快適に暮らせるまち

(1) 安全・安心な生活基盤・都市基盤の整備

集約型都市構造への転換の推進

●立地適正化計画による、効率的で持続可能な都市づくりの推進

- 駅周辺を中心とした都市機能と交通結節機能の強化を図り、街の魅力の再生による集住の推進
- 地域コミュニティバスやデマンド交通を運行し、コンパクトなまちづくりと一体となった地域公共交通ネットワークの推進
- 公共交通機関利用の向上・定着を図るためのバス路線等の充実・周知
- 市街地内の円滑な交通誘導や市街地間のアクセス強化を図るための道路整備事業の推進
- 温泉資源の効率的な利用及び保護を図るための温泉水の集中管理の継続的な実施

歩行者が通行しやすい歩道の整備推進

- 地域における生活空間の安全確保を図るための歩道整備事業の推進
- 良好な道路環境を維持するための道路施設メンテナンス事業の推進

都市公園の適正管理

- 計画的な公園施設の修繕及び更新

空き家、空き地の適正管理の推進

- 適正に管理されていない空き家を把握するための実態調査の実施及び空き家等対策計画の策定
- 所有者による空き地の適正管理の促進

生活排水処理施設未整備地域の解消

- 公共下水道や合併処理浄化槽等の計画的な整備・普及の推進

開発帰属公園・雨水浸透槽等の適正な維持管理

- 公園及び雨水浸透槽等の帰属公共施設の自主的な維持管理の促進
- 老朽化した帰属公共施設の計画的な修繕

【立地適正化計画とは】

立地適正化計画とは、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方に基づき、生活利便施設を集約する拠点として『都市機能誘導区域』と、都市機能誘導区域に徒歩や公共交通により容易にアクセスでき、居住に適した『居住誘導区域』を設定し、区域内の居住を促進するなどの緩やかな誘導により、集約型の都市構造への転換を図るものです。

【多極ネットワーク型コンパクトシティとは】

多極ネットワーク型コンパクトシティとは、福祉施設や商業施設等の生活利便施設を市内の拠点とする区域に集約し、公共交通網の整備により、居住区域からのアクセスを確保し、効率的で持続可能なまちづくりを目指す都市政策を指します。

指標

項目	基準値 (H27)	目標値 (H38)	方向性
用途地域内人口割合	47.2%	48.5%	増加
都市公園面積	105ha	105ha	維持
道路改良率	78.3%	82%	増加
上・中塩原温泉事業給湯件数	181件	181件	維持
地域バスの利用者数	148,248人	270,000人	増加
公共下水道の普及率	54.8%	65%	増加
合併処理浄化槽の普及率	16.9%	21%	増加

(2) 景観の保全

恵まれた自然や街並みと調和のとれた景観の保全

- 那須塩原市景観計画による大規模な建築物及び屋外広告物に対する適正な規制

指標

項目	基準値 (H27)	目標値 (H38)	方向性
景観計画区域内における建築行為等届出適合率	100%	100%	維持



那須疏水



田園風景



塩原溪谷

望ましい環境像：地球と共に暮らすまち

(1) 地球環境保全の推進

地球温暖化対策実行計画【区域施策編】による温室効果ガス排出量削減の更なる推進

- 那須塩原市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（那須塩原市環境マネジメントシステム）の推進
- 公用車における次世代自動車・低公害車の導入推進
- 市民や事業者への次世代自動車・低公害車の導入促進
- エコドライブの推進
- 中小事業者への環境マネジメントシステムの普及促進
- 事業所におけるエコアクション21やISO14001の取組の促進
- 電気自動車充電施設の整備促進

地球温暖化の影響への適応策の研究及び普及啓発の推進

- 地球温暖化の影響に対する適応策についての研究及び普及啓発の推進

指標

項目	基準値（H27）	目標値（H38）	方向性
市域から排出される温室効果ガス総排出量	1,104千t-CO ₂ /年 ※基準年度：H25	906千t-CO ₂ /年	減少
市が行う業務により排出される温室効果ガス排出量	7,579t-CO ₂ /年 ※基準年度：H25	5,305t-CO ₂ /年	減少
環境マネジメントシステム構築事業所数	55事業所	80事業所	増加

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギーの適正な利用の促進

- 太陽光エネルギーの適正な利活用の促進
- 産業振興と連動した再生可能エネルギー導入の検討
- 小水力発電、温泉熱、バイオマス等の地域に即した再生可能エネルギー導入促進

指標

項目	基準値（H27）	目標値（H38）	方向性
市域における再生可能エネルギー発電容量	110,894 kW	128,080 kW	増加
太陽光発電設備を設置した市の施設数	12施設	15施設	増加

(3) 省エネルギーの推進

省エネルギーの取組の更なる推進

- 道路照明のLED化の推進
- 関係機関と連携した家庭及び事業所における省エネ診断の取組の促進
- 公共施設におけるESCO事業導入の推進
- 公共施設や事業所における省エネ機器導入の推進
- **住宅等の低炭素化の促進**
- 水道水の有効利用を図るための計画的な漏水調査の実施

指標

項目	基準値 (H27)	目標値 (H38)	方向性
長期優良住宅申請件数	727 件	1,500 件	増加
家庭向け省エネ診断の受診世帯数	17 世帯/年	50 世帯/年	増加

【那須塩原市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】とは】

本市の自然的・社会的な特性を踏まえつつ、市民・事業者・行政など様々な主体の連携・協働により、温室効果ガスの排出抑制等を総合的かつ計画的に推進するための計画で、平成25年6月に策定しました。

計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標達成に向けた基本施策として、エネルギーの地産地消の促進、効率的なエネルギー利用の促進、環境負荷の少ない事業活動の取組促進などを掲げています。



望ましい環境像：環境への負荷を減らし資源を大切にすまち

(1) 廃棄物の発生抑制と適正処理

ごみの発生抑制、再利用及び再資源化の推進

- **食品ロスを始めとするごみの発生抑制の推進**
- **廃棄物の分別徹底と資源化の推進**
- レジ袋の削減及びマイバッグ持参の促進
- 市の各種イベント等におけるごみの減量化や資源化等PRの推進

適正な処理処分の推進

- 効率的なごみ収集の推進
- **廃棄物処理施設の適正な管理と計画的な整備推進**
- 市有施設のPCB機器等の適正処理の実施

不法投棄撲滅に向けた取組の推進

- 廃棄物の不法投棄防止のための職員及び廃棄物監視員等による監視、指導の徹底
- 不法投棄監視カメラ、防止看板の設置及び関係機関との連携の強化

産業廃棄物処理施設の適正管理に向けた取組の推進

- 産業廃棄物処理施設の適正管理を確保するための立入検査の実施
- 産業廃棄物処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度、収集運搬・保管等の表示の徹底、委託基準及び処理責任の明確化等排出事業者や処理業者における適正処理の促進

指標

項目	基準値（H27）	目標値（H38）	方向性
生活系廃棄物の排出量 ※資源物を除く。	22,847 t /年	22,245 t /年	減少
事業系廃棄物の排出量 ※資源物を除く。	15,416 t /年	13,891 t /年	減少
一般廃棄物の最終処分量	4,546 t /年	4,464 t /年	減少
不法投棄などに関する苦情・相談 処理件数	223 件 /年	170 件 /年	減少

6 環境保全活動と環境学習の推進

望ましい環境像：地域に学び環境への思いやりを育むまち

(1) 環境保全活動と環境学習の推進

環境学習の推進

- 自然観察教室、自然観察講座、環境企画展等の開催
- 地球温暖化防止講演会の開催
- 子供の環境保全に係る活動を促進するためのこどもエコクラブ制度等の積極的な活用
- 那須塩原クリーンセンター施設の環境保全に係る見学会の実施
- 環境月間や下水道の日等の記念日を利用した環境保全意識の啓発の推進

環境学習及び環境保全活動の指導者等の人材育成の推進

- 環境問題に関する専門的知識を有する指導者や地域における環境保全活動のリーダー、自然解説指導者等の人材の育成

環境保全活動の推進

- 那須塩原市環境連絡会における取組の推進
- 環境保全や環境美化等の取組を行っている市民団体や学校、事業所、各種団体の活動に対する支援
- 関係機関と連携した「“とちぎ発” ストップ温暖化アクション」などの参加型プログラムへの市民や事業者の参加の促進
- 関係機関と連携した「省エネチャレンジ大作戦」「ライトダウンキャンペーン」などへの市民や事業者の参加の促進

環境に関する情報提供の充実

- 市内の豊かな自然環境の状況や環境保全の取組等を紹介した冊子やパンフレット等の提供及びPRイベントの開催

指標

項目	基準値 (H27)	目標値 (H38)	方向性
那須塩原クリーンセンター施設見学会	17回/年	21回/年	増加
環境企画展等イベントへの参加者数	1,465人/年	2,500人/年	増加
こどもエコクラブ会員団体数	4団体	15団体	増加

7 広域連携の推進

望ましい環境像：近隣市町とつながって環境を守るまち

(1) 広域的な取組の推進

各定住自立圏域内の低炭素社会の構築に向けた調査・研究の推進

- 圏域内のスマートシティの推進等、低炭素社会の構築に向けた環境整備についての調査・研究の推進

各定住自立圏域内の地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進のための調査・研究の推進

- 圏域内の地域資源を活用した再生可能エネルギーの活用についての調査・研究の推進

【スマートシティとは】

スマートシティの定義については諸説ありますが、国内の主要な実証実験についてまとめている「ジャパンスmartシティポータル（一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会運営）」では、「市民のQoL（Quality of Life＝生活の質）を高めながら、健全な経済活動を促し、環境負荷を抑えながら継続して成長を続けられる、新しい都市の姿である」としています。

また、日本総研が平成25年4月30日に発表したスマートシティに関するリサーチの中では、「ICTを活用して基礎・生活インフラを効率的に運営（＝スマート化）することによって、人々がより快適に暮らすことが可能になる都市」と定義できるとしています。

本市では、那須地域定住自立圏や首都機能バックアップ・キャンプ那須構想において、調査・研究を推進しています。

※HEMS、BEMS、CEMSとは、エネルギー管理システム（Energy Management System）のことで、管理対象により住宅向けのHEMS（ヘムス）、商用ビル向けのBEMS（ベムス）、これらを含んだ地域全体を管理するCEMS（セムス）に分類されます。

出典：経済産業省ホームページ

第2節 重点施策

環境配慮施策のうち、重要性、緊急性を要し、特に先導的役割を果たす施策を重点施策として定めます。

1 自然環境の保全

○那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく保護の推進

本市は市域の約半分を山岳部が占め、北西部の多くが日光国立公園に指定されています。また、平野部においても、豊かな田園地帯や美しい平地林が広がり、那珂川、箒川を中心に清らかな水辺環境を有し、多種多様な野生動植物が生息・生育しています。

本市はこれまで、那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例を制定し、希少な野生動植物種の保護を進めてきました。

また、平成28年度には、県内の市町では初めてとなる総合的なレッドデータブックを作成し、市域に生息・生育する希少な野生動植物種についての取りまとめを行いました。

今後も、条例に基づく希少な野生動植物種の保護を推進していきます。

3 快適環境の保全

○立地適正化計画による、効率的で持続可能な都市づくりの推進

人口減少や少子高齢化により、今後、市街地では、都市機能の低下や中心市街地の空洞化が進展するおそれがあるため、これまでの拡散型の都市構造から、集約型の都市構造への転換を図る必要があります。

福祉施設、商業施設や住宅等がまとまって立地し、高齢者を始めとする住民が、公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるようにする『多極ネットワーク型コンパクトシティ』の考え方による低炭素社会の構築を目指します。

4 地球環境の保全

- 那須塩原市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（那須塩原市環境マネジメントシステム）の推進
- 市民や事業者への次世代自動車・低公害車の導入促進
- 小水力発電、温泉熱、バイオマス等の地域に即した再生可能エネルギー導入促進
- 住宅等の低炭素化の促進

本市は平成25年6月に、『那須塩原市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】』を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けた様々な取組を進めてきました。

今後については、国が新たに設定した、平成42年度までに国内の温室効果ガス排出量を平成25年度比で26%削減するという目標を念頭に、更なる取組を推進していきます。特に、家庭部門と業務部門については、大幅な削減が求められているため、『ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス』『ネット・ゼロ・エネルギー・ビル』といった住宅等の低炭素化を推進していきます。

5 循環型社会の構築

- 食品ロスを始めとするごみの発生抑制の推進
- 廃棄物の分別徹底と資源化の推進
- 廃棄物処理施設の適正な管理と計画的な整備推進

本市の一般廃棄物の排出量は、平成21年度にごみ処理手数料を有料化した結果、一時減少しましたが、その後は増加傾向にあります。特にオフィスや飲食店などから排出される事業系のごみは毎年増加しています。

また、一般廃棄物の約8割は可燃物となっており、これらは焼却処理されるため、焼却灰の埋立てに伴い、最終処分場の残余容量を逼迫させます。

この状況を改善するためには、家庭系、事業系共に食品ロスの削減、分別の徹底及び資源化を推進し、資源が適正に循環する循環型社会の構築が必要となります。

本市では、引き続き市民、事業者へ分かりやすく情報提供を行い、分別徹底と資源化の推進を図るとともに、廃棄物処理施設の適正な管理と計画的な整備を推進していきます。

6 環境保全活動と環境学習の推進

○自然観察教室、自然観察講座、環境企画展等の開催

○那須塩原市環境連絡会における取組の推進

本市では自然環境の保護や地球温暖化の防止等、環境に対する意識の高揚を目指し、環境企画展や自然観察会、那須塩原クリーンセンター見学会などを実施してきました。

日々多様化・複雑化する環境問題を正しく伝えるには、これらの活動を継続していく必要があります。

また、環境保全に資する活動に取り組んでいる各種団体の連携を図る環境連絡会の活動をより充実させ、市民、事業者及び市が一体となり、環境保全活動への更なる取組を推進します。



那須塩原自然講座



水生生物による那珂川水質調査



沼ッ原湿原植物観察会

第3節 計画の推進及び進行管理

1 計画の推進及び進行管理を行う組織

本計画を確実に推進するためには、望ましい環境像に対する現状を市民、事業者及び市がそれぞれ正しく認識し、行動することが重要です。

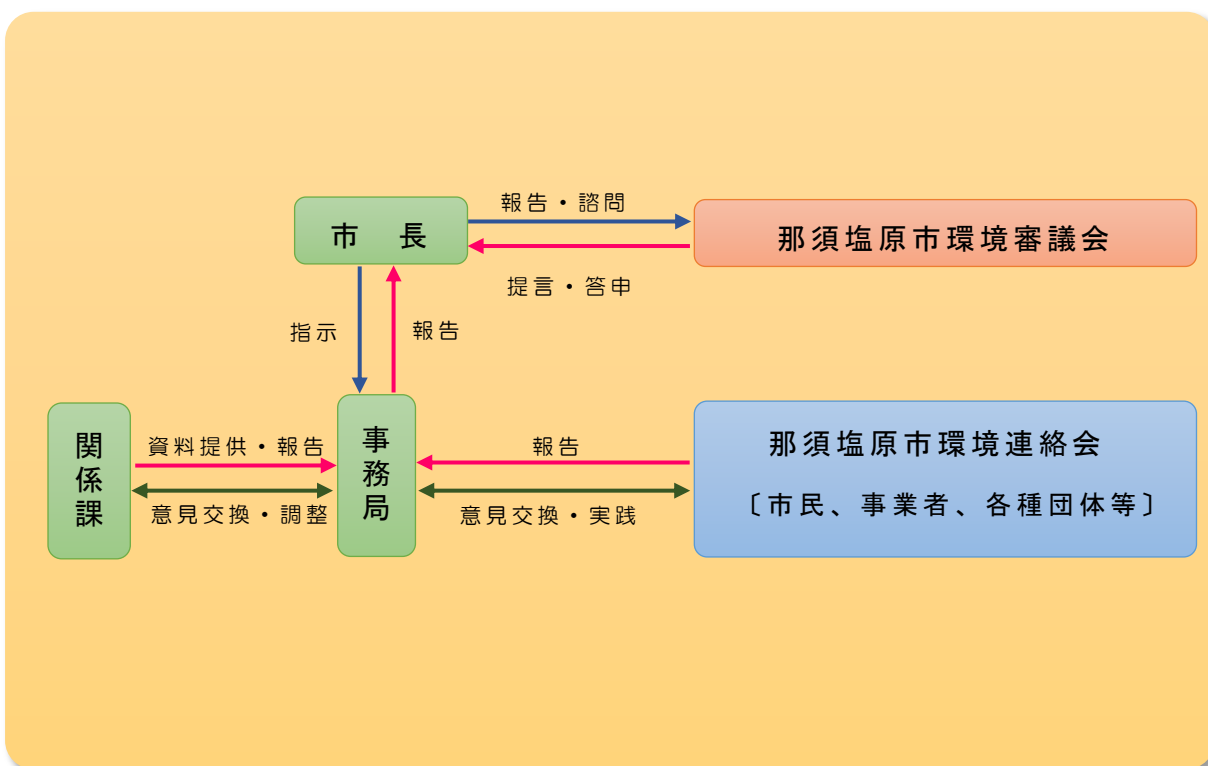
計画を推進し、進行管理をするための組織を以下に示します。

● 那須塩原市環境審議会

学識経験者等で構成し、那須塩原市環境基本計画に基づいた施策の実施内容や進行状況などについて、公正かつ専門的な立場から調査・審議し、必要に応じて計画の見直しや改善の答申を行います。

● 那須塩原市環境連絡会

市民、事業者、各種団体及び市の代表者で構成し、環境配慮施策に関する協議を定期的に行うとともに、それらの実践を図ります。



2 計画の推進体制の整備

望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者の参画促進、取り組む場の提供、財政上の措置など基盤を整える必要があります。

これらの推進体制の整備について以下に示します。

●市民、事業者の参画推進

市民及び事業者の参画を促すため、市は、那須塩原市環境基本計画の目的及び内容について、市民、事業者及び関係機関などに対して周知するとともに、更なる連携を図ります。

また、那須塩原市環境連絡会を活用し、市民、事業者、各種団体及び市で情報交換や意見交換を行い、自主的な活動を支援します。

●環境情報の収集・発信及び調査・研究の推進

複雑化、広域化する環境問題に対する情報を積極的に収集し、広報誌やホームページ、那須塩原市環境連絡会等を通じ広く市民及び事業者への提供・発信を行います。

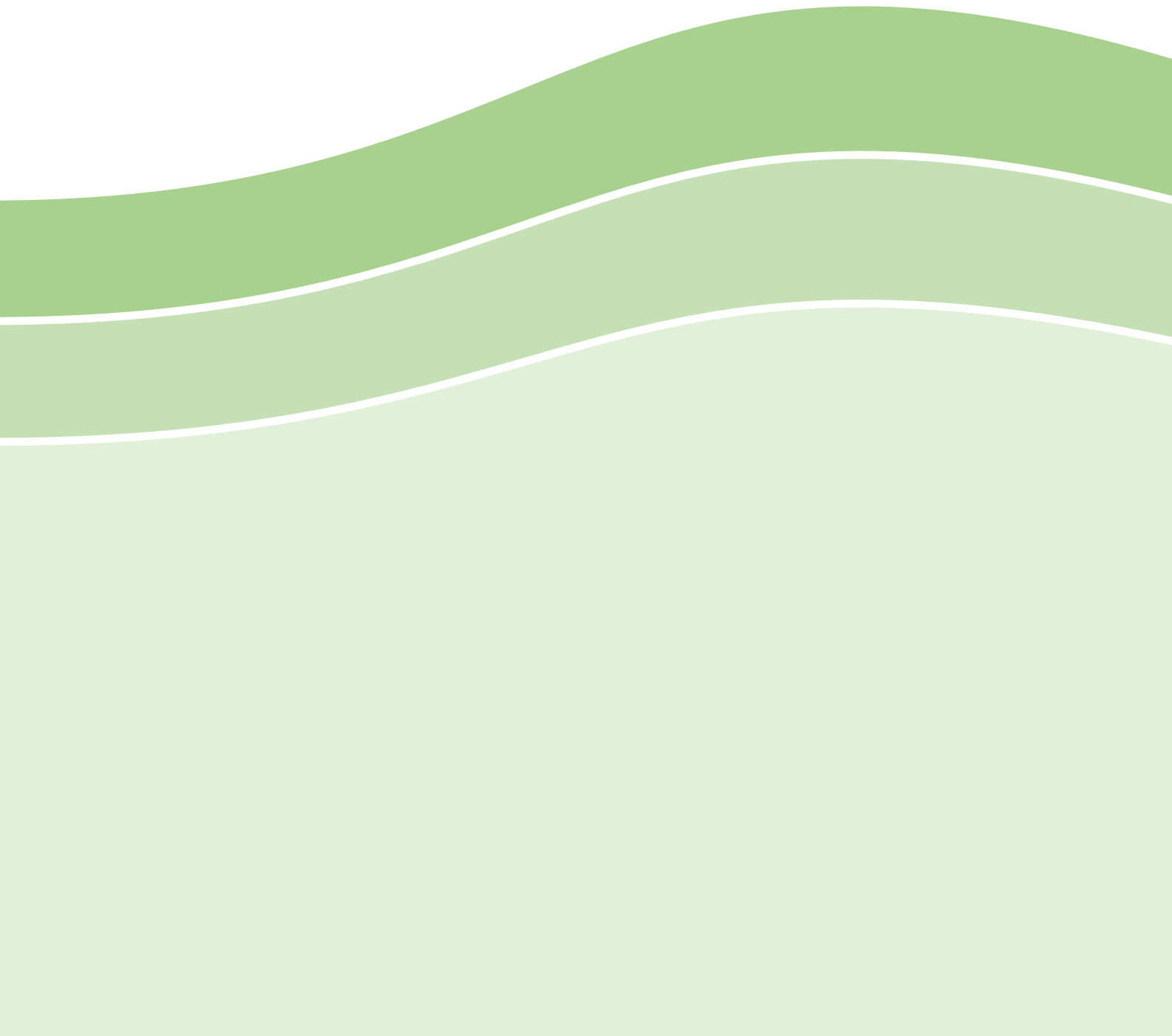
●国、県及び近隣市町との連携

環境保全を図るための広域的な取組を必要とする施策については、国、県及び近隣市町と連携してその推進に努めます。

●財政的措置

施策の重要性、緊急性やその効果、また地域環境の状況変化などを総合的に勘案し、望ましい環境像の実現に必要な取組を推進するために必要な財政的措置を図ります。

第3部 環境配慮行動指針



第1章 環境配慮行動指針

第1節 環境配慮行動指針の目的

環境問題の解決のためには、市民、事業者及び市が、日常生活や事業活動を環境への負荷の少ない形態へ変えていく必要があります。

環境配慮行動指針は、各主体の責務と役割の下、それぞれの立場で環境に配慮する事項を明らかにするものです。

第2節 市民の行動指針

次の世代に良好な環境を継承していくためには、市民一人ひとりが環境のために自らが取るべき行動について理解を深め、より環境に優しいライフスタイルを確立し、実践することが必要です。

ここでは、日常生活の主な場面ごとの配慮事項を示します。

●家の中では

- 油や生ごみ等を排水口に流さないようにします。
- 生活排水は、下水道や合併処理浄化槽で処理します。
- テレビの音量やペットの鳴き声が周囲の迷惑にならないように気をつけます。
- テレビやラジオは主電源から切り、待機電力をカットします。
- エアコンは無理のない範囲で控えめに使用します。
- エアコンのフィルターはこまめに掃除します。
- 夏は扇風機、冬はこたつ等を利用して、冷暖房にかかるエネルギーを減らします。
- なるべく同じ部屋で過ごし、空調や照明にかかるエネルギーを減らします。
- 照明はLEDなどの省エネタイプを選択します。
- 水道は流しっぱなしにしないようにします。
- 暖房便座のふたは常に閉めて、無駄なエネルギーを節約します。
- 電気・水道・ガス・灯油などの使用量の削減を心掛けます。
- 冷蔵庫の詰め込み過ぎに気をつけます。
- 環境家計簿等により家庭から出る二酸化炭素の量を把握することで、環境意識の向上を図ります。
- 新築、改築時には、住宅の省エネ化を図り、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの導入を検討します。
- 食事は作り過ぎないようにして生ごみを減らし、生ごみは水切りをしてから捨てるようにします。
- ごみは分別し、決められた日時、決められた場所に出します。
- 集団回収やスーパーのトレー回収などによるリサイクルに努めます。
- 常に最新の環境情報を入手することを心掛け、環境配慮行動に努めます。

●家の外では

- むやみに野生動植物を捕まえたり、外来種を外に放すことがないようにします。
- 身近な緑を増やすように心掛けます。
- 野生動物にエサを与えるなど、生態系を壊すようなことはしないようにします。
- 家庭菜園で農薬を使い過ぎないようにします。
- 雨水の有効活用に努めます。
- グリーンカーテンや打ち水など、夏を涼しく過ごす工夫に努めます。
- 太陽エネルギーや地中熱など、環境に優しいエネルギーの導入を検討します。
- たばこやごみのポイ捨てはしません。
- ペットのふんの後始末など、飼育のマナーを守ります。
- キャンプやハイキングなどのレジャーで発生するごみは持ち帰ります。
- 地域の清掃活動に積極的に参加します。
- 自然観察会などに参加し、自然に対する意識向上に努めます。

●買物をするときは

- 電化製品を購入する際は、省エネ性能に優れたものを選択します。
- 環境に優しい商品を選ぶように心掛けます。
- 地産地消に努め、輸送にかかるエネルギーを削減します。
- 食材は必要な分だけを買うようにします。
- 買う前に本当に必要か検討し、できるだけ長期間使えるものを購入します。
- 過剰な包装は控え、ごみの排出抑制に努めます。
- マイバッグ等を持参して、レジ袋の削減に努めます。
- 使い捨ての商品をやめ、詰替えや再生品を選ぶようにします。
- フリーマーケットやリサイクルショップを活用し、中古品の活用を心掛けます。

●外出するときは

- 階段を積極的に利用し、エレベーターやエスカレーターの利用を控えます。
- 公共交通機関や自転車を積極的に利用します。
- 自動車を運転する際は、アイドリングを止め、急発進や急加速を行わないエコドライブに努めます。
- 自動車に不要な荷物を積んだままにしないようにします。
- 自動車を購入する際は、次世代自動車・低公害車を選ぶようにします。

第3節 事業者の行動指針

事業者は、全ての事業活動において環境への負荷低減に向けて積極的な取組を推進していくことが必要です。ここでは、主要な業種の事業活動における配慮事項を示します。

● 共通の取組

- 野生動植物に配慮した緑地や調整池等の設置に努めます。
- 開発を行う際は自然環境に配慮し、生態系への影響を最小限にとどめるよう努力します。
- 騒音や振動、悪臭等の発生源に対して対策を行い、周辺環境に配慮します。
- 雨水や一度使用した水の有効活用など、節水対策に努めます。
- 夜間、不要な光が外に漏れないように努めます。
- 雨水浸透層や浸透性舗装など、雨水を地下に浸透させる取組を進めます。
- クールビズ、ウォームビズに取り組み、空調は無理のない範囲で控えめに設定します。
- コピー用紙の裏面利用やごみの分別を進め、資源の再利用や再資源化に努めます。
- 環境に優しい商品の購入（グリーン購入）を積極的に進めます。
- ISO14001やエコアクション21など、環境マネジメントシステムの導入に努めます。
- 自動車を運転する際は、アイドリングを止め、急発進や急加速を行わないエコドライブに努めます。
- 夏は日陰に、冬は日なたに自動車をにおいて、冷暖房にかかるアイドリングの時間を短くします。
- 自動車を購入する際は、次世代自動車・低公害車を選ぶようにします。
- 物流業者に対して配送ルート効率化や鉄道等を利用した大規模輸送の実施を働きかけます。
- 太陽エネルギーや地中熱など、環境に優しいエネルギーの導入を検討します。
- 事業所の新築や改築時には、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルとすることを検討します。
- 従業員に対する環境教育に取り組み、環境ボランティア活動等へ積極的に参加します。

● 農林業では

- 市や県と協力して、イノシシ等の有害鳥獣による農作物への被害を低減させる取組を進めます。
- 適切な間伐を進め、森林の荒廃防止に努めます。
- 林産物の利用促進に努めます。
- 減農薬、有機栽培などを推進し、生き物にも配慮した農地管理に努めます。
- 地元の食材を地元で消費する地産地消を進めます。
- 農業用資材等の適正な処分を行います。

●卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業では

- 不要な照明や空調を消して省エネに努めます。
- 外気や昼光を活用し、省エネを進めます。
- 清掃時の照明や空調を控えめにするなど、省エネ活動を進めます。
- 照明やボイラーなど、高効率機器の導入を進め、省エネを図ります。
- 不要な外気を取り込み空調にロスが生じないように厨房の換気扇を調節します。
- 駐車場で不要なアイドリングをやめるよう、看板等の設置を行います。
- 食品廃棄物について、排出量を減らす工夫をしつつ、堆肥化など有効活用に努めます。
- レジ袋無料配布を中止し、マイバッグ利用促進を進めます。
- 簡易包装に努めます。
- 食品トレーの回収ボックス設置など、リサイクルを推進する取組を進めます。

●製造業では

- 化学物質の適正な管理を実施します。
- 事故や災害による環境汚染を未然に防ぐため、事前に対策を行います。
- 配管の断熱化により、エネルギー効率を向上させます。
- 発電設備の排熱利用など、効率的なエネルギー利用に努めます。
- 納入業者に対して、原材料製造や事業活動における環境に配慮した行動の実践を促します。
- 廃棄物の少ない生産方法の検討や副産物の有効活用検討など、廃棄物削減の取組を進めます。
- 分別・リサイクルしやすい商品の開発に努めます。

●建設業では

- 地元木材の利用に努めます。
- 建設機械の騒音や振動など、周辺に著しい影響を与えないよう努めます。
- 建築廃材の適切な処理に努めます。

●運輸業では

- 梱包材等に使用する資材の発生を抑制し、再使用及び再生利用に努めます。
- 配送ルート効率化により、燃料の削減に努めます。
- 車両の整備を適切に行います。
- グリーン経営認証の取得に努めます。

第4節 市の行動指針

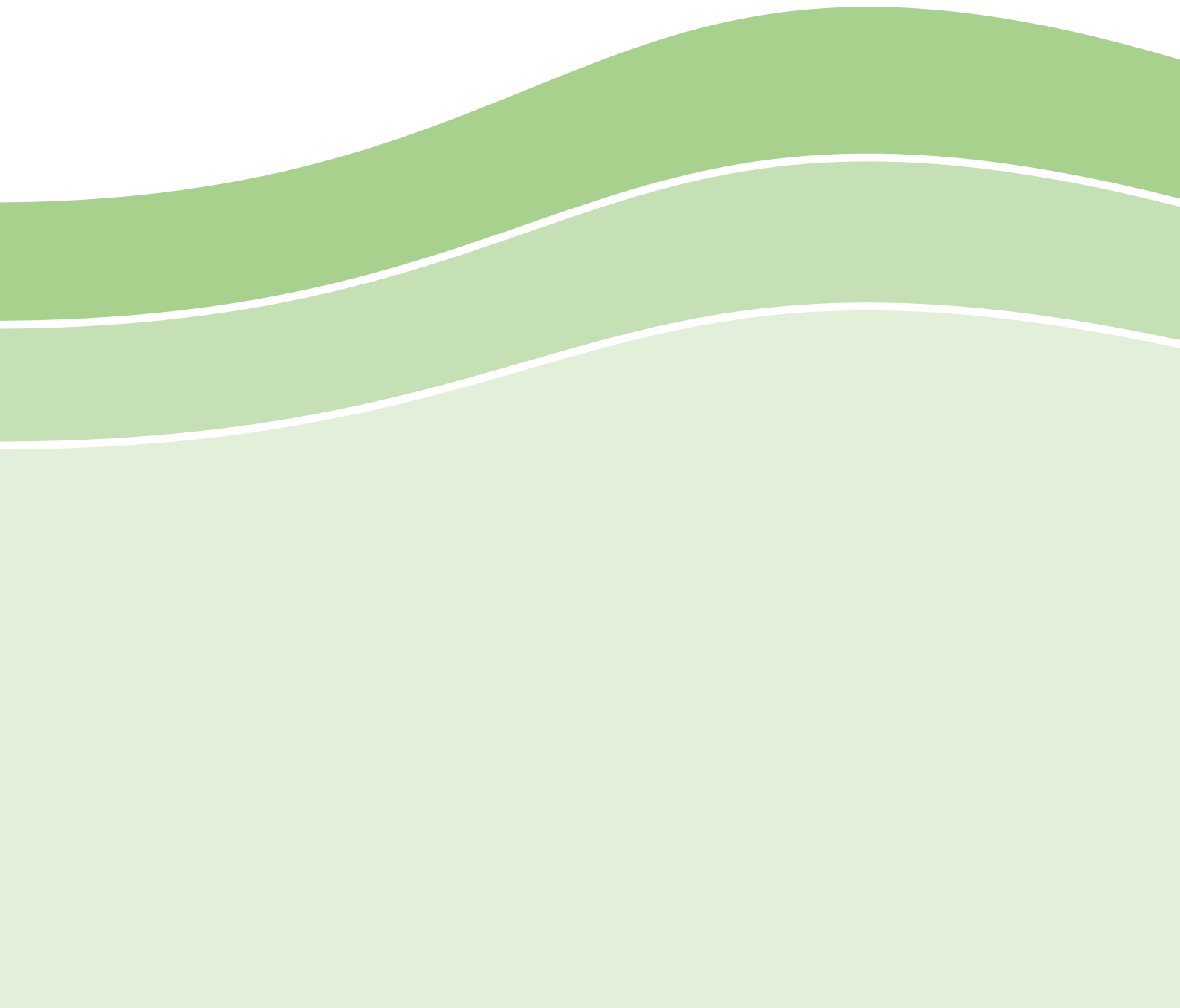
市は、大きな事業者の一つであり、事業活動により環境負荷が発生し、地域の環境に大きな影響を及ぼします。そのため、率先して環境に配慮した取組を行うことが必要です。

市も事業者としての立場を持っていますので、市の配慮事項は「第3節 事業者の行動指針」に準じます。

加えて、第2部の基本計画で具体的な施策として示しているほか、第4部の地域別環境配慮指針では、エリアごとに環境に配慮した行動を実践するための指針として明らかにしています。

また、各種施策・事業については、第2次那須塩原市総合計画を基本とし、那須塩原市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】及び【区域施策編】のほか、各分野別計画を策定し、環境に配慮して推進していきます。

第4部 地域別環境配慮指針



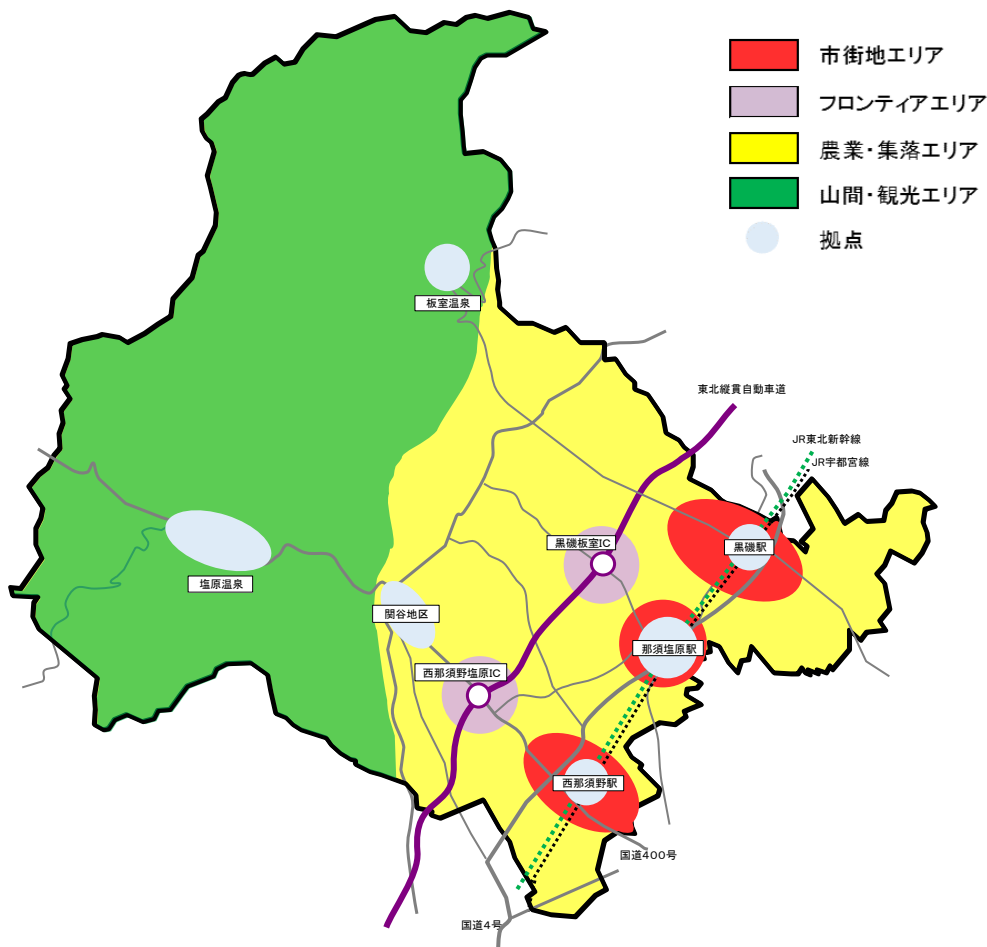
第1章 地域別環境配慮指針

第1節 エリア設定

本市の貴重な環境資源の保全と活用を図り、持続可能な社会を形成し、次の世代に引き継いでいくためには、地域の特性を踏まえた適切な配慮を行うことが大切です。

「地域別環境配慮指針」では、第2次那須塩原市総合計画に掲げる土地利用構想に準じ、以下に示す4つのエリアに区分し、エリアごとに環境に配慮した行動を実践するための指針を明らかにします。

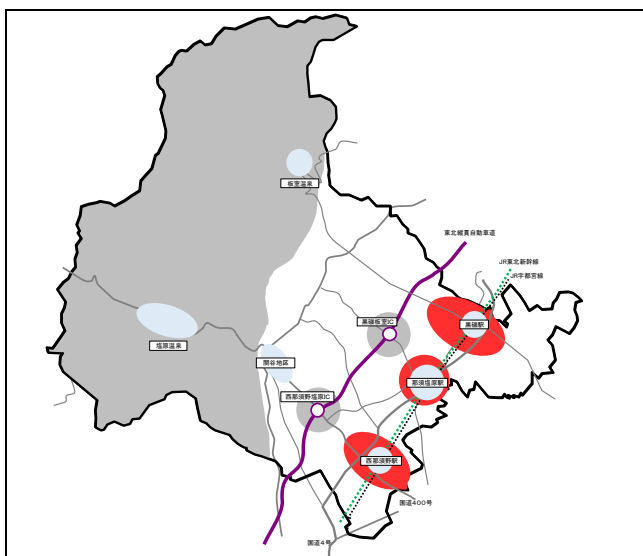
1 市街地エリア	3つの鉄道駅を中心とした用途地域とその周辺地域を市街地エリアとして位置付け、良好な市街地の形成と都市機能の誘導を推進します。
2 フロンティアエリア	2つのインターチェンジを中心とする地域をフロンティアエリアと位置付け、立地特性を最大限生かすことができる工業生産、物流機能などの新たな都市機能を段階的かつ計画的に誘導します。
3 農業・集落エリア	農業生産基盤と集落生活環境の維持向上を図るとともに、那須野が原開拓の歴史を今に伝える景観の保全や集落環境の整備に努めます。
4 山間・観光エリア	本市西部の山岳部を、山間・観光エリアとして位置付け、豊かな自然環境の保全に努めます。



【土地利用構想図】

第2節 エリア別環境配慮指針

1 市街地エリア

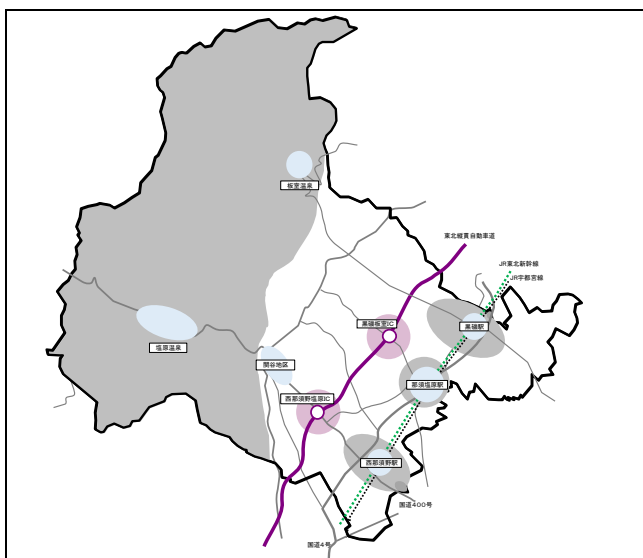


西那須野駅周辺

環境配慮指針

- ◆市民生活や事業活動に起因する苦情に迅速かつ適切に対応し、安全・安心な市民生活を守ります。
- ◆那須塩原市立地適正化計画による効率的で持続可能な都市づくりや、コンパクトなまちづくりと一体となった地域公共交通ネットワークを推進し、集約型都市構造への転換を図ります。
- ◆公共下水道や合併処理浄化槽等の計画的な整備・普及を推進します。

2 フロンティアエリア

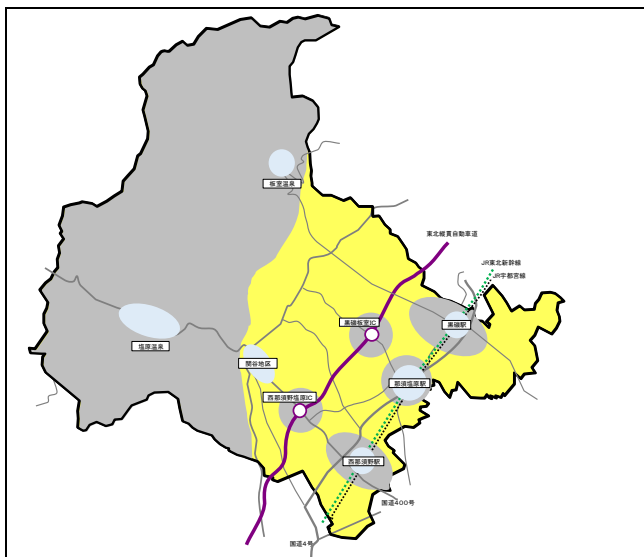


黒磯板室IC周辺

環境配慮指針

- ◆計画的な土地利用を推進し、自然との共生を図ります。
- ◆無秩序な森林伐採の防止に努めます。
- ◆那須塩原市土砂条例等に基づく指導等により、地下水、土壌の汚染を防止します。
- ◆大規模な建築物や屋外広告物に対する適切な指導により、自然と調和した景観の維持を図ります。
- ◆産業振興と連動した再生可能エネルギーの導入を検討します。

3 農業・集落エリア

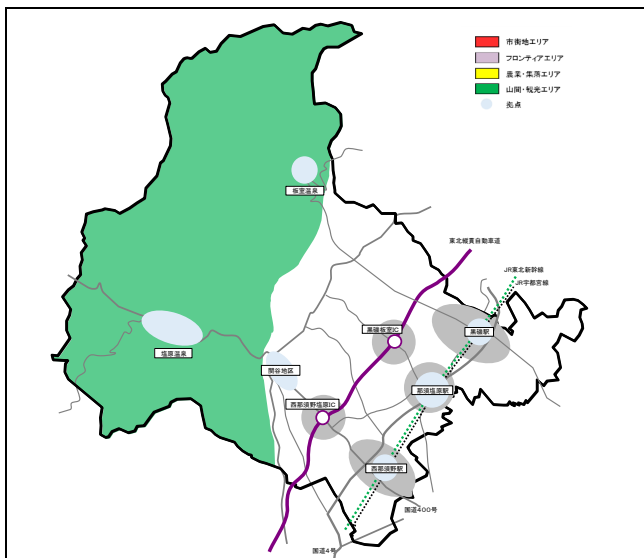


鳴内山からの眺望

環境配慮指針

- ◆ 那須塩原市鳥獣被害防止計画の推進により、有害鳥獣からの被害の軽減に努めます。
- ◆ 農道、水路等の保全活動を実施し、農村環境の向上を図ります。
- ◆ 土地改良事業の実施に当たっては、環境との調和や生物多様性の保全に努めます。
- ◆ 遊休農地の把握と有効活用に努めます。
- ◆ 有機農業等の促進、家畜排せつ物等の堆肥化及び適正な散布・土壌還元等の促進により、環境に配慮した農業を推進します。
- ◆ 農地、平地林、水辺空間等を保全し、自然環境や良好な景観の維持に努めます。

4 山間・観光エリア

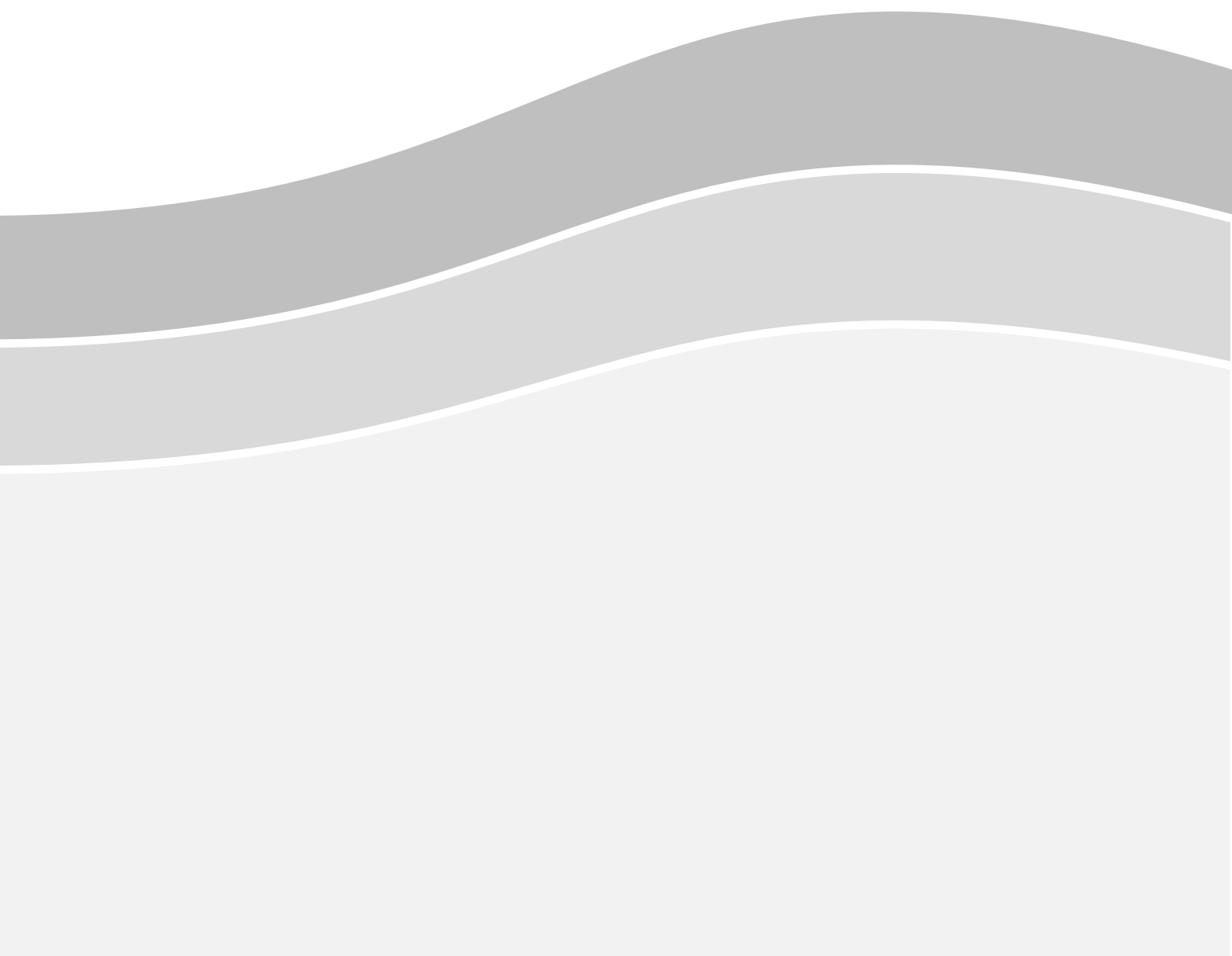


塩原温泉街

環境配慮指針

- ◆ 関係法令の適切な運用により、豊かな自然環境の保全に努めます。
- ◆ 湿原や湧水地等の優れた水辺環境の保全を推進するとともに、その活用を図ります。
- ◆ 温泉水の集中管理により、温泉資源の効率的な利用及び保護を図ります。

資料編



◆那須塩原市環境基本計画策定経過

期日	会議等	内容
平成27年7月9日	第1回庁内策定委員会	○第2期那須塩原市環境基本計画の策定について
平成27年7月29日	第1回市民懇談会	
平成27年8月19日	第1回環境審議会	
平成27年9月18日～ 10月8日	市民アンケート・事業者アンケートの実施	
平成27年10月30日	第2回庁内策定委員会	○アンケート調査について ○第2期那須塩原市環境基本計画の骨子(案)について
平成27年11月6日	第2回市民懇談会	
平成28年1月21日	第3回庁内策定委員会	○環境の現状と課題及び望ましい環境像の検討について
平成28年2月5日	第3回市民懇談会	
平成28年2月16日	第2回環境審議会	○第2期那須塩原市環境基本計画の策定状況について
平成28年5月19日	第4回庁内策定委員会	○第2期那須塩原市環境基本計画における主要施策・環境配慮施策・重点施策について
平成28年6月3日	第4回市民懇談会	
平成28年7月14日	第5回庁内策定委員会	○環境配慮施策の指標の検討について ○環境配慮行動指針の検討について ○第2期那須塩原市環境基本計画(素案)の検討について
平成28年7月28日	第5回市民懇談会	
平成28年9月1日	第3回環境審議会 (平成28年度第1回)	○第2期那須塩原市環境基本計画(素案)の検討について
平成28年10月1日～ 10月31日	市民意見募集 (パブリックコメント)	○提出意見…4件
平成28年11月7日	第6回庁内策定委員会	○市民意見募集の結果について ○第2期那須塩原市環境基本計画(案)の検討について
平成28年11月18日	第6回市民懇談会	
平成28年11月25日	諮問	○第2期那須塩原市環境基本計画(案)について【諮問】
平成28年12月19日	第4回環境審議会 (平成28年度第2回)	○第2期那須塩原市環境基本計画(案)の検討について
平成28年12月27日	答申	○第2期那須塩原市環境基本計画(案)について【答申】
平成29年3月	那須塩原市議会	○第2期那須塩原市環境基本計画可決

◆ 諮問書

那塩環管第 4 2 6 号
平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

那須塩原市環境審議会
会長 大久保 忠旦 様

那須塩原市長 君 島 寛

第 2 期那須塩原市環境基本計画（案）について〔諮問〕

那須塩原市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する計画「第 2 期那須塩原市環境基本計画」を定めたいので、那須塩原市環境基本条例第 8 条第 3 項の規定により意見を求めます。

◆ 答申書

平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

那須塩原市長 君 島 寛 様

那須塩原市環境審議会会長 大久保 忠旦

第 2 期那須塩原市環境基本計画（案）について〔答申〕

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日付け那塩環管第 4 2 6 号で諮問のあった「第 2 期那須塩原市環境基本計画（案）」につきまして、下記のとおり答申いたします。

記

平成 2 8 年 1 2 月 1 9 日の環境審議会における審議の結果、第 2 期那須塩原市環境基本計画（案）については、適切な計画であると認めます。

今後においても、市民、事業者、市の協働による環境の保全及び創造に関する取組を積極的に推進し、本計画に定めた市の将来像「人と自然が調和し みんなでつくる 持続可能なまち 那須塩原」の実現に努められることを期待します。

◆那須塩原市環境審議会委員名簿

区分	関係機関・団体等名	職名等	氏名	備考
学 識 経 験 者	那須塩原市動植物調査研究会	委員	刈部 敬子	副会長
	那須塩原環境ボランティアの会	役員	人見 カヨ子	
	那須野が原の自然調査会	会長	千葉 保昌	
	宇都宮共和大学	名誉教授	大久保 忠旦	会長
	株式会社那須環境技術センター	代表取締役	福田 篤志	
	那須野農業協同組合なの花会	会員	大島 真由美	
	那珂川北部漁業協同組合	副支部長	橋本 勇一	平成27年度
	塩原漁業協同組合	役員	君島 章男	平成28年度
	輝きネットなすしおばら	副会長	八木澤 敏子	平成27年度
		会長	柳場 美枝子	平成28年度
	栃木県弁護士会	弁護士	大木 一俊	
	県立高校元校長	月井 誠一	副会長	
機 関 係 職 員 政	県北環境森林事務所	環境部長	中河原 浩	平成27年度
			伊澤 文彦	平成28年度
	那須農業振興事務所	所長	吉澤 豊	平成27年度
		企画振興部長	斉藤 総幸	平成28年度
	那須塩原警察署	生活安全課長	谷田部 昌伸	
	塩那森林管理署	署長	高木 鉄哉	
大田原土木事務所	次長	益子 崇		

◆那須塩原市環境基本計画市民懇談会委員名簿

区分	関係機関・団体等名	氏名	備考
市民団体・事業者団体等	げんごろうの会	松木 隆雄	
	那珂川の自然と溪流魚を守る会	阿久津 克巳	
	那須塩原市PTA連絡協議会	澁井 優二	平成27年度
		野村 知子	平成28年度
	那須塩原市自治会長連絡協議会（黒磯）	吉成 久幸	
	那須塩原市自治会長連絡協議会（鍋掛）	後藤 浩之	
	那須塩原市自治会長連絡協議会（東那須野）	花塚 栄	平成27年度
		栗川 孝	平成28年度
	那須塩原市自治会長連絡協議会（高林）	石井 博	平成27年度
		室井 忠雄	平成28年度
	那須塩原市自治会長連絡協議会（西那須野）	橋本 秀晴	
	那須塩原市自治会長連絡協議会（塩原）	井上 武志	
	那須塩原市自治会長連絡協議会（帯根）	伊藤 英男	平成27年度
		織田 哲徳	平成28年度
	輝きネットなすしおばら	柳場 美枝子	
	那須塩原市地域婦人会連絡協議会	岩瀬 弘子	
	那須塩原市消費生活推進連絡会	金子 きよみ	平成27年度
		佐藤 啓子	平成28年度
	エコライフネットワーク「とちぎ」	大内 康子	
	一般社団法人黒磯那須青年会議所	秋間 英司	
	一般社団法人那須野ヶ原青年会議所	室井 正樹	
	那須野ヶ原土地改良区連合	星野 恵美子	副会長
	那須疏水土地改良区	木下 巖	平成27年度
		猪瀬 清	平成28年度
	那須塩原市森林組合	八木沢 義雄	
	那須塩原環境ボランティアの会	藤田 恵美子	
	とちぎエコリーダー	尾坂 明	
		印南 良子	平成27年度
		阿久津 武	
		阿久津 京子	平成28年度
		吉田 貞夫	
	地球温暖化防止活動推進員	赤平 達也	平成28年度
		時庭 勝彦	平成28年度
		櫻井 敬子	平成28年度
		西川 優	平成28年度
		高根沢 満	平成28年度
		増渕 一夫	平成28年度
		國宗 正則	平成28年度
	那珂川北部漁業協同組合黒磯支部	橋本 勇一	
	塩原漁業協同組合	手塚 秀人	
那須野農業協同組合 黒磯営農経済センター	室井 一男	平成27年度	
	相馬 賢市	平成28年度	
酪農とちぎ農業協同組合 那須高原支所	渡辺 祐一	平成27年度	
	相馬 信高	平成28年度	
那須グリコ乳業株式会社	室井 忠		
那須塩原市商工会	大島 三千三	平成27年度	
	川崎 誠	平成28年度	
西那須野商工会	佐藤 幹雄		

区分	関係機関・団体等名	氏名	備考
市民団体・事業者団体等	黒磯観光協会	秋元 義彦	平成27年度
		山口 忠孝	平成28年度
	西那須野観光協会	竹田 正	平成27年度
		氷見 定明	平成28年度
	NPO法人塩原温泉観光協会	大塚 建一	平成27年度
	塩原温泉旅館協同組合	大塚 美昭	平成27年度
	板室温泉旅館組合	山口 忠孝	
	一般財団法人関東電気保安協会 栃木事業本部那須事業所	高野 厚志	
	株式会社ブリヂストン栃木工場	鈴木 理孝	平成27年度
		海老谷 尚彦	平成27年度
		及川 洋介	平成28年度
	株式会社ブリヂストン那須工場	大平 和明	平成27年度
		木村 充晴	平成28年度
	カゴメ株式会社 那須工場	大西 宏明	平成27年度
		伏見 治朗	平成28年度
	セイコーNPC株式会社 塩原テクノロジーセンター	阿久津 隆典	
	ボッシュ株式会社	高橋 賢祐	
	株式会社バンテック	鈴木 大介	
	NEC ネットワークプロダクツ株式会社 那須塩原工場	菅沼 宏	平成27年度
		山本 光明	平成28年度
	KBE サービス株式会社	細川 博司	
	日本金型材株式会社 那須青木事業所	赤羽 恵一	
	大和樹脂株式会社 那須工場	松本 充志	平成27年度
		新村 雅夫	平成28年度
	株式会社アイ電子工業	國宗 正則	平成27年度
		鈴木 悟	平成28年度
	那須製紙株式会社	城田 和郎	
	株式会社ダイユー	渡部 登志一	
	一般社団法人栃木県エルピーガス協会北那須支部	後藤 立美	
	一般社団法人那須塩原市建設業協会	石川 裕之	平成27年度
		宮澤 宏	平成28年度
一般社団法人栃木県建築士会那須塩原支部	半田 久男		
一般社団法人栃木県建築士会大田原支部	君島 広之		
一般社団法人栃木県環境美化協会	齊藤 悦雄		
那須塩原管工事業協同組合	小出 文雄	平成27年度	
	佐久間 進	平成28年度	
株式会社那須環境技術センター	大島 賢一	会長	
東レバッテリーセパレーターフィルム株式会社	名取 眞一	平成28年度	
県北環境森林事務所	戸田 祥行	平成27年度	
	河俣 雅久	平成28年度	
那須農業振興事務所	岸 洋助	平成27年度	
	小島 隆	平成28年度	
大田原土木事務所	長谷川 教高	平成27年度	
	山口 正紀	平成28年度	
塩那森林管理署	山岸 博美	平成27年度	
	吉江 朋子	平成28年度	
那須塩原市役所	佐原 勝美	平成27年度	
	染谷 未央	平成28年度	

◆那須塩原市環境基本条例

平成17年1月1日

条例第 146号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等における基本方針（第7条）

第2節 環境基本計画（第8条）

第3節 環境の保全及び創造に関する施策（第9条—第22条）

第3章 環境審議会（第23条）

附則

那須塩原市は、北部の急峻な山岳地帯を源とする那珂川や箒川によって形成された広大な那須野が原扇状地に位置し、実り豊かな農地、平地林の緑等、変化に富んだ恵まれた自然を有している。

先人は、那須野が原の野に鍬（くわ）を入れ、以来、厳しい自然条件の中で水を求め、営々と開拓に励み、助け合い、たゆまぬ努力で県北の中核都市那須塩原市の礎を築いてきた。

しかし、今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費することなどにより、環境汚染や環境破壊など、環境への負荷を増大させ、私たち人類の生存基盤である地球環境をも脅かすまでに至っている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境のもと、安全で快適な生活を営む権利を有するとともに、その良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

今私たちは、人と自然との共生を図るとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、市、事業者及び市民（以下「すべての者」という。）が連携し、協力して、事業活動や日常生活において環境の保全及び創造に向けた行動を実践し、かけがえのない地球環境保全に貢献していくことを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（自然環境の保全や公害の防止にとどまらず、潤いと安らぎのある快適な生活空間を創出することをいう。以下同じ。）について基本理念を定め、並びにすべての者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

3 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代に継承されるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生できるような多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の復元力に限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努める責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境の負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等における基本方針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を旨として、施策相互の調整を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、那須塩原市の自然環境及び歴史的文化的な所産の保全に努め、良好な景観の形成を図り、及び質の高い環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するとともに地球環境保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向性に関する事項
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映させるため必要な措置を講ずるとともに、第23条に規定する那須塩原市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造に関する施策

(自然環境の保全や公害の防止)

第9条 市は、環境の保全の推進に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、公害、自然環境の劣化等の環境の保全上の支障を防止するため必要な規制、誘導、施設の整備等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(快適な生活空間の創出)

第10条 市は、歴史的文化的所産の保全及び美しい街並みの形成に努め、潤いと安らぎのある良好な環境を創出するように、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用のための措置)

第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の推進)

第12条 市は、環境の負荷を低減するため環境管理の体制の整備に努めるとともに、市民等が環境への負荷

を低減するよう自主的な管理を行うことを促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第14条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進等)

第15条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解と関心を深められるように、教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、前2条に定める事項を推進するため、環境の状況その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(市民等の意見の反映)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について市民等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の調整及び推進)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(報告書の作成)

第21条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

(地球環境保全の推進)

第22条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第3章 環境審議会

第23条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、那須塩原市環境審議会（以下「環境審議会」という。）を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画について、第8条第3項の規定により意見を述べること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本事項を調査審議すること。

3 前2項で定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

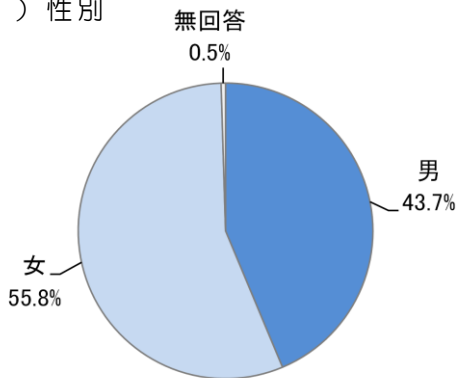
この条例は、平成17年1月1日から施行する。

◆市民アンケート結果

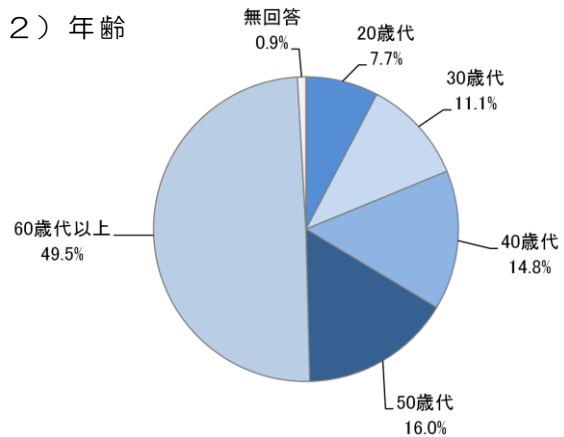
調査対象及び調査数	満 20 歳以上の市民から無作為に抽出した 2,000 人
調査方法	アンケート調査用紙の郵送
調査期間	平成 27 年 9 月 18 日～平成 27 年 10 月 8 日
回答数及び回収率	831 人（回収率 41.6%）

質問 1 回答者の属性について

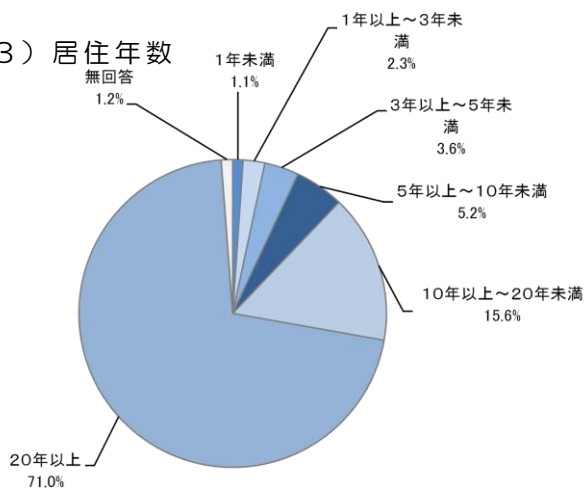
(1) 性別



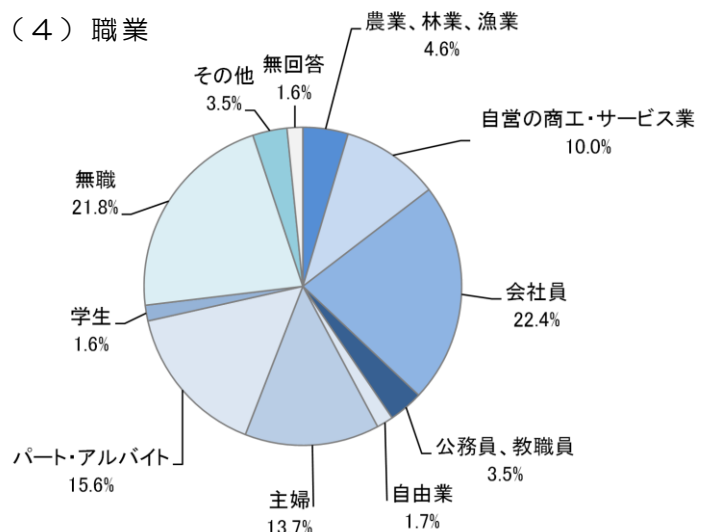
(2) 年齢



(3) 居住年数



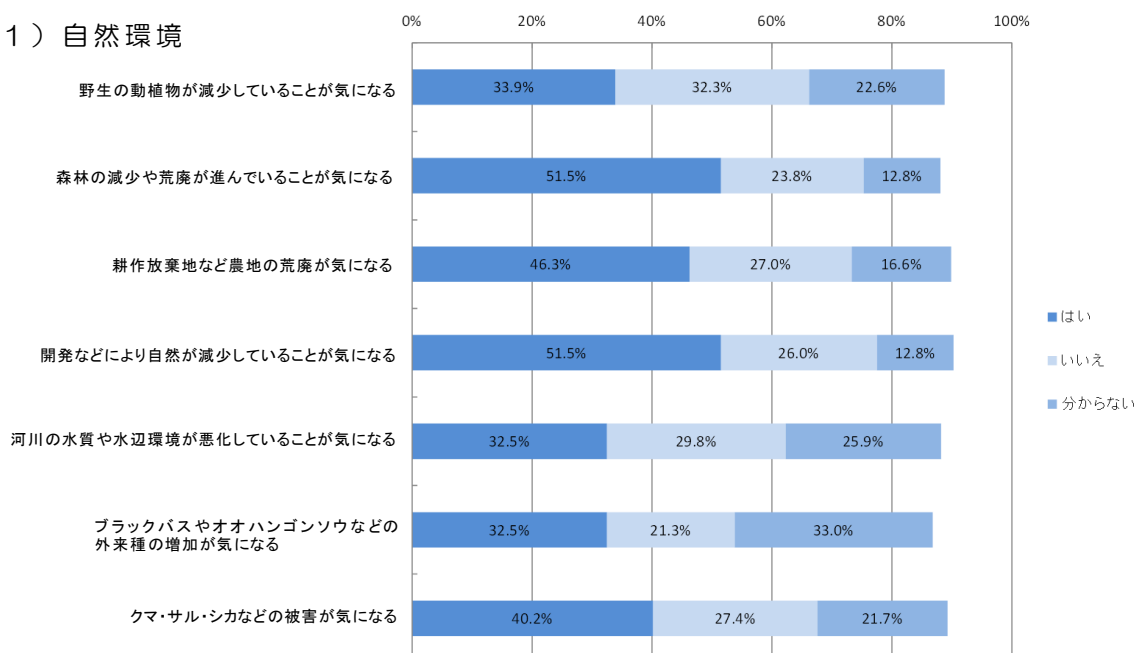
(4) 職業



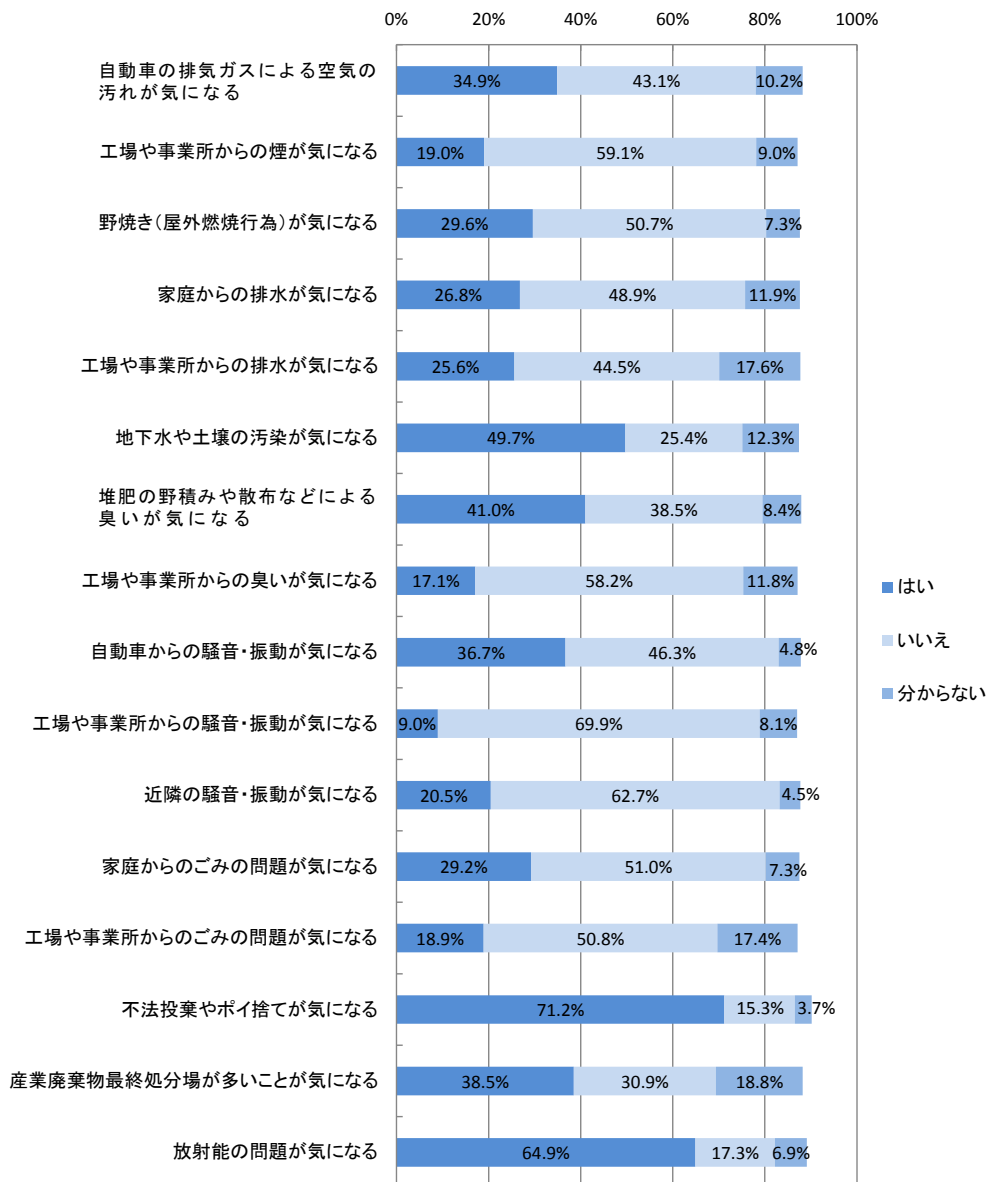
質問 2 あなたの身近な環境の状況について

あなたがお住まいの地域の環境の状況について、最近どのように感じていますか。

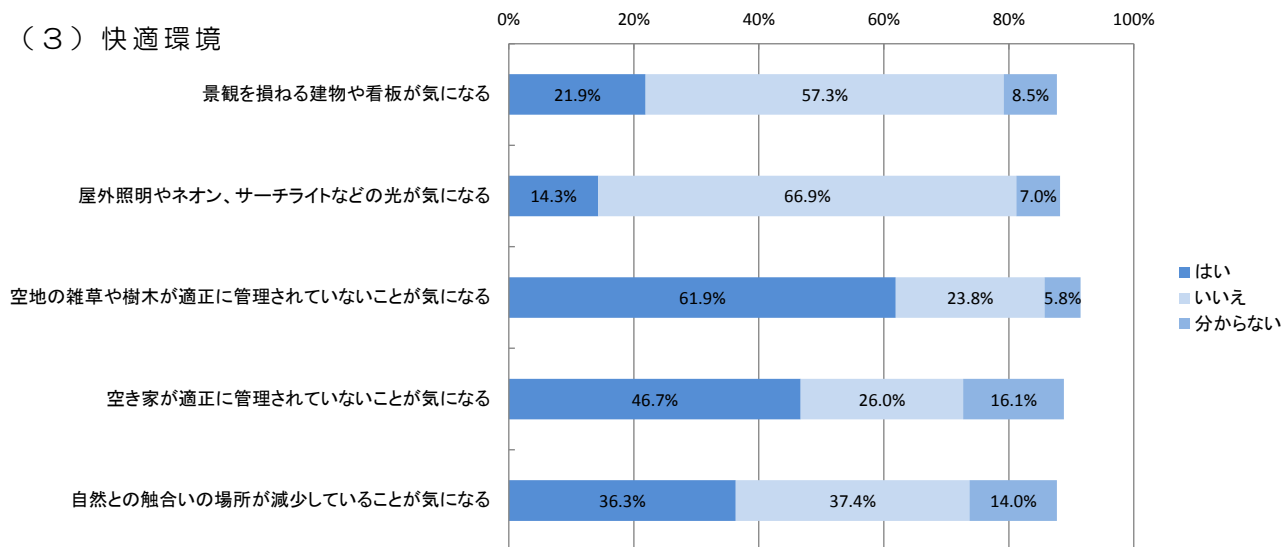
(1) 自然環境



(2) 生活環境

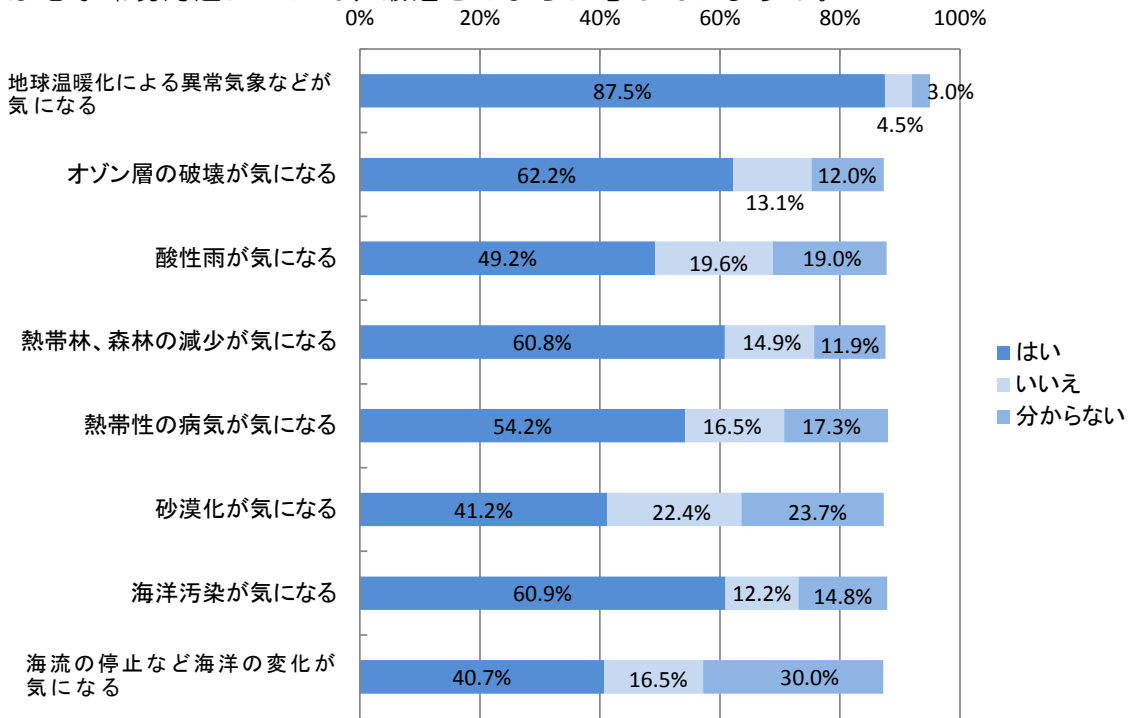


(3) 快適環境



質問3 地球環境問題について

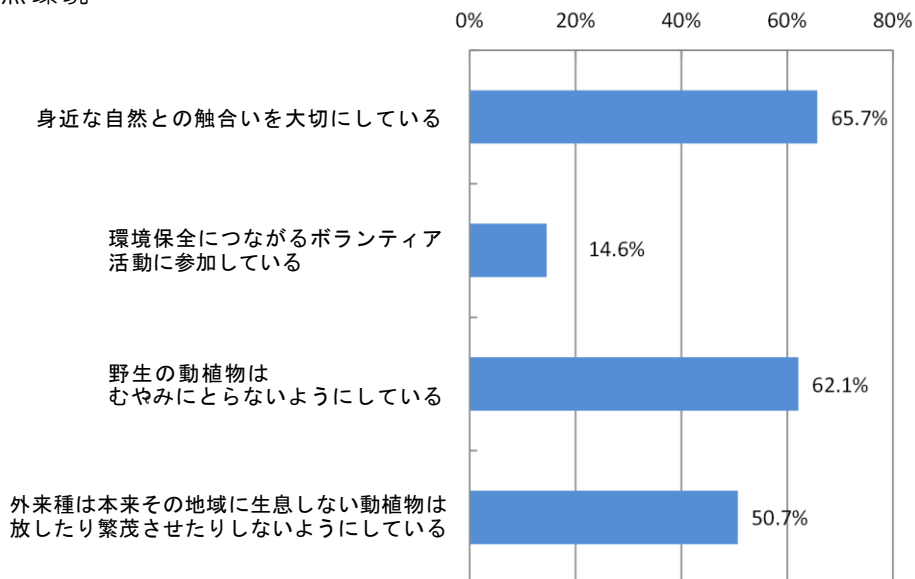
あなたは地球環境問題について、最近どのように感じていますか。



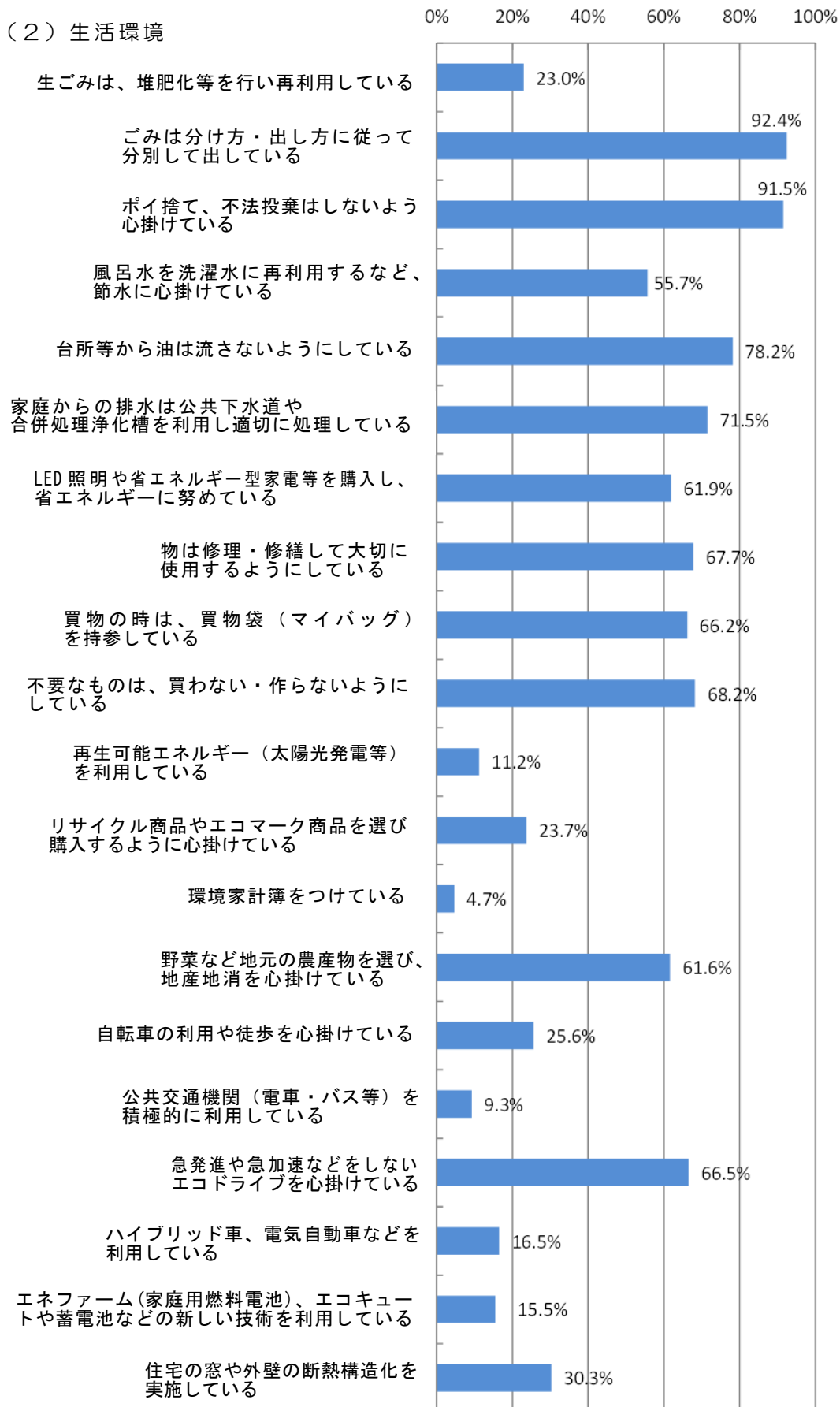
質問4 環境に関する取組について

あなたを含めた御家族が環境を守るため、日常生活で取り組んでいるものは何ですか。

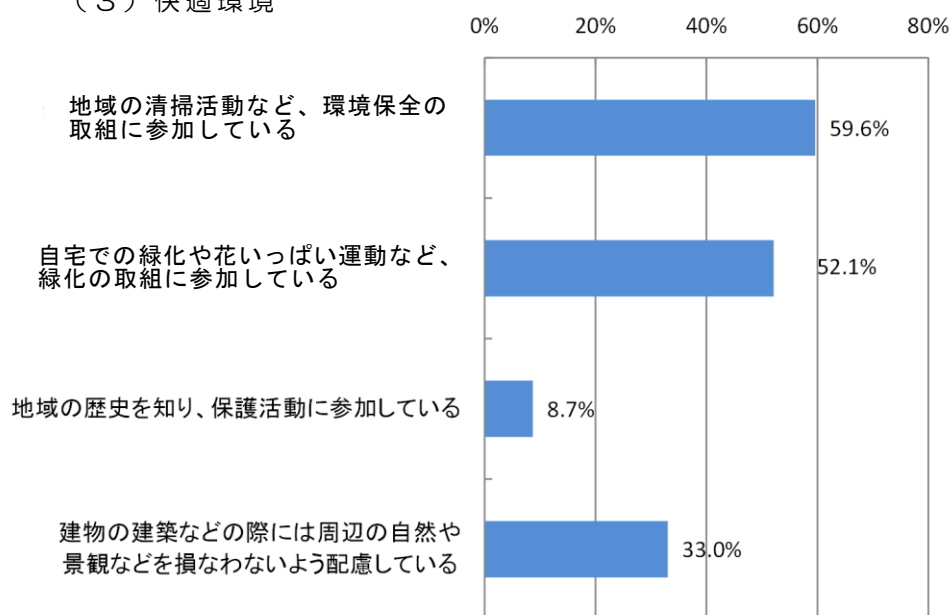
(1) 自然環境



(2) 生活環境

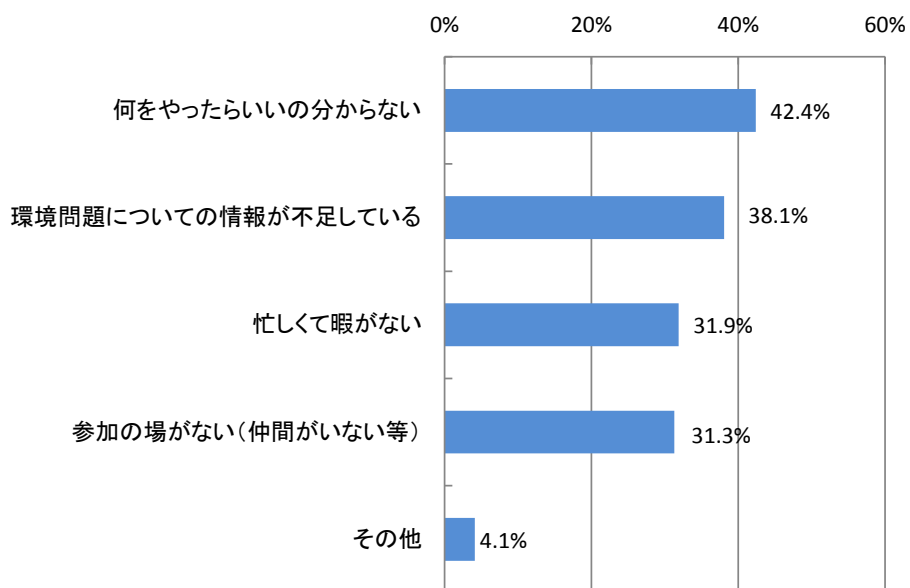


(3) 快適環境



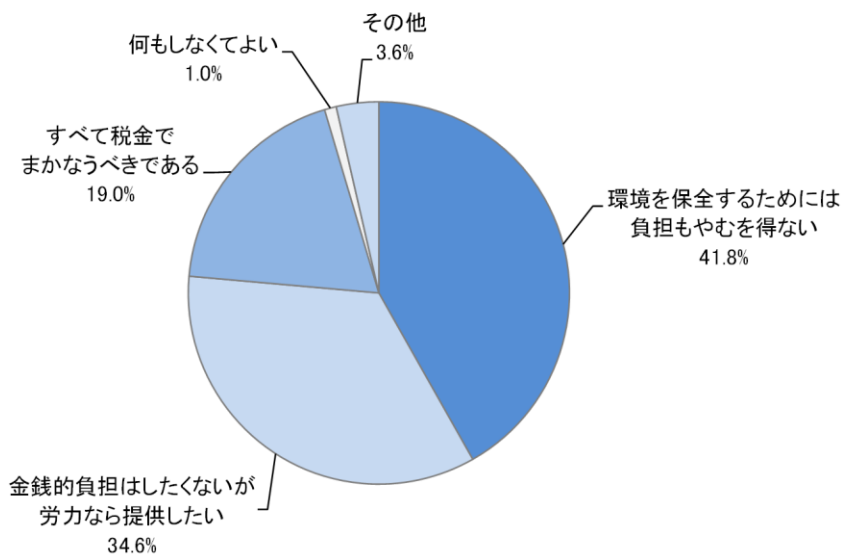
質問5 環境問題に取り組む場合の問題点について

あなたが環境問題に取り組む場合に、困っていることは何ですか。



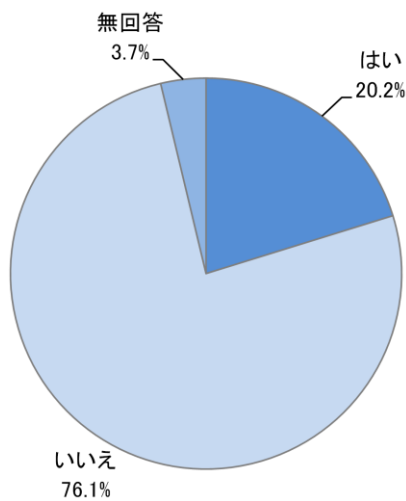
質問6 環境を保全するための負担や労力について

あなたは、市民が環境を保全するために金銭的負担や労力の提供をすることについて、どのようにお考えですか。



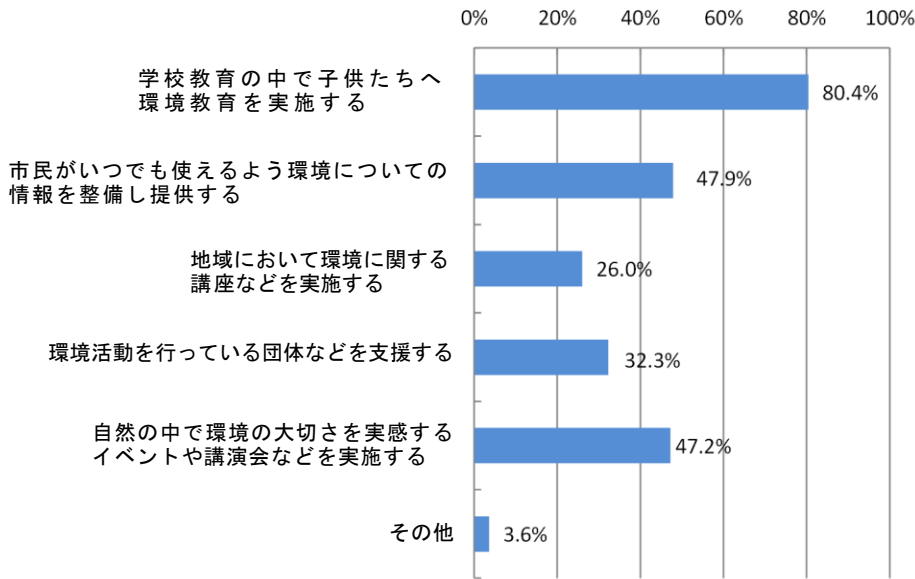
質問7 講演会や学習会への参加経験について

あなたは、地球環境問題、水の汚れ、景観、リサイクル、ごみ問題など、環境に関連する講演会や学習会に参加したことがありますか。



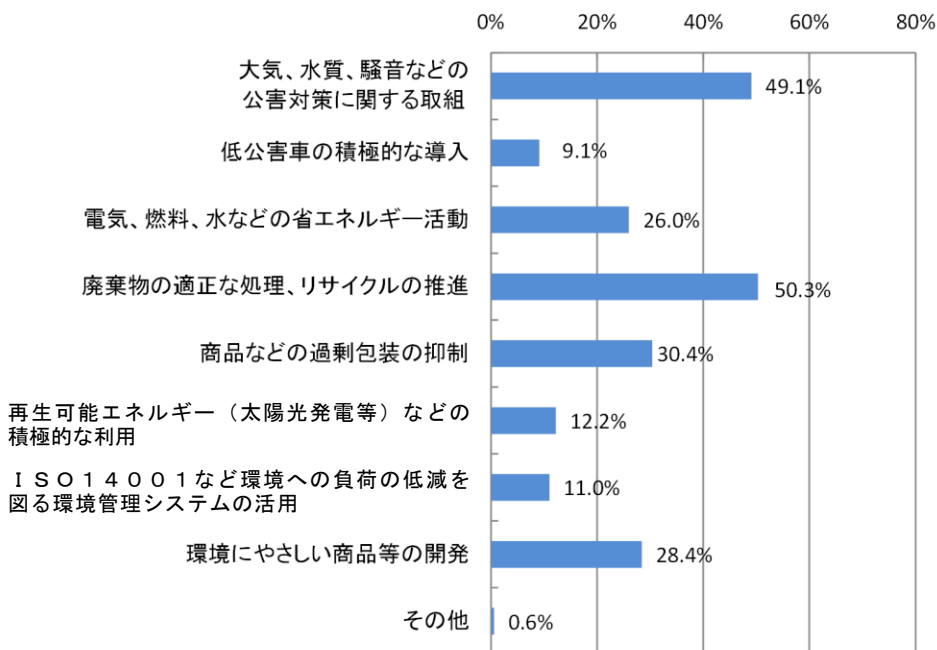
質問8 環境教育や環境学習について

あなたは環境教育や環境学習について、どのように進めていけば良いと思いますか。



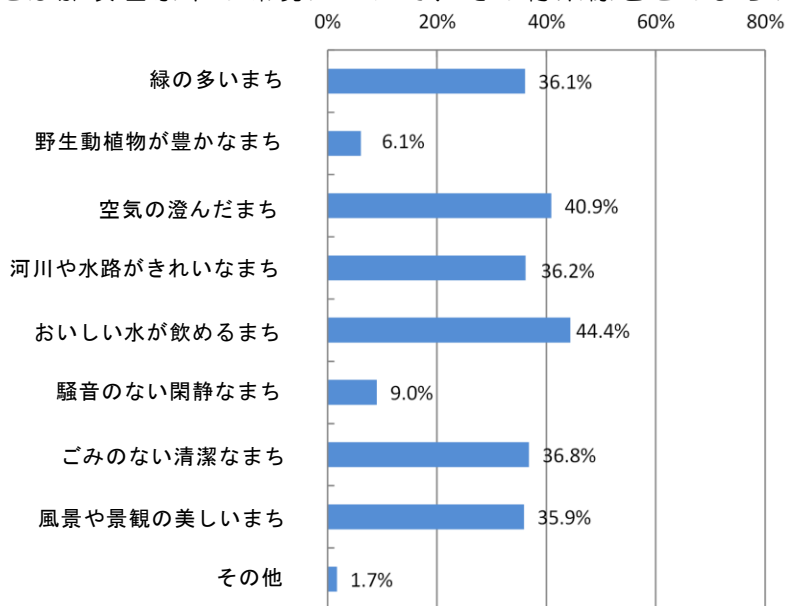
質問9 企業や事業所に期待することについて

環境を保全するために、あなたが企業や事業所に期待することは何ですか。



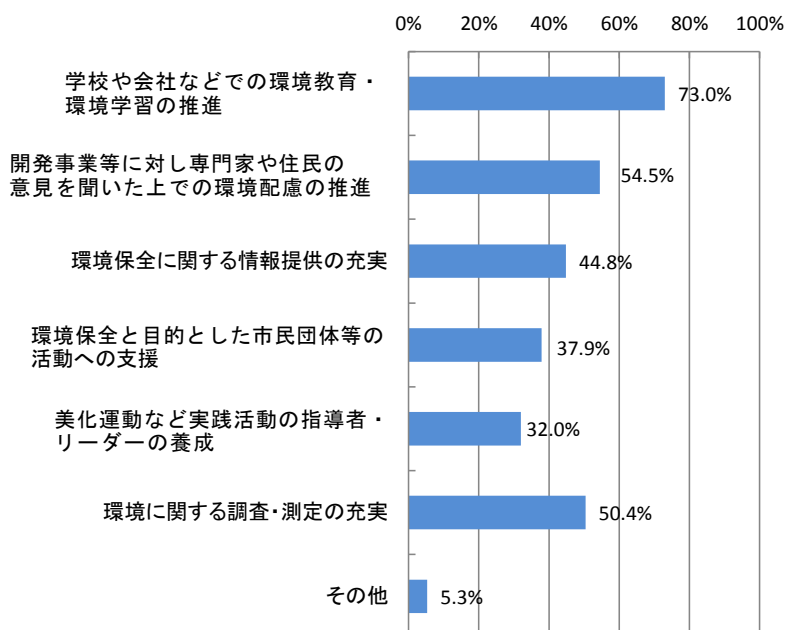
質問 10 那須塩原市の環境を巡る将来像について

あなたは那須塩原市の環境について、その将来像をどのようにお考えですか。



質問 11 那須塩原市（行政）に望むことについて

環境を保全するために、あなたが那須塩原市（行政）に望むことはどのようなことですか。

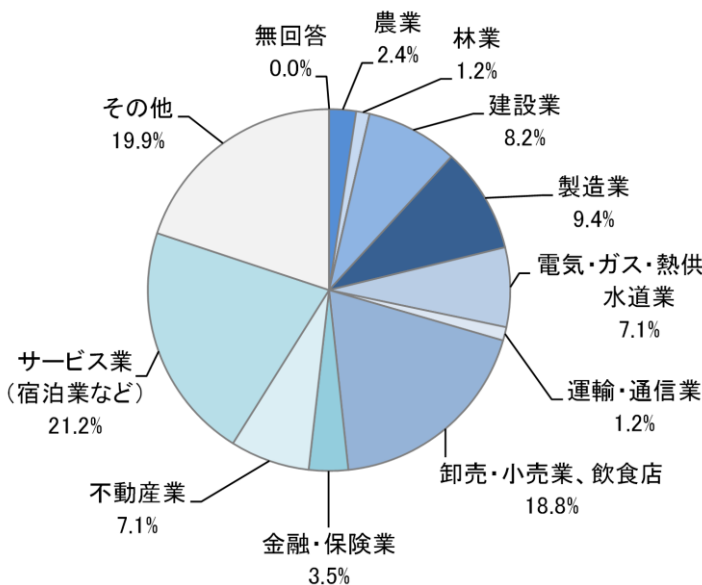


◆事業者アンケート結果

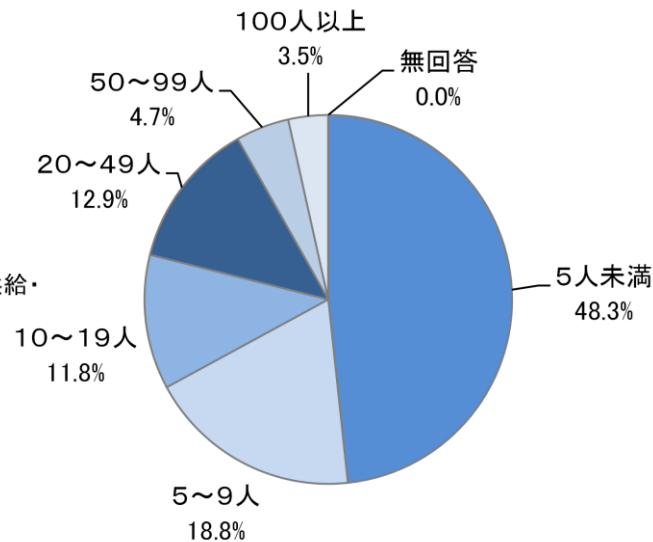
調査対象及び調査数	市内に事業所をおく事業者 200 社を無作為に抽出
調査方法	アンケート調査用紙の郵送
調査期間	平成 27 年 9 月 1 8 日～平成 27 年 1 0 月 8 日
回答数及び回収率	85 事業所（回収率 42.5%）

質問 1 回答した事業所の基本情報について

(1) 業種

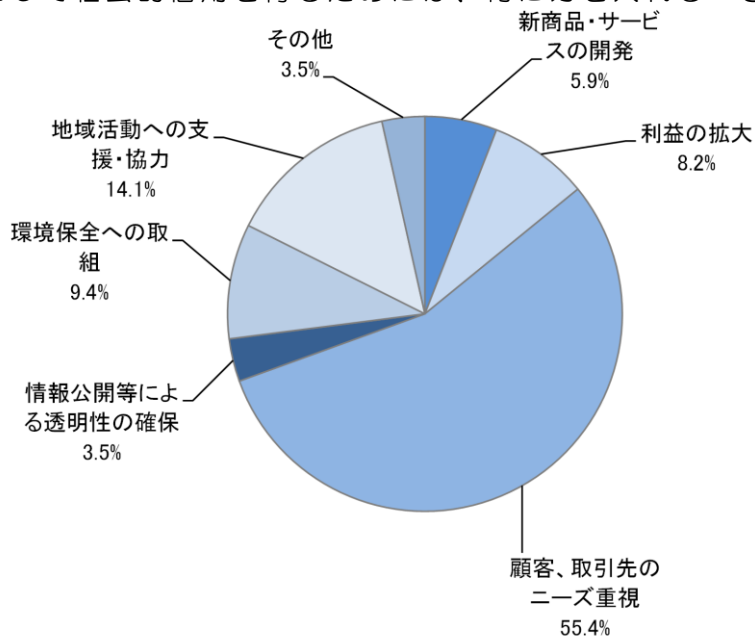


(2) 従業員数



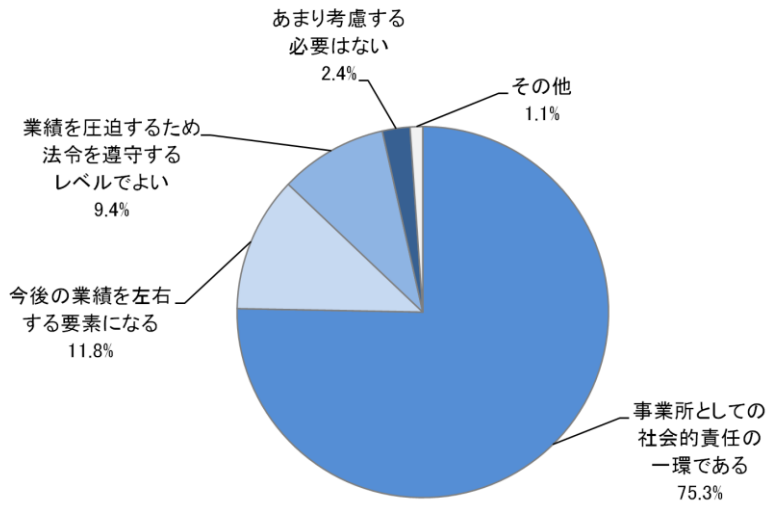
質問 2 事業所としての社会的信用性について

今後事業所として社会的信用を得るためには、何に力を入れるべきであると考えますか。



質問3 環境保全への取組に対する考え方について

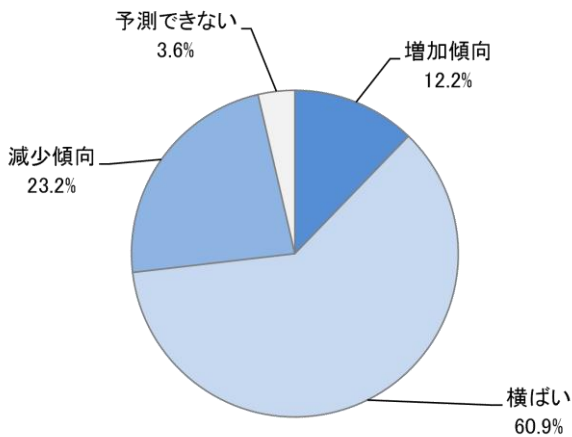
事業所を経営する上で、環境保全への取組について、どのように考えますか。



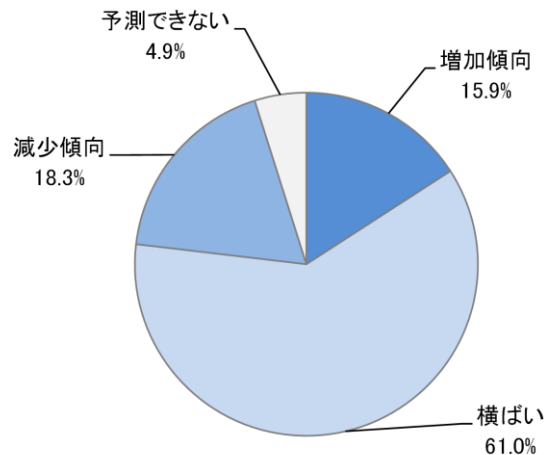
質問4 環境負荷の状況について

貴事業所における今後の電力・燃料使用量及び廃棄物発生量の傾向についてご回答ください。

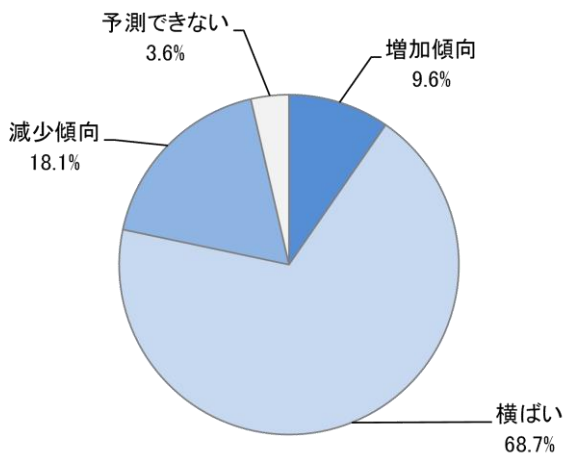
(1) 電力使用量



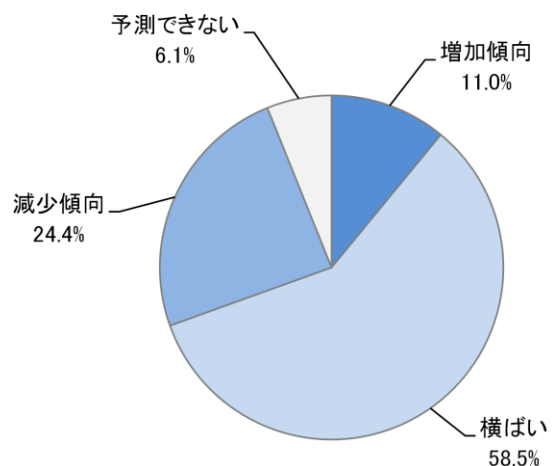
(2) 燃料使用量 (社用車)



(3) 燃料使用量 (施設冷暖房等)

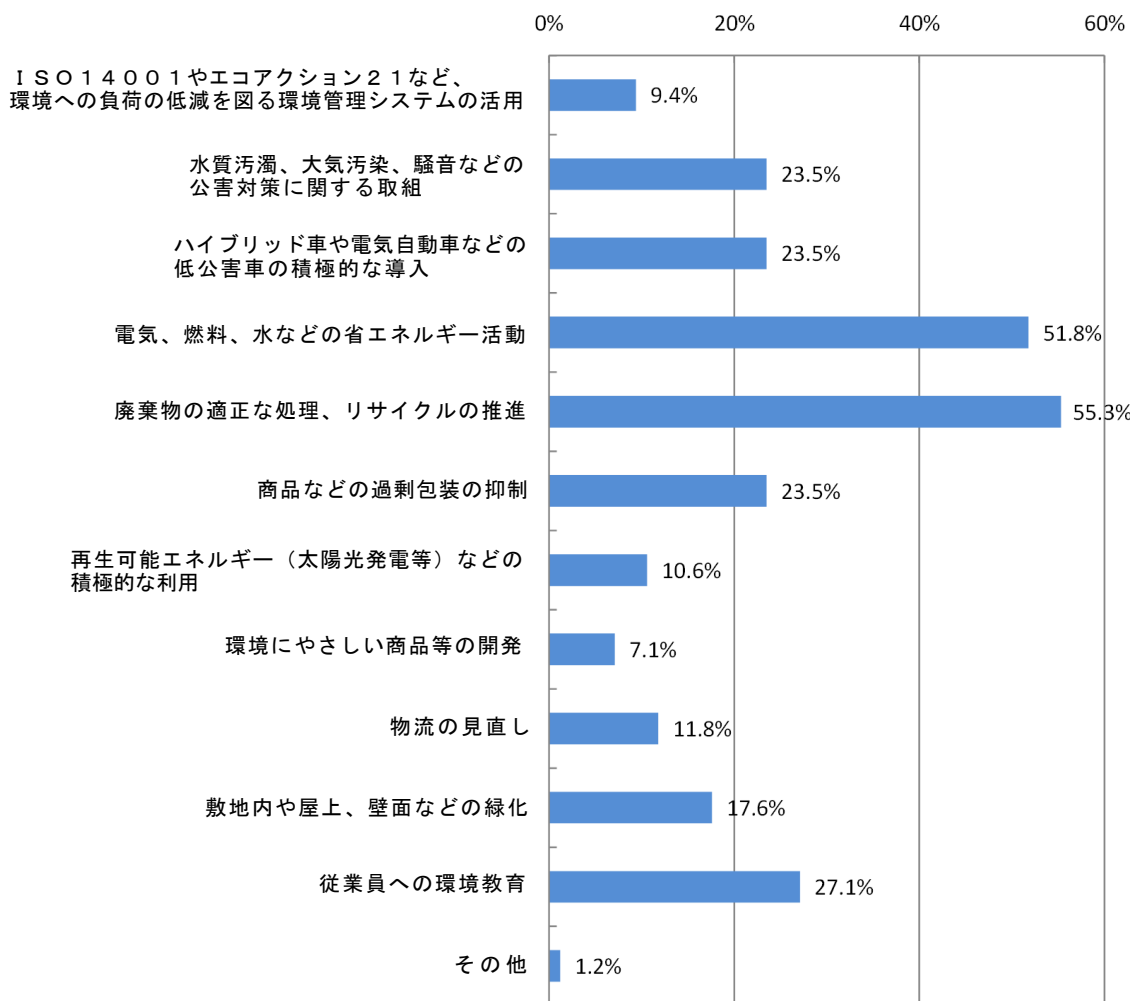


(4) 廃棄物発生量



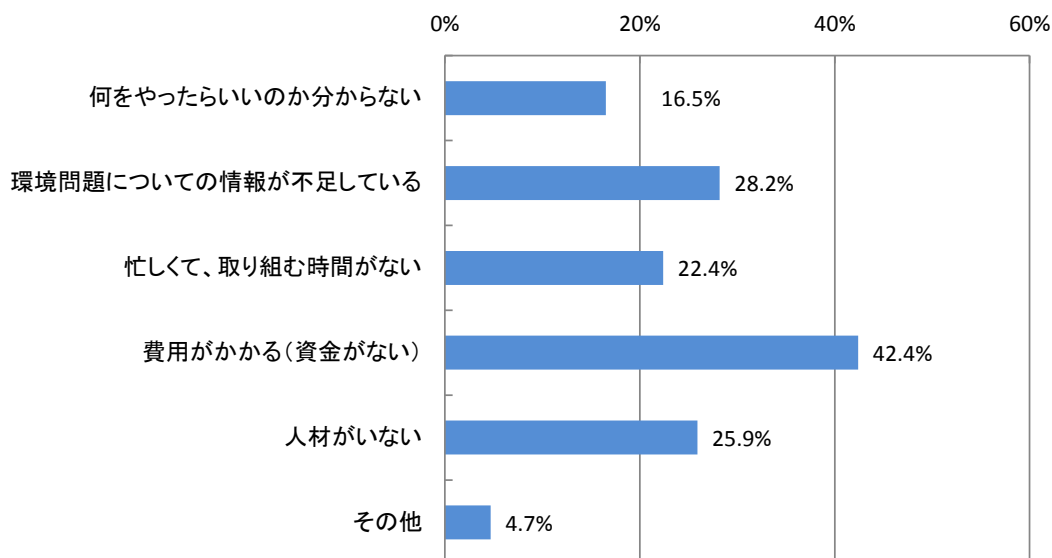
質問5 環境に配慮した経営について

貴事業所で実施している環境保全の取組について、ご回答ください。



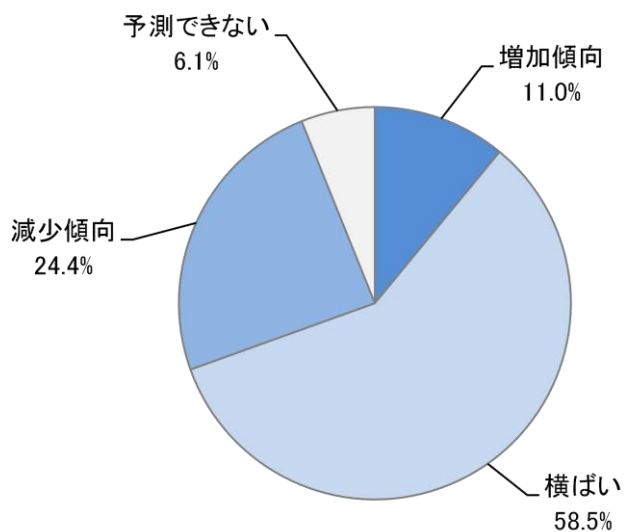
質問6 環境問題に取り組む場合の問題点について

貴事業所で環境問題に取り組む場合に、困っていることは何ですか。



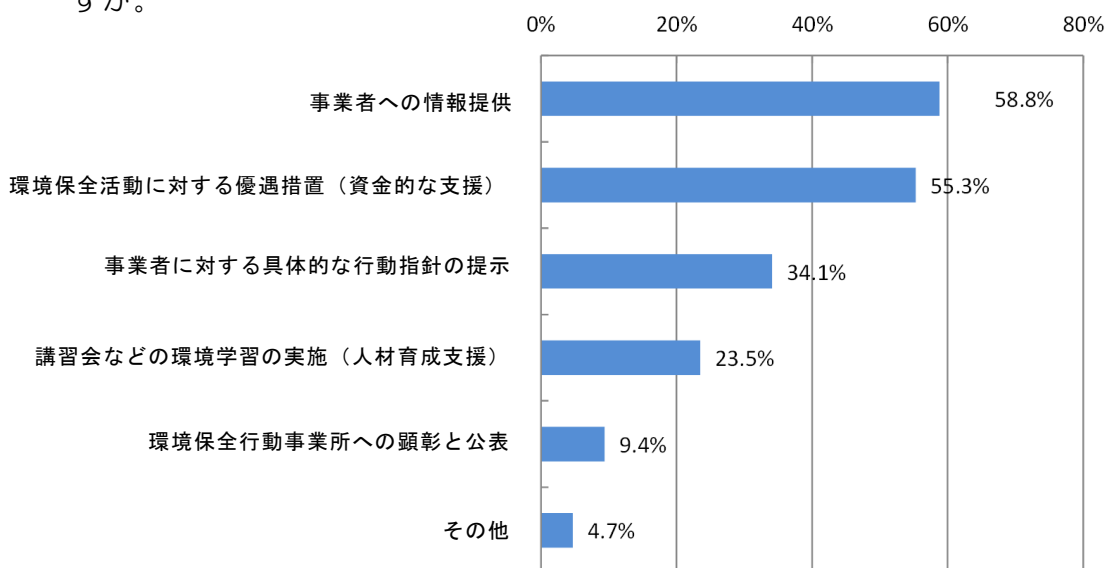
質問7 環境を保全するための負担や労力について

貴事業所では、事業者が環境を保全するために金銭的負担や労力の提供をすることについて、どのようにお考えですか。



質問8 那須塩原市（行政）に望むことについて

環境を保全するために、貴事業所が那須塩原市（行政）に望むことはどのようなことですか。



◆中高生アンケート結果

第2次那須塩原市総合計画策定における中高生アンケート結果について（抜粋）

（出典：第2次那須塩原市総合計画策定に関する中学生・高校生アンケート調査結果報告書
平成27年10月）

- ・問5「あなたは那須塩原市が好きですか。」

回答	中学生		高校生	
	回答数	構成比	回答数	構成比
好き	141	53.6%	36	23.2%
どちらかといえば好き	77	29.3%	72	46.5%
どちらかといえば好きではない	12	4.6%	4	2.6%
好きではない	7	2.7%	3	1.9%
どちらともいえない	26	9.9%	40	25.8%
合計	263	100%	155	100%

- ・問6「あなたは、那須塩原市の良いところ、自慢や誇りに思うところがありますか。」

※複数回答可（1人3つまで）、全体数…中学生：263、高校生：155

	中学生		高校生		合計	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
豊かな森林・雑木林	120	45.6%	60	38.7%	180	43.1%
塩原温泉、板室温泉などの温泉	90	34.2%	45	29.0%	135	32.3%
本州一の酪農	70	26.6%	34	21.9%	104	24.9%
地元のお祭りにぎわい	66	25.1%	31	20.0%	97	23.2%
おいしい水	63	24.0%	33	21.3%	96	23.0%
災害が比較的少ないところ	52	19.8%	31	20.0%	83	19.9%
那珂川・常川など美しい河川	35	13.3%	30	19.4%	65	15.6%
那須疏水などの開拓の歴史	38	14.4%	12	7.7%	50	12.0%
四季おりおりの花	29	11.0%	20	12.9%	49	11.7%
人柄のよさ	35	13.3%	14	9.0%	49	11.7%
おしゃれな飲食店やカフェ	20	7.6%	27	17.4%	47	11.2%
青木邸、大山記念館、 天皇の間などの古い建物	27	10.3%	16	10.3%	43	10.3%
特にない	19	7.2%	16	10.3%	35	8.4%
その他	4	1.5%	3	1.9%	7	1.7%

合計回答数順

- ・問7「あなたは、10年後の那須塩原市がどのようなまちになってほしいと思いますか。」

※複数回答可（1人3つまで）、全体数…中学生：263、高校生：155

	中学生		高校生		合計	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
行きたくなるお店がたくさんあるまち	112	42.6%	68	43.9%	180	43.1%
自然が豊かなまち	93	35.4%	38	24.5%	131	31.3%
清潔で美しいまち	68	25.9%	42	27.1%	110	26.3%
交通の便がよいまち	40	15.2%	52	33.5%	92	22.0%
子育てがしやすいまち	39	14.8%	32	20.6%	71	17.0%
働くところがたくさんあるまち	41	15.6%	29	18.7%	70	16.7%
きれいな景観(まちなみ)があるまち	32	12.2%	32	20.6%	64	15.3%
観光客がたくさん訪れるまち	40	15.2%	24	15.5%	64	15.3%
スポーツを楽しめるまち	49	18.6%	15	9.7%	64	15.3%
災害に強いまち	39	14.8%	12	7.7%	51	12.2%
子どもから高齢者までみんなが健康なまち	32	12.2%	11	7.1%	43	10.3%
隣近所が仲のよいまち	24	9.1%	8	5.2%	32	7.7%
市民であることに誇りをもてるまち	16	6.1%	11	7.1%	27	6.5%
国際的なまち	18	6.8%	8	5.2%	26	6.2%
道路や水道・下水道が整っているまち	13	4.9%	12	7.7%	25	6.0%
農業・林業・畜産業が盛んなまち	17	6.5%	5	3.2%	22	5.3%
毎日通いたい学校があるまち	14	5.3%	8	5.2%	22	5.3%
芸術・文化を大事にするまち	7	2.7%	6	3.9%	13	3.1%
その他	7	2.7%	3	1.9%	10	2.4%

合計回答数順

◆用語解説

あ 行

一般廃棄物 (P12、27、47、51)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第2項において、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

インフラ (P49)

インフラストラクチャーの略語で、道路や鉄道、電気やガス、上下水道などの社会基盤をいいます。

ウォームビズ (P58)

環境省が推奨する、暖房時の室温を20℃にして快適に過ごすライフスタイルをいいます。暖かい服装などで自宅や職場での暖房の使用を控え、地球温暖化対策を進めることを目的としています。

エコアクション21 (P13、26、45、58)

環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法に取り組んでいる事業者等を認証し登録する制度です。特に、中小事業者に広がっています。

エコドライブ (P26、45、57、58)

適正なタイヤ空気圧の点検、アイドリングストップ、経済速度の遵守、急発進・急加速や急ブレーキを控えるなど、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転方法をいいます。

温室効果ガス (P24、25、32、45、46、51)

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主な7物質となります。

か 行

開発帰属公園 (P43)

都市計画法に基づく開発行為に伴って設けられる公園は、同法により地方公共団体に帰属されることが原則となり、これらの公園を開発帰属公園といいます。

外来種 (P14、15、57)

外国に分布していた生物のうち、何らかの要因で日本にも分布するようになった種のことです。

合併処理浄化槽 (P12、19、22、43、44、56、64)

し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のことです。生活排水は、河川などの水質汚濁の原因となっており、浄化槽法の改正により（平成13年度施行）、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。

環境基準 (P11、41)

環境基本法の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めています。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められています。

環境保全型農業 (P39)

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業です。

環境マネジメントシステム (EMS) (P45、51、58)

企業などが環境保全のための行動を計画、実行、評価するために方針や目標、計画などを定め、これを実行、点検して見直すシステムのことをいいます。

揮発性有機化合物 (P40)

常温、常圧で空気中に揮発しやすい有機化合物で、石油由来のベンゼン、トルエン、キシレンなどの炭化水素類や、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどの有機塩素系化合物があります。揮発すると大気汚染物質となり、水に溶けると土壌や地下水汚染の原因物質となります。いずれも発がん性があり、排出基準や環境基準が定められています。

クールビズ (P58)

環境省が推奨する、冷房時の室温 28℃でも快適に過ごすことのできるライフスタイルをいいます。ネクタイをせず半袖シャツを着るなどで冷房の使用を控え、地球温暖化対策を進めることを目的としています。

グリーン購入 (P58)

環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を優先的に購入することをいいます。

光化学スモッグ (P11、19、40、41)

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒド、エアロゾルが空中に停留してスモッグ状になることをいいます。人の健康に悪影響を及ぼすため、大気汚染として問題となっています。

公共下水道 (P12、20、22、43、44、64)

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいいます。

公共交通 (P22、43、50、57)

バス・鉄道など、不特定多数の人が利用する交通手段をいいます。

こどもエコクラブ (P13、48)

こどもエコクラブとは、幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。公益財団法人日本環境協会に登録することにより、情報提供等の支援を受けることができます。

さ 行

最終処分場 (P21、27、41、51)

一般廃棄物又は産業廃棄物を埋め立てるための場所、施設及び設備の総体をいいます。産業廃棄物の最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「安定型」「管理型」及び「遮断型」の3つの種類に区分され、それぞれ埋め立てることができる産業廃棄物の種類、構造基準及び維持管理基準が定められています。

再生可能エネルギー (P6、25、30、32、36、45、49、51、64)

太陽光や太陽熱、中小水力や風力、バイオマス、地熱など、再生可能な特徴を持った次世代のエネルギーをいいます。

里地里山 (P18、39)

都市と自然との間に位置する山あいなどの集落(民家)とこれらを取り巻く林地や農地、川、池などを1つのまとまりとして捉えた地域概念のことをいいます。一般的に、集落を取り巻く林地を里山、それに農地などを含めた地域を里地と呼んでいます。

産業型公害 (P11、42)

事業場に起因する水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害を「産業型公害」といいます。

産業廃棄物 (P21、28、42、47)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の20種類に該当する廃棄物をいいます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物は、排出事業者が、責任を持って、自ら処理することが原則とされています。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度 (P47)

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理、最終処分などを他人に委託する場合、委託した内容とおりの処理が適正に行われたことを確認するための制度で、排出者が委託者に対してマニフェストを交付します。

次世代自動車 (P45、51、57、58)

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音、化石燃料の使用量が少ない自動車のことです。電気自動車、バイオ燃料自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車などをいいます。

自然公園 (P10)

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため指定された区域をいい、自然公園法に基づき国が指定する国立公園と国定公園、栃木県自然公園条例に基づき県が指定する県立自然公園があります。

循環型社会 (P6、14、27、33、36、47、51)

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方をいいます。

省エネ診断 (P46)

エネルギーの使用状況や建築物の構造等を調査・分析し、省エネに関する改善対策を提案する仕組みをいいます。

小水力発電 (P45、51)

河川や水路に設置した水車などを用いてターピンを回し発電する装置をいいます。大規模なダム式の水力発電とは区別されます。

除染 (P20)

放射性物質で汚染された衣類、機器、施設等から汚染を除去することをいいます。

人口減少時代 (P22)

出生数よりも死亡数の方が多く継続して人口が減少していく時期をいいます。

水生生物調査 (P10、38)

河川に生息する水生生物の種類を調べることで、その地点の水質を判定する調査です。

生活排水処理人口普及率 (P19)

下水道や農業集落排水、浄化槽等を含めた生活排水処理施設で処理可能な人口の普及率をいいます。

生息地等保全協定区 (P10、37)

那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき、市と土地の所有者等が締結した生息地等保全協定で定めた土地の区域をいいます。

生態系 (P14、38、57、58)

生物と、生物を取り巻くそれ以外の環境が相互に関係しあって、生命の循環をつくりだしているシステムをいいます。

生物多様性 (P2、6、14、18、32、36、37、38、39、65)

地球上の生物は、約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形作っています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生物多様性は、生態系のバランスを維持する上で重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしています。

平成4年5月に「生物多様性条約」がつくられ、平成28年12月現在、日本を含めて194か国、欧州連合(EU)及びパレスチナが締結しています。

生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

石綿セメント管 (P12)

石綿繊維とセメントを原料とした水道管のことです。石綿セメント管は耐震性が低いことなどから、他の材質の管への布設替えが進められてきています。厚生労働省によれば、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないとされていますが、水道用石綿セメント管の撤去作業等については、石綿粉じん(アスベスト)を吸い込むことによる健康障害が懸念されることから、「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」に基づく対策が必要となります。

た 行

ダイオキシン類 (P19、40)

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンソフランの総称のことです。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質を持つと言われています。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ごみ焼却施設などからの発生が問題となっています。

地球温暖化 (P6、24、26、27、29、32、45、52)

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める効果があります。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、将来地球の気温が上昇し、洪水や暴風雨による被害増加、数億人規模の深刻な水不足、種の絶滅リスクの増加など、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

地産地消 (P46、57、58)

地元生産、地元消費の略語で、地元で生産されたものを地元で消費するということです。地域の農業と関連産業の活性化により、農地及び森林の保全が期待されます。また、輸送による二酸化炭素の排出も減らすことができます。

地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源によって賄うことを、「エネルギーの地産地消」ともいいます。

長期優良住宅 (P46)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、劣化対策、省エネルギー対策など、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅をいいます。

低炭素社会 (P22、30、49、50)

化石燃料に依存した現在の社会からの脱却を進め、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を低く抑える社会をいいます。

適応策 (P24、45)

ここでは主に地球温暖化に対する適応策を示しており、高温に強い農作物の開発や、豪雨に強いまちづくりなどのことです。

デマンド交通 (P43)

電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態のことです。

特定外来生物 (P14、15、37)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来種（海外起源の外来種）の中から、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものが指定されます。

特定外来生物は、飼育、栽培、保管、輸入、野外へ放つ、植える及びまくこと等が禁止されます。

都市型・生活型公害 (P11、42)

自動車排気ガスによる大気汚染や生活排水等による水質汚濁など日常生活や通常の事業活動に伴うものを、都市型・生活型公害といいます。

な 行

二酸化炭素 (P26、27、56)

炭酸ガス又は無水炭酸ともいい、CO₂とも表記します。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を呈します。大気中には約0.03%存在し、植物の光合成に欠くことのできないものです。しかしながら、人間が石油、石炭、天然ガスという化石燃料を大量に使うようになり、数十年前に比べると十数%程度増加し、引き続き増加の傾向にあると言われています。

熱帯性の病気 (P2、24)

ここでは、デング熱、ジカ熱など、熱帯地域の動物が媒介する感染症を示しています。地球温暖化によってこれらの拡大などが懸念されています。

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH（ゼッチ））
（P51、56）

住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量がおおむねゼロとする住宅をいいます。

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB（ゼブ））（P51、58）

建築構造や設備の省エネルギー、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用、地域内でのエネルギーの面的（相互）利用の対策をうまく組み合わせることにより、エネルギーを自給自足し、化石燃料などから得られるエネルギー消費量がゼロ、あるいはおおむねゼロとなる建築物のことをいいます。

農業集落排水（P19）

農業集落からのし尿、生活雑排水又は雨水を処理する施設をいいます。公共用水域の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境の改善等を目的としています。

は 行

ばい煙（P40）

ばい煙とは、一般的には、工場などで燃料などを燃やしたときに発生する「すす」や「煙」のことをいいます。大気汚染防止法では、「硫黄酸化物」「ばいじん」「有害物質」の3種類をばい煙として指定し、それらの排出基準を設けています。

バイオマス（P25、45、51）

生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語で、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称のことです。具体的には、農林水産物、もみ殻、木くずなどを指します。

廃棄物監視員（P47）

市長からの委嘱により廃棄物の不法投棄防止などの職務に当たっている監視員をいいます。

平地林（P14、16、50、65）

平野部の林をいいます。アカマツ林やコナラ、クヌギを主とした雑木林など、那須野が原の自然を特徴付ける林です。

保安林（P10、38）

森林法に基づき、水源の涵かん養、災害の防止、生活環境の保全・形成、その他公共の目的を達成するために指定され、適切な森林整備を始めとする保全・管理を確保することによって、その公益的機能を維持・増進することとされた森林のことです。保安林に指定された森林は、開発の制限等が課せられますが、各種優遇措置も講じられています。

放射性物質（P20、41）

放射線を出す性質を持つ物質のことで、その性質を放射能といます。

や 行

有機農業（P39、65）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のことをいいます。

ら 行

レッドデータブック（P14、37、50）

レッドデータブックは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）を基礎として、その現状を明らかにした資料のことをいいます。本市では、県内の市町では初めてとなる総合的なレッドデータブックを平成28年度に作成しました。

B

BOD（生物化学的酸素要求量）（P11、41）

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標です。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します。

C

COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）（P24）

COPはConference of Partiesの略。平成27年11月～12月にパリで開催されたCOP21では、世界の気温上昇を2℃未満に抑えるための取組に世界196の国・地域が全て合意しました。

E

ESCO事業（エスコ事業）（P46）

ESCO事業とは、Energy Service Companyの略称で、民間の企業活動として省エネルギーを行い、ビルオーナーにエネルギーサービスを包括的に提供する事業です。ESCO事業を行う事業者のことをESCO事業者と呼びます。

ESCO事業者は顧客に対し、エネルギー削減の包括的なサービスを行い、達成された削減分の一部を報酬として受け取ります。

I

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）（P24）

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）を略してIPCCといいます。国連環境計画と世界気象機関によって設置されました。各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場となります。

ISO14001（P13、26、45、58）

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格、事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組みをいいます。

L

LED（P26、46、56）

通常の電球や蛍光灯に代わり、省電力で長寿命な発光ダイオードを用いた照明のことで、省エネルギーの効果が高いことから、全国の公共機関等で採用されています。

O

os（P10）

水生生物による水質階級の1つです。階級は、os（きれい）、 β ms（少し汚れている）、 α ms（かなり汚れている）、ps（極めて汚れている）の4段階に分かれます。

水生生物調査による出現種のうち、個体数の多い上位約3種類を選び、その中で最も多い指標生物の水質階級をその地点の水質階級とします。

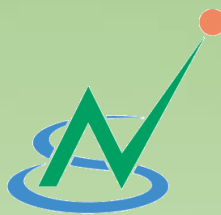
P

PCB機器（P47）

PCBとはポリ塩化ビフェニルの略称で、主に電気機器の絶縁油として使用されていました。PCBは理論的に209種類の異性体が存在し、中でも、コプラナーPCBは毒性が極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされています。これらPCBを使用した機器をPCB機器といい、トランス・コンデンサ・安定器等などがあります。

PM2.5（微小粒子状物質）（P19）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒子の大きさが2.5 μ m以下の非常に小さな粒子のことをいいます。物の燃焼などにより排出されるものと、大気中の化学反応により生成されるもの、自然由来のものがあります。粒径が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系疾患のほか循環器系への影響が懸念されます。



第2期那須塩原市環境基本計画

那須塩原市 生活環境部 環境管理課
〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2
電話 : 0287-62-7193 FAX : 0287-62-7202
<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>

この計画の策定に当たっては、ふるさと寄附金を活用しています。

